

(公財)公益法人協会創立 50 周年記念シンポジウム

多様化する社会と公益法人の可能性

～サステナブルな公益活動の実現に向けて～

報 告 書

開 催 日：2022 年 10 月 18 日(火)

開催場所：日本教育会館一ツ橋ホール
(東京都千代田区一ツ橋 2-6-2)

2023 年 3 月

公益財団法人 公益法人協会

(公財)公益法人協会創立 50 周年記念シンポジウム

多様化する社会と公益法人の可能性

～サステナブルな公益活動の実現に向けて～

報 告 書

開 催 日：2022 年 10 月 18 日(火)

開催場所：日本教育会館一ツ橋ホール
(東京都千代田区一ツ橋 2-6-2)

2023 年 3 月

公益財団法人 公益法人協会

公益法人協会創立50周年を迎えて

公益財団法人公益法人協会
理事長 雨宮孝子

公益法人協会は、2022年10月17日、創立50周年を迎えることができました。人生100年時代と考えると、ちょうど折り返し地点になります。これもひとえに会員の皆様や、多くの関係各位のご支援、ご指導の賜物と心より感謝いたしております。

公益法人協会は、1972年耕文社という印刷業を営む渡辺昌夫氏が私財を出捐し設立した個人立の財団法人です。基本財産500万円という当時としては大変少額なものでしたが、「公益法人は新しい時代を拓く組織である。主務官庁の許可監督制に対し、公益法人側が横のつながりを通して学び、連携し、公益法人の活動を社会に発信し、団結してより良い制度となるよう要望もしていく」という考えのもとで、公益法人協会を設立したようです。渡辺氏の会社を承継されたご子息のお話によれば、公益法人協会設立の目的は、①省庁の縦割り行政で分断されていた公益法人を共通の土俵に乗せること、②会計基準等を作りディスクローズ（情報公開）を推進するため、ディスクローズこそ組織の健全性の出発点だと強調され、現在の会社経営にも反映させているとのことでした。渡辺氏の周りには志のある人々が多く集まり、喧々諤々の議論もなされ、あたかも公益法人のサロンとなっていたようです。

創設者の考え方は、今でも公益法人協会のミッションとして受け継がれています。公益法人の存在意義、公益とは何か、海外の公益法人制度はどうなっているのか、非営利法人の全体像はどうなっているのか等、非営利公益活動に関する法制度、税制度、会計基準等海外の制度研究を含め調査研究に多くの時間を費やしました。大きな動きとしては、2003年以降から始まった公益法人制度の抜本的改革に関して、公益法人あげて多くの議論をし、提言を行ってきました。

そのような中2011年3月11日、東日本大震災が起こり、翌日には緊急に寄付を募集し多くの被災団体や支援団体に助成を行いました。

2008年から新公益法人制度改革が実現し多くの点で公益法人にとって良い結果とはなりましたが、それも14年を経過すると収支相償、遊休財産規制、変更認定、変更届などの不明確さ、情報公開の徹底など新制度にも問題点が現れました。

新しい資本主義を推進する現政権では、2022年10月より山際大臣（経済財政政策担当）のもと「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」を設置し、民間にとっての利便性向上の観点から公益法人制度の見直しを検討することになりました。公益法人協会もこの有識者会議の議論に参加します。

公益法人協会は、より良い民間公益活動ができますよう全力を尽くす所存です。これからの50年もご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

スケジュール

日 時：2022 年 10 月 18 日(火) 13:00～19:00

場 所：日本教育会館一ツ橋ホール(東京都千代田区一ツ橋 2-6-2)

公益 益法人協会創立 50 周年記念シンポジウム

司会：長沼良行・公益法人協会理事

13:00 開 会

主催者挨拶:雨宮孝子 公益法人協会理事長

来賓挨拶 :鈴木英敬 内閣府大臣政務官

13:20 セッション1: 基調講演「公益法人のガバナンスと成長戦略」

(講師)溜箭将之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

14:20 セッション2: 公益法人制度の環境と課題 ―10 年を振り返る―

(報告)太田達男・公益法人協会会長

勝又英子・(公財)日本国際交流センター専務理事

堀田 力・(公財)さわやか福祉財団会長

山岡義典・(公財)助成財団センター会長

15:30 休 憩

15:40 セッション3: パネルディスカッション「多様化する社会と公益法人―展望と提言―」

(進行役)鈴木勝治・公益法人協会副理事長

片山正夫・(公財)セゾン文化財団理事長

清水肇子・(公財)さわやか福祉財団理事長

鈴木幸夫・(公財)知床自然大学院大学設立財団理事

平井俊邦・(公財)日本フィルハーモニー交響楽団理事長

雨宮孝子・公益法人協会理事長

17:15 シンポジウム閉会

17:30 懇親会・小コンサート(日本フィルハーモニー交響楽団協力)

19:00 閉 会

シンポジウム登壇者プロフィール

来 賓

Remarks by Honored Guest

鈴木 英敬 (すずき えいけい)



内閣府 大臣政務官

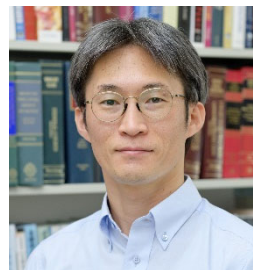
平成 10 年に東京大学経済学部卒業、旧通商産業省(現経済産業省)入省。
平成 23 年の三重県知事選挙で初当選し、以降 3 選を重ねた。令和 3 年の
衆議院議員総選挙に立候補し当選。令和 4 年 8 月に内閣府大臣政務官に
就任。

講演者、報告者

Keynote Speaker & Panelists

セッション1: 基調講演「公益法人のガバナンスと成長戦略」

溜箭 将之 (たまるや まさゆき)



東京大学大学院法学政治学研究科 教授(英米法・比較法、信託法、非営
利団体法)

東京大学法学部卒業後、同助手、立教大学法学部専任講師、准教授、教
授を経て 2020 年より現職。ニューヨーク大学法科大学院 LL.M.、ケンブ
リッジ大学法学部法学ディプロマ。ウィスコンシン法科大学院、ケンブ
リッジ大学モードリン・カレッジ、ハーバード法科大学院、ハーバード・
イェンチェン研究所客員研究員。主著として共著『英国チャリティーその変容と日本への示
唆』(公益法人協会編・岡本仁宏ほか共著、弘文堂 2015 年)、単著『英米民事訴訟法』(東京
大学出版会 2016 年)、単著『アメリカにおける事実審裁判所の研究』(東京大学出版会 2006
年)。

セッション2: 公益法人制度の環境と課題 —10 年を振り返る—

太田 達男 (おおた たつお)



公益財団法人公益法人協会 会長

京都大学法学部卒。(公社)日本フィランソロピー協会、(公社)成年後見
センター・リーガルサポート、(一財)非営利組織評価センター各理事、
(公社)日本アイソトープ協会、(公財)渋澤栄一記念財団各監事、(公財)
パブリックリソース財団、(一財)社会的インパクト・マネジメント・
イニシアチブ各評議員、(公財)三島海雲記念財団、(公財)武田太加志記
念能楽振興財団顧問などを兼務。『信託業務読本』(近代セールス社・
1991)、『非営利法人設立・運営ガイドブック』(公益法人協会・2012)、共著『公益法人制度改
革』(ぎょうせい・2007)、『市民社会セクターの可能性』(関西学院大学出版会・2015)ほか

勝又 英子（かつまた ひでこ）



公益財団法人日本国際交流センター 専務理事・事務局長

1969年、日本国際交流センター入所。2012年4月より現職。国際共同政策研究や会議の企画・運営、シビル・ソサエティの推進活動に長年従事。これまで中部電力社外取締役、聖心女子学院理事、日本NPOセンター理事、NHK経営委員、公益法人制度改革有識者会議委員、公益法人のガバナンスのさらなる強化等に関する有識者会議委員、朝日新聞紙面審議会委員等を務めた。論文に、「日本のフィランソロピーの伝統と戦後日米関係」、「国際社会と日本のシビル・ソサエティ」など。

堀田 力（ほった つとむ）



公益財団法人さわやか福祉財団 会長・弁護士

京都大学法学部卒。高齢社会NGO連携協議会共同代表、民間法制・税制調査会座長、日本プロサッカーリーグ裁定委員会委員長ほかを兼務。その他、社会保障審議会委員、高齢者介護研究会座長、政府税制調査会委員、東京都社会福祉協議会会長、社会保障改革に関する集中検討会議幹事委員ほかを歴任。近著に『「共助」のちから』『私たちが描く新地域支援事業の姿～地域で助け合いを広める鍵と方策』（共著）など。

山岡 義典（やまおか よしのり）



公益財団法人助成財団センター 会長

東京大学大学院を修了して都市計画の実務についた後、1977年、（公財）トヨタ財団プログラム・オフィサー着任、92年にフリーに。96年、（特活）日本NPOセンター設立、常務理事・事務局長から代表理事を経て顧問に。01年、法政大学教授、退任後、名誉教授に。02年、（特活）市民社会創造ファンド設立、理事長に就任、現在に至る。14年、（公財）助成財団センター理事長に就任、22年退任、会長に。共編著に『日本の財団』『NPO基礎講座〔新版〕』『NPO実践講座〔新版〕』など。

セッション3：パネルディスカッション「多様化する社会と公益法人—展望と提言—」

片山 正夫（かたやま まさお）



公益財団法人セゾン文化財団 理事長

一橋大学法学部卒。（公財）公益法人協会理事、（公財）助成財団センター理事、（公財）ジョイセフ理事、（公財）パブリックリソース財団理事、（一財）非営利組織評価センター評議員、（学）国立学園監事等を兼務。アーツカウンシル東京カウンシルボード議長。『セゾン文化財団の挑戦』（書籍工房早山・2016）、『民間助成イノベーション』（共著、松籟社・2007）、『プログラム・オフィサー』（共著・学陽書房・2007）ほか。

清水 肇子（しみず けいこ）



公益財団法人さわやか福祉財団 理事長

学習院大学ドイツ文学科卒業。三菱銀行、シティバンクを経て、フリーのキャリアコンサルタントとして活動。並行して現さわやか福祉財団の創立時にボランティアで参画、2014 年から現職。厚生労働省の地域包括ケアシステム、新地域支援事業に関する委員、ボランティア休暇等普及広報検討委員、内閣府政策コメンテーター他、自治体の介護保険事業（支援）計画・保健福祉施策推進に関する委員等を務める。（公財）公益法人協会理事、国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター主監など。

鈴木 幸夫（すずき ゆきお）



公益財団法人知床自然大学院大学設立財団 理事、在日外国人支援団体カパティラン 理事

早稲田大学第一文学部卒業。新聞社の広告部門で 20 年間、自然保護・環境関連の意見広告・啓発広告やシンポジウムを手がけ、財務・経営管理部門に転じて関連財団法人の公益移行をサポート。2014 年から芸術文化系財団事務局長を 5 年間務めた。知床永久の森づくり委員会委員、日本聖公会東京教区監事などを歴任。サラリーマンの傍らボランティア理事を続ける。

平井 俊邦（ひらい としくに）



公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団 理事長

慶應義塾大学経済学部卒、MIT Sloan School 修士修了。(株)三菱銀行（現・三菱 UFJ 銀行）取締役（香港支店長、本店営業部長）、常勤監査役、千代田化工建設(株)専務取締役、(株)インテック副社長、(株)インテックホールディングス取締役副社長・共同最高経営責任者を歴任。2007 年日本フィル専務理事就任、財団再建並びに公益移行に携わり 2014 年 7 月より理事長。一般財団法人交詢社理事。（写真：©山口 敦）

雨宮 孝子（あめみや たかこ）



公益財団法人公益法人協会 理事長

慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程修了。2004 年～2008 年明治学院大学大学院法務職研究科教授（専門は民法（公益法人、NPO 法人、家族法）、信託法）、2007 年内閣府公益認定等委員会非常勤委員、2008 年同委員会常勤委員、2010 年～2016 年同委員会委員長代理を務め、2017 年から現職。共編著に、『NPO と新しい社会デザイン』『NPO 法コンメンタール』『NPO 実践講座（新版）』など。

鈴木 勝治（すずき かつじ）



公益財団法人公益法人協会 副理事長

昭和 18 年生まれ。東京大学法学部卒業。昭和 41 年三井信託銀行(株)入行。
欧州三井信託銀行（ベルギー）社長、三井信託銀行(株)取締役国際企画部
長・検査部長、東急車輛製造(株)常勤監査役、中央三井信用保証(株)監査役
などを経て、平成 17 年公益法人協会へ。平成 29 年現職。

※所属、肩書は 2022 年 10 月 18 日現在

目 次

1	主催者挨拶	1
	公益財団法人公益法人協会理事長 雨宮 孝子	
2	来賓挨拶	10
	内閣府大臣政務官 鈴木 英敬	
3	基調講演「公益法人のガバナンスと成長戦略」	12
	東京大学大学院法学政治学研究科教授 溜箭 将之	
4	公益法人制度の環境と課題 —10 年を振り返る—	34
	(報告・進行役) 太田達男 (公財) 公益法人協会会長 勝又英子 (公財) 日本国際交流センター専務理事 堀田 力 (公財) さわやか福祉財団会長 山岡義典 (公財) 助成財団センター会長	
5	多様化する社会と公益法人 —展望と提言—	66
	片山正夫 (公財) セゾン文化財団理事長 清水肇子 (公財) さわやか福祉財団理事長 鈴木幸夫 (公財) 知床自然大学院大学設立財団理事 平井俊邦 (公財) 日本フィルハーモニー交響楽団理事長 雨宮孝子 (公財) 公益法人協会理事長 (進行役) 鈴木勝治 (公財) 公益法人協会副理事長	
6	大会声明	103
	公益財団法人公益法人協会 副理事長 鈴木勝治	

1 主催者挨拶

公益財団法人公益法人協会

理事長 雨宮 孝子

<司会>

お待たせいたしました。ただいまより公益法人協会創立 50 周年記念シンポジウムを開催いたします。本日はご多忙のところ、またお足元が悪い中、多数のご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。会場参加で約 150 名、オンライン視聴で約 180 名のお申し込みを頂いております。

本日の進行は、公益法人協会総務部長の私、長沼と、隣におります総務部主任の松野が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会員の皆さまをはじめ、関係各位におかれましては、日頃よりご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。おかげさまで、本日、創立 50 周年を迎え、記念シンポジウム開催の運びとなりました。このシンポジウムは、当協会創立 40 周年以降の 10 年を振り返り、公益法人を巡る制度環境とコロナ禍を経験し、まだその渦中でもあります。今後の民間公益セクターの役割と展望について考えてまいりたいと存じます。

そして、広く提言活動につなげ、活力ある市民社会づくりを、さらに皆さまと共に推進する機会となりますことを願っております。

それでは、開会に当たり、主催者を代表いたしまして、公益法人協会理事長・雨宮孝子よりご挨拶申し上げます。雨宮理事長、どうぞよろしくお願いいたします。

<雨宮理事長>

ただいまご紹介にあずかりました公益法人協会理事長の雨宮でございます(資料：5～9 頁参照)。本日は、公益法人協会創立 50 周年を記念するシンポジウムに、会場、またオンラインでご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。合計 300 人以上のご参加と伺っております。本当にありがとうございます。

この後、ご多忙の内閣府大臣政務官・鈴木英敬様にもご挨拶をいただくことになっております。ありがとうございます。

さて、公益法人協会は 1972 年、昭和 47 年 10 月 17 日、総理府所管の公益法人として誕生いたしました。この 50 年に関わりのある人に焦点を当ててお話をしたいと思います。

当時の世相は、札幌オリンピック、あるいはパンダの到来で、よい影響も、話題もたくさんありましたが、その後に起きた連合赤軍の浅間山荘事件に、国中がテレビにくぎ付けにな

ったこともあります。さらには、翌年からの石油ショックと曇りがちでした。

公益法人協会の創立者は、耕文社という印刷会社の社長さん、渡辺昌夫氏で、友人の東京都職員から東京都の内部で研究会が設置されていた問題の多い公益法人について、公益法人は数多くある。だが、その実態は分からない。それから、許可申請の方法が分からない。役員の天下りや休眠法人の売買もあるように、まず信頼できる参考書が必要なので、公益法人に関する専門書を発行してほしいと依頼されました。

1960 年、昭和 35 年に『公益法人の理論と実務』を刊行しました。これは法務省民事第2課長の監修の下、公益法人に関する初めての専門書でした。その後、この研究会のメンバーは、総理府や会計の専門家などを変容しまして、4訂版まで改訂されました。この度、50 周年を記念しまして、新たに出版を予定しております。

また、1962 年、昭和 37 年には、やはり耕文社から、『公益法人の会計と税務』という本が出版されました。

さて、昭和 35 年後半から、公益法人の不祥事件が頻発しまして、当時の佐藤栄作首相の下、初めて公益法人の行政監察が行われた結果、公益法人の設立および定款変更、あるいは認証基準の作成、あるいは休眠法人の整理、正式な公益法人の会計基準の作成など、勧告が行われました。

このような状況下で、創立者である渡辺昌夫氏は、500 万円という、もうわずかな金額ですが、基本財産を出捐し、公益法人の育成事業、公益法人の問題に関する調査・研究、公益法人間の交流事業を行う財団法人公益法人協会として、総理府から設立の許可を受けました。

私は、1974 年、2 年後ですが、昭和 49 年から財団法人公益法人協会の嘱託として勤務を始めました。ちょうど公益法人協会のすぐ近くの慶應大学の大学院で勉強しておりました。指導教授の田中實先生の信託法の授業を取っており、公益法人協会と信託協会が協力して、公益信託を世に出そうという研究会があるが、その事務局で働いてみないかと誘われて、公益法人協会に入職いたしました。

その研究会は、昭和 51 年の 2 つの公益信託の設立で結果を出しました。公益法人協会では、さまざまご質問や、渡辺理事長が公益法人界の広場になればいいという、毎月の雑誌の作成、セミナーなど、現在でも行っています公益法人のための諸事業で、何が公益事業なのか、当時の民法の規定に問題がないか。実際の問題に真っ向から立ち向かっている公益法人協会の仕事に大変興味を持つことができました。

耕文社の社長を継がれた息子さんのお話を伺うと、渡辺理事長はお辞めになるまで無報酬



雨宮理事長

を貫き、もう時効だと思いますけれども、交際費を耕文社やいくつかの会社をつくって、その中から捻出しておられたようです。公益活動の純粋で、高潔なところを、身をもって体現されたというふうに思います。財団の 500 万という基本財産は運用益では、人件費や経費の捻出はかなり難しく、あたかも志は非常に高い、仕官のかなわない浪人が傘張りで毎日の生活費を賄っているような状況でありました。現在はコロナの影響もあって、厳しいながら 1,400 以上の会員の皆さまのご支援と、事業収入、寄附金などで事業を回すことができております。

渡辺氏が理事長であった時の一番の成果は、1985 年、昭和 60 年の大会で出されました公益法人および公益信託に関する基本法、公益活動基本法の要綱案だろうと思います。この概要は、2006 年の制度改正に限りなく近いものでありまして、公益審議会まで含んだものであります。その先見性には脱帽します。

歴代の理事長は、渡辺氏が会長に退いた後、関成一様、経団連の専務理事でいらっしゃいました。それから次は、伊藤廣一様、元総理府内閣官房管理室長です。それから瀧寺洋一様、元日本銀行統計局長、さらに佐々成美様、元公害調整委員会事務局長、次に太田達男様、元第一勧銀富士信託銀行専務取締役、第 6 代目の理事長です。太田会長は 17 年間理事長をされ、今お話ししましたように現在は会長です。公益信託愛に強く、海外調査をはじめ、3.11 東日本大震災での対応、何よりも新しい公益法人制度改革に対して専門家や、公益法人関係者と共に的確な提言を行い、公益法人界にとってよりよい制度になるよう、訴え続けております。

公益法人協会にとって、忘れてはならない人のお一人が、日本国際交流センター理事長の故・山本正様です。1975 年、昭和 50 年に開催されました日米カナダ国際シンポジウムで、海外のフィランソロピーの実態が日本の公益法人界に紹介されたのをきっかけに、アメリカ、イギリスをはじめヨーロッパ、それからアジア等での法人訪問を導いていただきました、大恩人です。公益法人界の、外国の公益法人法制の知識は、大学の先生よりも強力でした。

日本のフィランソロピー、特に市民社会の推進に大きく貢献した方として、故・林雄二郎先生を挙げたいと思います。現在の助成財団センターの創設者でありますし、さらには NPO 学会の創設者でもあります。公益法人協会のいろいろな研究会にご参加いただきまして、的確なご意見をいただきました。

50 周年記念シンポジウムの挨拶の終わりに当たりまして、わが国の現在ある非営利、公益法人の一部を表にまとめたものです。約 40 万団体以上あります。もちろん、これ以外にも、実は法人法は、日本では非営利に関するものと、100 本以上あります。

だいたい 40 万団体以上ありますが、新しい資本主義のもとでの民間非営利組織は、国や地方自治体、企業の力では賄えない社会課題に対し、スピード感を持って、率先して向き合う存在です。非営利公益組織の柔軟さは、これから進むべき社会の新しい価値を創造し得るものと確信しております。

本日のシンポジウムで、民間非営利組織がどの辺が素晴らしいのか。また、どこが問題なのかを、大いに語りたいと思います。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

<司会>

雨宮理事長、ありがとうございました。

では、続きまして、ご来賓よりお言葉を頂戴いたします。ご挨拶いただきますのは、内閣府大臣政務官・鈴木英敬様でございます。鈴木様は、本年8月に内閣府大臣政務官にご就任され、日本の公益法人制度のまさにかじ取りを担われていらっしゃる方でございます。その他、担務されておりますのは、経済再生ですとか、新しい資本主義、スタートアップ、新型コロナ対策、全世代型社会保障改革などなど、多数ご担当されておりました、本日は、超ご多忙の中、おいでいただきました。

それでは、鈴木政務官、どうぞよろしくお願いいたします。



主催者挨拶(雨宮理事長)

開会あいさつ

Opening Remarks

公益財団法人公益法人協会
理事長 雨宮孝子



JACO 公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Corporate Organizations

設 立

Opening Remarks

1972(昭和47)年10月17日



JACO 公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Corporate Organizations

創立者 渡辺 昌夫

Opening Remarks



JACO 公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Corporate Organizations

『公益法人の理論と実務』
『詳説公益法人会計基準—理論と実務—』



公益事業

- ①公益法人の育成事業
- ②公益法人の調査研究
- ③公益法人間の交流事業

1985(昭和60)年

「公益法人及び公益信託に関する
基本法(公益活動基本法)」

Opening Remarks

2代目理事長
関 誠一(元経団連専務理事)



JACO 公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Corporate Organizations

Opening Remarks

3代目理事長
伊藤 廣一(元総理府内閣官房管理室長)
4代目理事長
瀧寺 洋一(元日本銀行統計局長)



JACO 公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Corporate Organizations

Opening Remarks

5代目理事長
佐々 成美(元公害等審議会局長)



JACO 公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Corporate Organizations

6代目理事長 太田 達男
(元第一勧業富士信託銀行専務取締役)



山本 正氏
(公益財団法人日本国際交流センター 理事長)



林 雄二郎先生
(元東京情報大学 学長)



非営利・公益法人の根拠法と数

約40万3,735法人



JACO 公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Non-Profit Organizations

非営利・公益法人の根拠法と数

法人格名	根拠法	設立	法人数
公益法人	公益認定法 ^{※1}	認定	(22.5.27現在)
公益社団法人			4,171
公益財団法人			5,487
			計 9,658
一般法人	一般法人法 ^{※2}	準則	(22.5.27現在)
一般社団法人			68,941
一般財団法人			7,548
			計 76,489
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法	認証	(22.5.27現在)
特定非営利活動法人			50,469
認定特定非営利活動法人			(1,241)
			計 51,710
社会福祉法人	社会福祉法	認可	(22.5.27現在)
			21,178
学校法人	私立学校法	認可	(20.5.1現在)
			7,992
宗教法人	宗教法人法	認証	(20.12末現在)
			180,544
医療法人	医療法	認可	(22.3末現在)
			56,000
更生保護法人	更生保護事業法	認可	(22.8.1現在)
			164

※1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

※2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

JACO 公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Non-Profit Organizations

2 来賓挨拶

内閣府大臣政務官 鈴木 英敬

公益法人協会の 50 周年、そしてこの記念シンポジウムの開催、また、雨宮理事長はじめ、長きにわたりご尽力いただきました関係者の皆様には、民間公益活動の普及促進、啓発、その支援活動に多大なご尽力を賜りましたこと、心から敬意と感謝を申し上げます。

特にこの一昨年来、新型コロナウイルスの影響で、多くの公益法人が様々な制約から活動がなかなかできない状況にあつて、大変なご苦勞をいただいたと思っております。そうした中におきましても、日々、公益活動に取り組まれた結果、公益目的事業費用額の合計が全国で約 5 兆円に上るなど、民による公益が着実に進展しているものと考えておりますこと、この場をお借りして厚く御礼を申し上げたいと思います。



鈴木 英敬 氏

さて、現行の公益法人制度は 2008 年にスタートしました。今日までの間、東日本大震災や新型コロナウイルスなど社会経済情勢に変化があつた中でありますが、公益法人制度は一度も変わらないまま今日に至っております、公益法人の皆様からは様々なご意見を頂戴しているところであります。

そのようなご意見を踏まえまして、内閣府は本年 10 月 4 日に「新しい時代の公益法人制度の在り方を検討する有識者会議」を立ち上げ、公益法人の活動を活性化する観点から公益認定の基準と国民の信頼確保のための自律的ガバナンスや説明責任の在り方、これを車の両輪としまして議論を進めているところであります。本シンポジウムにおきましても、公益法人の成長とガバナンスなどについてご議論いただくことを、大いに期待をしております。

実は、私は衆議院議員になる前は、三重県知事を 10 年半やらせていただきました。地方自治体は、人的リソースも財政的リソースも限られている中で、様々な社会課題を解決していかなければなりません。その折には、公益法人の皆さんの力が大変必要であります。今後これからの時代を鑑みても、公益法人の役割はますます重要になってくることを自身の経験からも実感しています。

最後になりますが、民間公益活動の活性化に向けた皆様方のますますのご活躍とご健勝、

そして本シンポジウムの成功、さらには公益法人協会のますますのご発展を心からお祈り申し上げます。

<司会>

鈴木政務官、どうもありがとうございました。政務官は、公務ご多忙によりまして、これにて退室となります。いま一度大きな拍手をお願いいたします。

それでは、次のセッションにまいります。セッション1、基調講演でございます。ご講演は、東京大学大学院法学政治学研究科教授の溜箭将之先生でございます。溜箭先生には、当協会の民間法制・税制調査会の委員としてご参加いただいております。当協会の理論的支柱の一人でございます。先ほどもお話がございましたが、今般発足いたしました内閣府の公益法人制度の有識者会議のメンバーでもございます。

ご講演のタイトルは、「公益法人のガバナンスと成長戦略」でございます。では、溜箭先生、どうぞよろしくお願いいたします。



来賓挨拶(鈴木英敬氏)

3 基調講演「公益法人のガバナンスと成長戦略」

東京大学大学院法学政治学研究科教授 溜箭 将之

ご紹介いただきました溜箭でございます(資料：30～33 頁参照)。

まずは、公益法人協会の創立 50 周年を心よりお祝い申し上げたいと思います。このような形でお話をさせていただくということなのですが、私が公益法人、非営利法人というものに関心を持ったそのこと自体、公益法人協会との繋がりが大きかったというところが実際であります。

2014 年、イギリスでのチャリティの調査に連れて行っていただきました。当時、私は、信託ということには興味があったのですが、英米法という科目を専門にしておりますけれども、チャリティ、非営利法人ということには、まだまだ知識が

足りない、そういったところで調査に連れて行っていただきました。

英米法が専門ということは、イギリスもアメリカも全て知っているという、そういう法螺を吹くということが仕事でありますので(笑)、それで付いて行ったわけですが、その時も基本的なことはまだ分からないといったところで、必死で調査に食いついていきました。

そのようなことから、以来、ずっと使っていただいたというのが私の気持ちなのですが、その後も民間法制・税制調査会に加えていただき、また今年も米国、アメリカでのチャリティ調査に同行させていただいたといったことがあります。

このような、ある意味、2014 年からということなので 10 年に満たないような、そのような人間でありますけれども、このような形で登壇をさせていただくということは、非常に光栄に思うとともに、身が引き締まるというちょっと型に嵌まったような言い方ではありますが、どうぞよろしくお願い致します。

非営利法人、公益法人といったことを考える中で、昨年、「公益の実現と法」といったタイトルで何か考えてくれといった論文の依頼がありました。その時に、これまで英米の調査を中心に関わってくる中で感じたことを書いてみたというのが、そこに書かれております、「公益団体のガバナンスと成長」という論文であります。

この論文は、収支相償をはじめとした現行の法制というものに対する私の問題意識も書きましたし、当時進行中であった公益法人のガバナンスに関する有識者会議にも批判的なこと



溜箭 将之 氏

を書きました。どなたが読んでくれるのかなというふうに思っていたものですが、これを読んでくださった方が何人かおられたといったことは、私としても嬉しいわけです。けれども、そういったことで、では新たに何ができるか、ということを考えているというところでもあります。

先ほどお話も少しありましたが、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」というところにも加えていただき、その成長とガバナンスという形でお話をさせていただきました。今日のお話も少しそこでの話とかぶるところがあります。

ガバナンス、それに税制を確保するという、これが大事だと。しかし、同時にそこで、自由度を広げていくということ、これを基本理念として考えていこう。成長とガバナンス、これを両輪として考えていこう。そういった流れが少しはできているのだろうか。それに私としても貢献できればというところでもあります。

この「公益団体のガバナンスと成長」という論文を読んでくださった方の一人に、こちらの鈴木副理事長がいらっしゃいます。「こういった形で講演してくれ」というふうに依頼をしていただいた中で、「ちょっと考えていただきたい。成長って何だろうか。そういったことをちょっと話の中に織り込んで欲しい」というふうに言っていたわけですが、これが難しいことですね。

公益法人、公益というものも多義的ですし、それぞれの公益団体の活動も、その公益目的も多様であるわけです。さらに公益団体に関わってくるステークホルダーも多様なわけです。

その多様な団体、あるいはステークホルダーの中で、じゃあ、成長、これを一つに整理するというのは、やはりなかなか難しい。きのうやっている公益の増進の活動よりも、今日の公益の増進の活動をより充実していく。今日よりも明日、そうやってより充実していく。そういった公益の実現、これを成長というふうに、仮に定義するとしても、それがどういった内容になってくるのか。

さらに、そういった成長というのを可能にする。そういった制度というのは何なのか。これを考えても、やはり難しいことなのですね。

しかし、少しその成長がどういったイメージだろうかということを、最初の15分、20分ぐらいで考えていきたいというふうに思っております。

こういった形で、立っておりますけれども、公益法人、非営利法人、こういったものを法律の立場から本当に興味を持って研究されている人はそんなに多くはないのです。大学の授業で、非営利法人、公益法人についての授業をやっているということも、日本でも少ないですし、実際には、海外でもそれほど多くはありません。

私も泥縄的に、今学期から非営利法人法についての授業を始めました。私は英米法という科目でやっていますので、海外の事例などを使いながらやっているのですが、その一つの事例をここに持って来ました。この事例を考えつつ、成長というのは、どういうことなんだろうかというのを、ちょっと一緒に想像していただければと思います。

資料の最初のページに四角で囲っているところを見ていただければと思いますが、Karen

Lee という女性と思われる人、これはE大学、エリート大学の大学院生です。これは仮想事例、すなわち、テキストの第1章、イントロダクションのところに書かれている仮想事例です。そこで、じゃあ、何を考えるかということです。もう一人、Vik Rao という人。これは同じ大学の経営大学院でマネジメント、MBA を取得した人だという位置づけです。

Karen は理系ということで、研究調査の一環として、画期的かつ低コストの暖房器具というものの開発をしている。これには、世界各地の発展途上国での乳児死亡率を低減する。それが期待され、また試作品の設計は済んで、試験運用でも好成績が得られたというわけですね。

この2人、Karen と Vik が協力をして、新たな法主体、法人を設立して、最初の製品を販売し、関係して子どもの体温を維持する医療器具の臨床試験を始めたいと思っている。製品を販売することに加えて、現代的な医療インフラへのアクセスがないために、乳児と産婦の、すいません、(資料の中での) 変換間違いがありますけれども、死亡率を減少させる必要性の高い地域で、家族や医療従事者の研究・教育を進めたいというふうに考えている。

これは、もちろんいいことでありますね。発展途上国で医療を中心としたところに貢献をしていく。死亡率が高い乳児を救うと同時に、家族や医療従事者にも協力をしていく。まさに公益であります。

次の段落に入っていくって、少し、私も学生と考えながら授業していますけれども、あれ？という感じになっていきます。

Karen と Vik のビジネス・モデルはまだ完成していない。このビジネスにより社会的ミッションを進めるとともに、3～5年以内に利益を上げたいというふうに考えている。利益ですね。学生の多くは、やっぱり非営利というと、ボランティアなんだということなので、利益ですか、ということになってくるわけですね。



基調講演の様子

ビジネスを立ち上げるために着手資金として 100 万ドルが必要だと考えられる。スルッと 100 万ドルと言いますけれども、100 万ドルは、1 ドルが 100 円でも 1 億円。今だと 1 億 5 千万円、そういう話がスルッと出てくる。

資金を提供してくれると思われるのは、友人や家族、公益財団、社会的企業に関心を持つ投資家である。お金の話、その資金提供先ということ、ここで意識をするということになる。これをイントロダクションのところでやるということ、これはアメリカのテキストですけども、やはり面白いなというところもあります。

Karen と Vik は、この新たなビジネス・モデルを進めるにあたって、営利企業として行うべきか、非営利法人として行うべきか、また非営利法人を選ぶとして、州法に基づき必要となる法人設立の段取りについて、アドバイスを求めている。そういうことになる。

やっぱり、面白いなというところが、いろんなところであると思うんですね。やはりお金。1 億 5 千万円をどうやって調達するんですかというところ。そこはやっぱり、学生もちょっと面白くなってくるな、というところがあります。

「どうやって調達するの？」 学生に訊くと、とりあえず友だちのところに行ってみようかな、というわけですね。友だちのところに行って何て言うの？ お金くれって言うの？ もちろんお金を取りに行くわけですから、そうなんです。じゃあ、何て言うの？

そうすると、一人の学生が、ちょっと頑張るんです。これはビジネスとしてどうやろううまくいきそう。ビジネスとしてうまくいきそうなので、これでうまくいったら、ちゃんとリターンを返しますよ。ちゃんと儲かりますよ、簡単に言うと、そう言ったわけですね。

人の人柄というのは、周りの友だちで決まるという。要するに、金額の話は、そういう金を渡すからには、リターンをよこす。そういう友だちなんだなというので、ちょっとぼつが悪そうにしますが、まあまあ、そうなんだというわけです。

じゃあ、公益のために頑張る。それはどこに行った。いや、それも大事なんだけれど、大事だけれど、やっぱりお金はお金です、と言うんですね。

また別の学生も、手を挙げる。やっぱり公益があつてということ。公益のためだというと、そのリターンはどうということは別にして、そのお金を出してくれる。1 億 5 千万出してくれたら、私の友だちも出すわ、ということになるわけですね。

それじゃあ、どうしよう。そうすると相談に行くわけですね。公益財団、それと社会的企業に関心のある投資先というところに行きます。公益財団、アメリカなら、Ford Foundation であるとか、ビル・ゲイツのファンデーションなんかは、お金がうなるようにあるところですね。そこに行って、「じゃあ、何て言うの？」というわけですね。

公益財団のところに行きます。何て言いますか。やっぱり、公益財団からお金を引っ張ってくるといったときには、これはやっぱり公益のためにやりますよ。発展途上国で、そこでどういった貢献ができるか。そういったことが、やっぱり大事になってくるよね、というわけです。

じゃあ、そこでビジネスというのは、どういうことになってくるの。ビジネスでお金儲け

をします。お金儲けしますよといったときに、じゃあ、フォード財団、どういう形でそれを評価してくれるのかなというわけです。ビジネスでお金儲けをして、誰かにその資本を出してくれた人にリターンとして返します。そういうふうに言うんですか。

けれど、さすがにそうはならないですね。公益財団から支援を受けるといったときは、それは利益を配分してはいけないということになります。利益を配分するんだったら、何で私が出さなきゃいけないということに、当然なるわけです。

じゃあ、投資家のほうに行く。投資家に行くときには、じゃあ、どういったピッチをかけるの。そうすると、今度は、まさにビジネスというところが重要になってくるわけですね。きちんとビジネスをして、常に実績、減価があるにせよ実績はある程度ありますよ。それでリターンも返しますよ。同時に、社会のためにもなりますよと、そういうピッチになってきます。

そこでリターンを返すということ。それは、今度はその投資家にとっては大事だ。社会的企業といっても、投資家という意味では、そういったリターンを期待しているよね、ということになってくるわけです。

じゃあ、そういうときに、どちらにピッチをかけるにせよ、さらに、お金を出したいねといったときには、どういったことが期待されてくるかな。

大きなお金です。そういったお金を取りに行くといったときには、情熱だけでいいかどうかということですね。情熱だけではなくて、あるいは、限られた今までの実績だけではなくて、やはり受け取ったお金、それを公益法人であれば、公益でいくのであれば、非営利でいくのであれば、これはきちんと公益をどんどん拡充していけるよ。そういった体制を示していく必要がある。

リターンを戻しますよといったときには、その入って来た収益というところから、当然、報酬は取って、そのサラリーを取っていくことになってきますけれども、きちんと返すようにするよ。そこでは、やはりきちんと会計のできるガバナンスができていて、これも示していくことが必要になってくるよね。そういった話になってきます。

この1億5千万というのは、どういった意味を持つのかというのは、私は法律の学者なのでそこまで分かっているわけじゃありませんけれども、様々なことを、こういったところで考えることができると思うんですね。

ばらばらといきましたけれども、恐らく5つぐらいのテーマが言えるんじゃないかなと思います。

まずは、非営利の教科書ですけども、最初のチャプターで、ビジネス、事業、収益といったことが出てくるということ。非営利ということと、活動としてのビジネスで事業をするというのは、これは決して矛盾するものではないんだよ。これ意外と学生にとっては、意外だったりするかもしれない。同時に、その収益を上げると同時に公益を実現する。ある意味では、今の政権の新しい資本主義につながるようなことは、この非営利法人法のテキストの最初のチャプターに既に出てきていることでもあるわけです。これが1つ目。

2つ目、資金調達ということ。今日、今の紹介では、資金調達のところに着目をして、ちょっとディスカッションを紹介しましたが、資金調達というところからしても、さまざまな論点がそこから出てくることが見えてきますね。

3点目のほうへいきますけれども、そういったところからステークホルダーというのは、非常に広いということも言えてくるかなと思います。発展途上国で医療を待っている、そういう人たちだけではなくて、同時に、そこにお金を出しましょうという人、そういった人たちに対する責任、信用、信頼といった話もそこでは出てきます。

4つ目、最初のポイントとちょっと関わりますが、営利と非営利、どこが違うのかということです。どういった活動をするかというところは、かなり重なりがあります。何が大きく違うかという、それは何をするかというよりも、収益を分配するんですか、分配しないんですか。ここが大きな違いになってくる。収益を分配しませんということが持つ強みと限界がある。同時に、収益を分配しますということが持つ強みと弱みがある。じゃあ、それをどう選ぶかということ。こういったこともあり得るんだよ、というのが、このスキットからは見えてくるかなということになるわけですね。営利・非営利、これは選択なんだよ、ということでもあるわけです。

5つ目、ガバナンス、コンプライアンスという話に少し触れました。勿論、このテキストでは、内国歳入庁～IRS といいますけれども、そういったところで、政府との関係でのガバナンスの問題が出て来ます。けれども、最初のところに出てくるのは、このステークホルダーとの関係におけるガバナンス、コンプライアンスであるわけなんですね。そういう場面で、信頼、信用をどうやって勝ち得ますかという、そういったところから、ガバナンス、コンプライアンスの話が出てきます。

ちょっと脱線しますが、アメリカで調査をした時に、やっぱりなるほどなと思うのは、アメリカでは、ガバナンス・コンプライアンスというのは、資金の出し手、そちらを非常に意識するというところがあります。具体的には、助成財団にその資金のアプライをするときに、コンプライアンス・ガバナンスは、かなり厳しいことを言われる。会計、公認会計士の監査を受けているというのは、やはり当然に要求されてくる。さらに、公益活動からのインパクトまで最近は要求されるようになってきている、そういったことも出てきます。ガバナンス、コンプライアンスということが、資金調達の関係からもやはり出てくる。

話としては、Karen と Vik という2人の大学院生が新しい団体をたてる、そういったところから、話がどんどん広がってくる。これはアメリカの特徴ももちろんあるとは思いますが、やはり、そこから広がってくる世界というのがあるんだなというふうに見えてくるかなと思います。

成長をどう考えるかという、そういうところでしたね。資料の次のページのほうにいきますけれども、やはりその成長といったときには、始まりはボランティアの集まり、あるいは Karen や Vik のような、まだどこまで開いていいかわからない、そういったものの種を持っている人たちの集まりから、徐々に専門性を持った人を雇用して、充実した公益を実現でき

るような、そういった団体になっていく。こういった成長のイメージがあらうかと思います。

これは一つの団体を取りあげたときですけれども、より広く見たときには、その公益法人が、個々の法人の目的を増進すること、さらには、広く言うと、その公益目的を増進するために、限られた資源をどうやったら活用できるか、そういった基盤の整備を考えていること、これも、やはり制度として見たときには、その成長戦略となってくるかと思います。

同時に、多様なステークホルダーの期待に応えていくということも必要になります。受益者ですね。その医療を必要としている子どもたちから、ボランティア、あるいは、給与の支払いを受ける職員、さらには寄附をする人、貯金箱から出して、100 円、200 円というふうに出してくれる、そういった小口のものから、ある程度まとまったお金を出してくれる個人、さらには遺贈、高齢化社会といったときには、そういったことも重要になってくると思いますが、そういった寄附をする人、さらには、より制度的な助成財団というものです。

同時に、政府、地方自治体の補助金の支出、という形でのステークもあります。信用を供与する金融機関、さらに契約の相手方、より広くということになれば、メディアであるとか政策担当者といったものもステークホルダーに入ってくることになります。そのような多様なステークホルダーの期待に応える。そういったことも、やはり個々の法人、あるいは、公益法人のセクターとしての成長に、大きく関わってくることになります。

同時に、公益目的と公益事業の多様であります。その多様性というのを尊重するということになると、法人運営の自律性を尊重するということにもなってきます。この Karen と Vik のような、1 億 5 千万円ということを考えて成長していく、成長を目指す団体はもちろんありますけれども、同時にボランティアの間で着実に続けていく、そういった小型の団体も当然あるし、むしろその数は多い。

1 億 5 千万円といったときには、やはり大きな資本が動くわけですから、コンプライアンスも非常にガッチリしたものになってくる。それに対して、そこまで大きな規模ではないという場合には、そこまでのコンプライアンスの重さというのはなくともいいということも考えていく必要が出てきます。

ちょっと日本の文脈に話を戻しますけれども、公益法人という、このテクニカルなカテゴリーだけを考えても、本当は限界があるかなと思います。公益法人の制度を完璧に作ったとしても、それがあまりにも厳しければ、公益を目指す人たちというのは、公益法人ではなくて、その周辺に出て行くことになります。日本の文脈だと、NPO 法人や一般法人に、抜けていくことになります。2022 年の段階で、公益法人は 1 万に至らないということで、なかなか数は増えないね、という話がこの後もあるんじゃないかなと思います。それに対して、特定非営利活動法人は 5 万あり、これは増えてきている。ただ、ちょっと伸びが一時期ほどではないでしょうか。それに対して、一般法人は 7 万 7,000 になって、これもまだ増えていくといったところですね。やはり、公益法人だけじゃなくて、その周辺も考えていく必要があるだろうということになるかなと思います。

以上、成長、これをきちっと定義すると、なかなか難しい。結局何だったのと思われるか

もしかもしれません。多様性も含んだ成長のイメージというものを一方におきながら、次はガバナンスということをちょっと考えていきたいと思います。

ガバナンス。大まかに言うと、ある組織があります。その組織を運営する人がいます。その組織を運営する人が、組織の目的のために行為をする。そういった状況を実現するための手続き、体制、これをどう整えていくか。これがガバナンスということになるかと思えます。

営利法人であれば、会社であれば、その組織の目的というのは、一義的には収益の最大化とそれを分配していく、そういったことになります。非営利・公益法人ということになれば、これは公益の増進ということが、その組織の目的ということになります。

公益法人の文脈で言えば、その理事あるいは理事会が、公益目的を増進するために行うための手続き、組織体制をどうやってつくっていくか。そういったことになってくるわけですね。

そう考えると、ガバナンスのメカニズムというのは、現状の公益法人との関係でも、既にいくつかあるということになります。理事会というのがあります。この理事会がきちんと公益のために行為をする。そのためには、社員総会ないし、評議員会がこれをモニターする。さらに会計や財務との関係は、監事や監査がここに入ってくる。これが一つのメカニズムということになります。

あるいは、実体法との関係になると、理事が、善管注意義務、あるいは利益相反、すなわち自分の個人的な利益と団体の利益が相反してはいけないよ、そこに対立がある場合には、きちんとそれを管理しなければいけないよ、ということですね。より広く忠実義務ということです。こういった実体的な内容というのも、ガバナンスのメカニズムの一つであります。

2006年の改革の前は、主務官庁の許可と監督の下にありました。それが2006年、ちょっと資料が間違っていますが、公益認定等委員会ですね。その認可と監督、それに移行したというわけが、大きくは、やはり公益法人が公益の増進のために活動しているかどうか、これを見るということになります。

悪名高き財務三基準、収支相償・公益目的事業比率・遊休財産額の保有に関する規律です。これもやはり批判があるところは、後で触れますが、公益のために財産をきちんと使う、これを確保するための基準であるわけです。さらに、近年はガバナンス・コードというものが、スポーツあるいは、学校、さらには公益法人協会もガバナンス・コードというものを出している。こういったさまざまなガバナンスのメカニズムというのが、実際に存在するということになります。

海外でちょっと話をするときには、日本はさまざまなガバナンスがあって、いろんな国から影響を受けているんですよ、みたいな話です。理事会や社員総会、評議員会というのは、これドイツ。日本の民法にもともと由来して、フランス型の民法の中のドイツの影響を受けた条文になったんだよ、みたいなそういう話です。

善管注意義務、利益相反、これも大陸法ですね。他方で、忠実義務というのは、これはアメ

リカ、イギリスの影響がありますよ。公益認定等委員会というのは、これはイギリスをモデルにしているんだよ。ガバナンス・コードも、そういったイギリスの影響が大きかったりもしますね。

こういったいろんなガバナンスがあるのですよ、ということを一方で話をする。他方で、まだガバナンスが足りない。え？ まだ足りないのですか、これだけあって、みたいなそういった話になる。ここちょっと、笑いを取れるところだったりするわけなんですね。

同時にちょっと自虐的になると、日本におけるフィランソロピーというのは、諸外国と比べても、日本の経済規模と比べても、意外と小さいんだよ、みたいなそういう話をすると、ちょっと同情してもらえるというか、そういったところだったりするのですね。

これだけのガバナンスのメカニズムがありながら、ガバナンスを実現して公益のためにという、この最後の公益のためにというところが、どうしても日本のガバナンスの議論のときには落ちてしまうのではないかなというのが、私の問題意識であるわけです。

収支相償、これも大まかには、公益のためにお金が使われるように、そのためのものでした。しかし、そこには成長の可能性を阻むさまざまな要素があります。その問題点ということを、ここにいらしている方々は、私以上にご存じだと思いますけれども、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

収支相償、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えない。収入が費用を超えないという、これを卒然と読むと、やはり収益の蓄積をしてはいけないんだということになる。そうすると、収益を蓄積して、それによって財政基盤を充実して、より充実した公益の提供、そういう意味での成長の可能性というのは、やはり難しくなるということにどうしてもなってしまいます。

さらには、その収支相償の要件を満たすために、ある年に収益が入ってしまったら、特に期末に入ってしまったといったときには、とにかく使わなきゃいけない。本当だったら、じっくり考えて公益のためにというべき資産を、その期末のために無駄な支出ということを増やしてしまうことになってしまう。

さらに、収支が黒字の年には支出をしなければいけない。しかし、マイナスの年だから収益が保証されるわけじゃありませんから、結局、縮小傾向になってしまう。そうすると、収益減に対するーコロナがあったような年ですねー、収益減がありましたというのに対して体力を奪ってしまうことになってしまう。

公益に支出をするのか、それとも財政基盤を充実して、将来のより充実した公益への支出に回すのか。これは本来、理事会による判断、長期的な計画と判断であるはずですが、その長期的な成長計画の幅も狭まってしまうことになります。さらに、年ごとに変動が大きな寄附というのがあると、それをなんとか使いきらなきゃということになる。それはしんどいので、やはりそういった寄附、あるいは変動の大きな公益事業には、二の足を踏んでしまうということになります。

そうすると、収益源の多様化が阻まれるということになってしまう。収益源が多様でない

ということになると、継続の可能性、サステナビリティが外から見ると怪しくなってしまう。そうすると、寄附や貸し付け、ここ大丈夫なんだろうかという話にどうしてもなってしまう。

ちょっと脱線しますがけれども、アメリカで調査をしている時に、この収支相償というのがあるんだよ、そういった話をします。アメリカではちょっと考えられないね、かわいそうに、みたいな感じで、私たちの愚痴に付き合ってもらおうということになるわけです。

あるところで、アメリカでもそういった予算を作っているところはあるよ、というんですね。どこですか？ それは政府だよ、と言うんですね。政府は、ある年の予算というのは使いきって、次の年に入っていく。次の年には、次の年の予算があってという形でやっていく。なので、予算は使い切る。そういった予算を組んでいるということになります。

しかし、民間はそうはいかないからね、というわけです。来年どういう収支になるかというのは、実際、開けてみなければ分からない。多く入ってくるかもしれないし、入ってこないかもしれない。そういったことを見込んで、やはり計画を立てなければいけない。これが民間なんだ、ということなので、民間がそういった予算の、政府のような予算を組むということは、やっぱり難しいよね、ということになります。

話を元に戻すと、そういった年ごとに変動ができないような予算というのは、予算編成を官僚化するということになる。それは民間の感覚からは乖離をするということになる。法人の中で見てもそうかもしれないし、外から見てもやはり官僚的になってくるところはあるんだと思うんですね。それは、活動における、公益法人によるリスクテイク、イノベーション、多様化ということをも阻むということになっている。

さらに、会計を見ても、そこには、いろんな問題があるように思います。私は公益法人に関わっている数がそれほど多くありませんけれども、やはり収支相償ということが問題になるということは、聞いています。収益が大きすぎる、どうしますか。視線が会計士のほうに行くんですね。そうすると、会計の表が出てきて、これとこれをこう付け替えて、ここをやると、あ、通りましたと。収支相償が通りました。よかったですね、そういった話になる。同じ活動をしていて、公益法人が会計の数字を動かすことによって、収支相償が通るか、通らないかが決まってくる。同じ活動をしている法人が数字次第で変わってくる。これって本当の会計なのかなということを思うことがあります。

収支相償自体が目的となってしまうと、事業収益を含む収入がどこまで公益に回されたのか、会計の文書から見て、本当に分かるんだろうか。私は会計にそこまで詳しくないからなのかもしれませんが……。しかし、やはり会計に詳しい人も、やっぱり分からないね、というふうに言っておられるような気がします。

そこには、さまざまな複雑系があります。会計の複雑系もあれば、ルール of the 複雑系もあります。収支相償の法律の規定がある。それがやはり問題だというふうにいわれている。内閣府の方は、収支相償というものは、これは成長を阻むものではないんですよ。単年度で赤字を出さなきゃいけない、これは誤解ですと言うのですが、しかし、そこに誤解を招くだけの

複雑系というのが、あるように思われます。やや挑発的になりますけれども、そこには法の支配というよりも、ガイドラインの支配というものが、生じてしまうということがあります。

内閣府の方と話をしていると、特定費用準備資金、これを積み立てていけば、収支相償の下でもきちんと成長につながっていくんですよ、と言うわけです。しかし、これはやはり積み立て、区分管理をしていって、最終的には取り崩していく。それは、会計の操作を必要としますし、機関決定ということになります。理事会で検討して、提案をして、承認をする。2週間おいて、評議員会でオッケーというふうにする。年に1回、2回、そういったところで決めざるを得ない。より柔軟性、機動性というのが落ちてしまうということに、どうしてもなってしまう。

収支相償の問題点を取りあえず、資料に12挙げてみましたけれども、個々の公益法人の単年度の問題から、中長期的な問題、さらに個々の法人だけではなくて、公益法人というカテゴリーの中にある法人全体、さらには法人の財政の問題だけではなくて、そのリスクテイク、イノベーションにも関わってくる。そういった問題というのが、全てこの収支相償からつながって出てくるように思うわけです。

収支相償だけではなくて、近似のガバナンス論というのも、そういったルールが厳しいところから、成長というものを逆に阻害するといったところがどうしても出てくるように思います。

資料にありますように、収支相償だけではなくて、より大きく善管注意義務、あるいは理事会と評議員会の在り方—これもあまり意識しないかもしれませんが—、再考の余地が本当はあるように思います。善管注意義務、これは、やはり理事の義務であるということです。

ちょっと話をずらしますけれども、アメリカは営利法人と、会社と、非営利法人、やっていることはかなり似てきているということが前提としてあります。

営利法人、会社においては、ビジネス・ジャッジメント・ルールというのがあります。ビジネスとしてリスクを取る。リスクを取った結果として損が出たといったときに、そのリスクテイクに対して結果論で、損害賠償なんかをさせるということになると、リスクテイクをしなくなる。なので、ビジネス・ジャッジメント・ルールとして、利益相反などが無い限りは、その注意義務違反というのは問わないよ、というふうになっています。これは日本でもある程度知られている、ビジネス・ジャッジメント・ルールというものです。

営利の会社だけでなく、非営利もそういった事業をやっていて、一定のリスクを取るということになると、同じ理屈が非営利にも及んでくるよね、というのが近年のアメリカの動きで、州によって違ふとか、あるいは団体の性質による違いがあるとか様々ですが、営利の文脈でのビジネス・ジャッジメント・ルールを非営利にも及ぼしていくといった流れがあります。しかし、善管注意義務を非営利において緩和しようという動きは、日本ではまだ早いかないというような、私の意見というよりは、雰囲気のように感じます。

理事会と評議員会ですが、2006年の改革の前というのは、比較的、理事会と評議員会でワ

イワイ、ガヤガヤ一緒に集まって、ああでもない、こうでもないとやっていたような気がするんですね。しかし、その改革の後、理事会と評議員会はきちんと分けて、評議員会は理事会をきちんとモニターするんだといった考え方が強い。その間には2週間空けるんですよ、みたいな、そういったことにもなってくる。そうすると、理事会、評議員会それぞれに、公益法人でやることに関心がありますといった人が集まっていながらも、なかなかそこでワイワイ、ガヤガヤということがしにくくなってくる。

収支相償というのは、育ってはいけない、成長が阻害されるという話をしました。間違っ
てはいけない、しゃべってはいけない、育ってはいけない。ちょっと比喻なんです
が、これを子育てになぞらえると、これではやっぱり子どもは萎縮をしていくということになります。
ハリー・ポッターのハリーみたいに、階段の下に押し込められて、そこでいじける。魔法が
使えればいいですが、そうでない子は、やっぱりそこで萎縮していくわけですね。どうやっ
たら公益法人が大きくなっていくだろうか、そういった発想が出て来にくくなるように思
います。

「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」、これも私は、先ほど口頭で
触れました論文で、批判的なことを書いていますけれども、ガバナンスというのは何でしょ
うか。大きく言うと、それは次のように、法令遵守を当然の前提として、自らに相応しい規
範を定め、明らかにし、それを守ることというふうに言っているわけですね。それには大き
く3つ、形式面と、実質面と、不祥事の対応といった場面がありますよと。要するに、ガバ
ナンスというのは、一に法令遵守、二に法令遵守、三に法令遵守、これが有識者会議。

ガバナンスというのは、本来は理事が公益増進のためにきちんと働いていますか。これだ
という話なんです、この最後のところが、この有識者会議では抜け落ちているように私は
思うわけですね。

さらに、守りのガバナンスと攻めのガバナンスといったこともあります。恰好いいですね。
守りと攻め、ディフェンスを固めて、そこからオフェンスへ出て行く。私も成長戦略とい
うので、攻めのガバナンスというふうに言ってみたくなる。しかし、本当だろうか、とい
うことは、やはり考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

ガバナンスを固めたら、きちんと守りになるだろうか。それはなんとなく言えそうな気が
する。ガバナンスはやっぱりブレーキなんだと思うのです。しかし、それでもやっぱり難
しいです。

営利の、会社の例を出しますけれども、例えば、東芝ですね。東芝は、もともとはアメリカ
型のコーポレート・ガバナンスをかなりいち早く導入した、そういった企業であるわけ
です。しかし、それがウェスティングハウスといった原子力への大きな投資をして、結果
的にはそれが失敗をした。そこから会計の不祥事につながっていくことになってくるわ
けです。ガバナンスと守りのつながり。これでさえも、やっぱり難しい。

一方では、ガバナンスから攻めにつながります、これは本当なんだろうというふう
に考えるべきところだと思うのです。ガバナンスを考える。取締役であれ、理事会であ
れ、ガ

バナンス、ガバナンス、ガバナンス、みんながそう言っているところで、本当にそれが攻めに、より充実した、営利法人であればプロフィットメイキング、非営利であれば公益の実現、これにつながってくるんだろうか。シナリオは本当に見えるのだろうか。私には、なかなか見えないですね。

ちょっと、ここも脱線します。ウェスティングハウスという会社に、私はちょっと興味があって調べたことがありますけれども、この会社、1980年代に設立をされて伸びていった会社です。21世紀の初頭にかけて伸びていきました。電力であるとか、動力源・機関、動力ですね、あるいは、家電。そして、原子力へと広がっていった、そういった会社です。

そのウェスティングハウス、ちょっとオタクキなところにいきますけれども、ブレーキを作った。このブレーキが、実はアメリカの鉄道的高速化につながっていった。そういったことがあるところに書いてあるのを見つけたことがあります。ブレーキをかける。それによってその鉄道が高速になる。どういうことなのだろうか。

ちょっと長くなりますが、19世紀の末の鉄道というのは機関車ですね。機関車があつて、その後ろに貨車が付く。機関車がバーンと走ります。その行く手に人がいる、馬車がいる、それがそこで動けなくなっている。で、ブレーキをかける。

仮に強いブレーキを積んでいたとしても、この列車は止まらないんですね。なぜかという、あまり強くかけ過ぎると、機関車が止まります。後から来る貨車はそのまま前に進むとします。ガーンとなると、これが脱線してしまうのです。だから止まらない。

ウェスティングハウスの発明というのは、ガーンとブレーキをかけました。そのときに機関車だけでなく、その後ろの貨車も同時にブレーキがかかるのです。そうすると、ガーンとブレーキをかけたときに、全体がピシッと止まる。なので、制動距離が非常に短くなります。

そうすると、どうなるかという、今まではおっかなくてスピードを出せなかったところが、制動距離が短くなるのもっとスピード出せるということになる。ブレーキをきちんとつけるということによって、スピードが出る。一つのシナリオはこういうことなんだと思うんですね。

ガバナンスの問題でいくと、例えば日産、カルロス・ゴーンですね。あるいは、日大、井ノ口忠男といった人が出てきます。今でこそ、彼らは悪者ですけれども、実際に刑事裁判が終わっていないので、無罪を推定するということになると思いますけれども、とりあえずそれが悪いことだったかどうかということの前に、悪いことをする前をちょっと考えていきたい。

彼らが有名になったのは、やっぱりパワーがあったからなのですね。カルロス・ゴーンは債務超過の日産を大きくV字回復させた。日本人は、ワイワイと褒めそやしたわけです。

井ノ口忠男という人も、やっぱりこの人も力があつた人なのですね。事業部、大学の事業部というところで、契約というものをきちんと統合する。私も、今でこそ東大にいますけれども、私大にいました。私大にいますと、昔はやっぱり生協みたいな感じで書籍とかありましたけれども、今はいろんな業者が入っていますね。書籍部とか、あるいは、国際交流だと

旅行会社が入ってくる。あるいは、カフェみたいなところが入って来たりする。

大学というのは、やはり、どこかおっとりしているんですね。だから、ちょっとなめられているんじゃないかなと、我ながら思うこともあったりするわけです。そういったところでガツンと抑えた。これは、非常に貴重な存在だったであろうということは、想像はつくわけです。それだけ能力がある。機関車としては、すごい推進力を持っていた人だと思うんですね。

しかし、彼らも恐らく弱かったであろう。その弱みというのは、自らの傲慢というものに勝てなかった。これだけの能力がある。周りの人がそれに対してブレーキをかけられなくなった。自らも止まれなくなった。そこで、一いづれも刑事裁判が終わっていませんので何とも言えませんが、線を超えてしまった。

ガバナンスが効くといったときに、そういったパワーがある人がいたときに、一線を越える前にきちんとブレーキをかける。しかし、止まらない。カーブがあるときでも、最小限の減速で止めて、その後調整に入ったら、再びスピードアップをする。

人間は一すぐ死ぬと言ってはいけませんが、ずっと機関車で走っているわけにはいけないので、承継をするということになっていきますけれども、そういったパワーがある人が承継をできるようにしていく。これが恐らくガバナンスだと思うんですね。

われわれは、カルロス・ゴーンが傲慢だと言って切り捨てる。井ノ口忠男も日大と一緒に袋だたきにしてしまう。それで、攻めのガバナンスになるとは、私としては思えない。こういったパワフルな人が、きちんとガバナンスと適切なブレーキをかける形で、その法人に残れる。そうやってこそ、ガバナンス、それがスピードアップ、攻めにつながってくると思うんですね。そういったことができないといったところでは、まだ攻めのガバナンスというのは、なかなかうまくいかないんじゃないかなというのが私の感覚であります。

ですので、例えば日大、今、改革をしている。その日大をたたいて、井ノ口を有罪にしてそれでいいのかというと、そうじゃなくて、その後日大がどう変わるんだろうか、です。

日大が抱えている問題というのは、他の大学も抱えているはずなんですね。同じ問題があったときに、同じスキャンダルにならないだろうか。日大というものをある意味では厳しく、しかし、ある意味では、温かく見ていく。それが攻めのガバナンスであり、その成長につながってくるガバナンスじゃないかなというふうに思います。

ちょっと長くなりましたが、ガバナンスと成長、資料の2項のところは、「ガバナンスと成長ビジョン」というタイトルで話をしたわけですがけれども、一言で言うと、今のガバナンスの議論の中では、成長ビジョンというのはないということになってしまう。

じゃあ、どうするか。3項の「大きな方向性」というところにいきたいと思います。私もまだ完全に整理しきれていけませんので、やや羅列的になりますけれどもご容赦ください。

まず、収支相償です。収支相償の背後にある考え方、これ間違っていない、ちょっと傲慢な言い方ですが、間違えていないですね。すなわち、収益というのは公益に還元すべきで

ある。収益を漫然と留保すべきではない。収益を留保しておく、それを不正使用する。あるいは、私的に流用するといった、そういった不正行為の温床になってしまう。これは間違っていないと思うのですね。

しかし、それを収支プラマイゼロという形で実現しようとするのは適切か。ここが大きな問題なんだと思います。それが問題として、じゃあ、どうするか。

現時で私が考えられるのは、やはり基礎に戻ることです。それはすなわち、収支や資産管理で、これは公益法人内では、理事の経営判断によるということです。理事の経営判断の自律性、それを戻すという、ここなんだと思うのですね。同時に、公益法人ということになれば、そのステークホルダーが広いということになりますので、その理事は、自律的に判断を下すとしても、それをきちんと説明をする責任がある。それをきちんと開示をして、公開をする。これを重視していくということではないかと思います。

そこでは、善管注意義務というのがあるわけですし、きちんとそういった能力がある理事を選任するということ。そこでは、その選任権限を持つ社員総会、あるいは評議員の権限行使。選任と同時にモニターをする。これをきちんともう一度考えなさいということになります。

そういった場面では、収支相償などの現在の財務三基準というのは、原理原則は、やはり収支は公益に反映すべきです。しかし、そうではない考慮というのがあり得ます、ということです。

原理原則はあります。それに従うのであれば従う。それを順守する。しかし、別な考慮がある場合には、これをきちんと説明する。いわゆる、comply or explain というものです。いわゆる、ガバナンス・コードというものの、基本的な原理原則というのを示した上で、それと違う考慮をする場合には、説明をするという。これはコーポレート・ガバナンスでも出てくる話ですし、近年は公益法人でも出てくる話になっているんじゃないかなというわけです。

そういったときには、準備金を積むということは、一つ大事なことになります。収支の変動、それに備える、そういった意味での英語で Reserve といいますけれども、準備金ですね。それを積むということ、これが一つ重要になります。

じゃあ、どういった基準で準備金を積むんですか。幾ら積むんですか。それをどういった形で活用するんですか。これはきちんと計画を立てて、開示をする。開示をした上で、それがその説明どおりになっているか。これを事後評価していくということが必要になってくる。

資料にリンク情報だけを載せましたが、イギリスのチャリティ・コミッションが出している、リザーブ・ポリシーの原文です。何て言っているかということ、そのリザーブ、準備金をどのように考えますか、幾ら積むのがいいですか、ということに関して、それは団体によって違います、団体の規模によっても違いますし、団体がどれだけのリスクを伴うものなのか、それによっても変わりますよ、と。そのことを考慮した上で、きちんと計画を立てましょうね、というふうに書いているわけです。それは、特に収支相償との関係では、学ぶところが大きいんじゃないかなと思います。

同時に、そのリザーブ、積み立てがあるとして、それが流出をしていく。あるいは、私的流用にさらされる。これは、やっぱりさせてはいけないうちですね。要注意の法人、開示をしないところ、あるいは、その事後評価がネガティブに出るようなところ、そこに対してはきちんと対応する必要がある。そのときには、きちんと立ち入りをして流用がないかを調べる。あるいは、報酬の開示ですね。配当は、もちろんできないわけですが、報酬の形で、あるいは、それとは別の形で流れ出て行くことがないか。これをきちんと見ていく、報酬開示をさせるということが一つの考え方になってくるかなと。

会計監査もやはり大事ですね。ただし、会計監査も、こんにちのような収支相償、それを目的とした会計監査が本当にいいのかというのは、また別の問題があります。政府にそういった会計を示すというのは、一つですが、他にもその法人の財務の健全性に関心を持つ人たちというのは、やっぱりいるわけで、そういったステークホルダーの中には、寄附者、助成元、契約先、貸し手、こういったものがあるんですね。そういったところは関心を持っている。

そういったステークホルダーは、どういった情報が欲しいんだろうか。収支プラマイゼロ、そういう情報が本当に欲しいんだろうかということですね。むしろ、事業内容、あるいは事業に対して投下した資本と、それに対するその効果、あるいは効率といったこと。あるいは、財務の安定性、そういったことが本当は欲しい情報なのではないかなということです。どういった情報が必要になってくるんだろうかということ、もう一度洗い出すということが必要になってくるんじゃないかなと思います。

少し、テクニカルな話になりますが、インターネット、これもやっぱり今の時代は大事になってくるんじゃないでしょうか。公益認定等委員会とか、公益法人にその情報をくださいというのではなくて、そういった手間をかけるのではなくて、ホームページに入っていたら、その情報が得られる。そういったことは、やはり今の時代には求められるんじゃないかなと思います。現時点では、書類の備え置きとか、閲覧とか、謄写、そういった義務はありますけれども、例えば、ホームページできちんと開示をしている場合には、そういった法的義務の軽減をしていく。あるいは、そういった開示がある場合には、立ち入りの手続きを簡素化する、あるいは、回数を減らす。そういったインセンティブをつくるということもあり得るかなという気がします。

同時に、インターネット、IT 技術。これは、やっぱりポテンシャルを持っているような気はするんですね。単に、監督の公益認定等委員会に、その情報をEメールで送るというだけではなくて、PDF にして公開する。あるいは、Excel の形で公開する。それだけではなくて、それを二次利用、三次利用しやすい形で、民間で利用しやすい形でその情報を処理できるようにする。これもやっぱり大事ではないかなという気はします。

統計処理のしやすい開示、情報開示、あるいは、コード化というもの、そういったことがやっぱりあったらいいのだろーかなと思います。そうすると、メディアとか、調査研究でも、大規模な調査が可能になる。あるいは、ランキングとか、格付けとか、そういったところでも

使える。あるいは、クラウドファンディングみたいなところでも、そういった情報をさまざまに加工して、どの団体がいいだろうか、そういったことに使えるようになる。それは、引いては、そのステークホルダーの裾野の広がりにもつながってくるように思います。

やや大きな話になりましたけれども、その大きな話につなげたいと思うんですね。「公益法人の規律のありかた」です。

公益法人法制が2006年に改正された時には、やはり公益法人の不祥事、それと同時に行政庁の監督の恣意性、これが問題になった時期です。ですので、法律は厳密に書きましょう、きちんとルールを作りましょう、そういった考え方がやはり強かったのではないかと、それが今の法制に影響を及ぼしているように思います。

しかし、その10年後、今は、やはり成長、あるいは公益法人の自律性というのが大事になってきたように、私なんかは思います。そういったときには、法制は、むしろ抽象的に簡素化の方向に持っていくということは、あり得るように思います。

通常の公益法人は、先ほど申し上げたガバナンス・コードのような形です。原理原則を示して、それに従うなら従う。従わない、そういった特段の事情がある場合には、説明をする。

ただ、任意だよ、政府のコントロールではなくて任意だよということは、よくいわれますけれども、しかし、完全に任意であると、ガバナンス・コード、形の上では整えても、しかし実際は、ということがあります。

これは、日本だけではなくて、世界的にいわれていることですが、ガバナンス・コード、その実効性を担保する。これはどうしたらいいんだろうか。国際的にまだ議論があるところでは。これは営利、投資の場面でもそうだし、まして、非営利のところでも、その実効性をどうしたらいいかというのは、議論があるところでは。ここは注意しておく必要があります。

同時に、そういったガバナンス・コードという形になると、やはり法律違反というのが起こるということは、覚悟しなければいけないと思うんですね。違反を絶対に起こしてはいけないということには、やはり限界があるように思います。さらに、違反に対しては、今のところは、公益法人の認定に関わってくるということになる。そうすると、認定を奪う、あるいは、つぶすという話になります。それが本当にいいかということなんですね。

例えば、日大をつぶす。困るのは、学生であり、その保護者である。つぶすということで喜ぶ人は誰もいないことになりますね。結局、つぶせない。そうすると、やっぱり大事なのは、悪いことをした理事の責任を追及して、もちろんその人の地位を奪った上で、可能な限りで損害をてん補する。その上で、その公益法人は、きちんと公益を追求する。もちろんそれが詐欺のための団体であれば、それはつぶすしかありませんけれども、そうじゃない場合には、その継続をするということが大事になる。そういったところには、幅広いステークホルダー、そこへの情報開示とか、そういったことを考えていく必要があります。

時間が来てしまいました。最後、公益法人セクターの課題といったことにもちょっと触れて終わりにしたいと思います。

こういった形でのガバナンス・コード、自律性といったときには、それに伴う責任、説明

責任というのが生じてくると思うんですね。これは、個々の法人だけじゃなくて、セクターとしてもそうだと思います。そういったときには、やはり、先ほど言いましたガバナンス・コードの実効性—スポーツ団体とか、学校法人、公益法人協会のものがありますが—、それはどういった形で実効性があるか、そこに問題があるとしたらどう改善するか、それを考えるというのが、やはりセクターの側に説明責任が求められてくる。

収益・資産の有効活用、中期的計画を開示しますよ、とすると、じゃあ、必要な情報は何だろうか。そういったことを考えていく。これもやはり、セクターの側で求められる。

情報の利用、活用、そういったときにどういった技術を使うんですか。これも、民間の側で二次、三次で使いますよということになると、民間の側でどういった情報が必要か、どう活用するかということを考えていく必要がある。

民間の公益セクターに資金が入ってくるようにする。そのためには、やはり資金が入ってくる、その多様性の在り方を考えていく必要があるし、ファンドレイジングなどで、特に高齢者の人への圧迫とか、疑問的なことをするという、それがやっぱり動機としてはどうしても起こりがちですけれども、そういうことがないようにする。

一つのアプローチは、政府の規制です。しかし、セクターの側でできることがないだろうか、あるとしたらどういったことだろうか。これを考えるということも、今後の公益法人セクターの課題であるかなというふうに思います。

そういったところで、公益法人協会がリーダーシップと、非常に重要な役割を果たすということを私としては祈念しつつ、私のお話とさせていただきます。

長くなりましたけれども、ご静聴いただき、ありがとうございました。

<司会>

溜箭先生、どうもありがとうございました。先生には、ケーススタディーも交えまして、公益法人がセクターとして成長する上で示唆に富むお話をいただきました。どうもありがとうございました。もう一度、大きな拍手を先生にお願いいたします。

では、ここで舞台のレイアウトを変更いたしますので、若干、お時間をいただきます。そのままの形でしばらくお待ちください。

(資料)

公益法人のガバナンスと成長戦略

溜箭将之

0. 基本理念

・成長とガバナンス

＊溜箭将之「公益団体のガバナンスと成長——日米比較からの問題提起（上）（下）」法律時報 94 巻 2 号 92-96 頁、3 号 83-87 頁（2022 年）

・自由度・ガバナンス・税制の三本柱

＊「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」

1. 「成長」をどう考えるか

Karen Lee は、E 大学の大学院生である。Vik Rao は E 大学経営大学院で MBA を取得した。Karen は研究調査の一環として、画期的かつ低コストの暖房器具を開発し、これには世界各地の発展途上国での乳児死亡率を低減することが期待される。試作品の設計は済み、試験運用でも好成績が得られた。

Karen と Vik は協力して、新たな法主体を設立し、最初の製品を販売し、関係して子どもの体温を維持する医療器具の臨床試験を始めたいと思っている。製品を販売することに加え、現代的な医療インフラへのアクセスがないため、乳児と産婦の死亡率を減少させる必要性の高い地域で、家族や医療従事者の教育・訓練を進めたいとも考えている。

Karen と Vik のビジネス・モデルはまだ完成していないが、このビジネスにより社会的ミッションを進めるとともに、3～5 年以内に利益を上げたいと思っている。ビジネスを立ち上げるための着資金として 100 万ドルが必要だと考えられる。資金を提供してくれると思われるのは、友人や家族、公益財団、社会的企業に関心を持つ投資家である。

Karen と Vik は、この新たなビジネス・モデルを進めるにあたって、営利企業として行うべきか、非営利法人として行うべきか、また非営利法人を選ぶとして、州法に基づき必要となる法人設立の段取りについて、大まかな法的助言を求めている。

James J. Fishman et al., Nonprofit Organizations: Cases and Materials (6th ed. 2021) pp. 44-45

- ・始まりはボランティアの集まり、専門性をもった人材に支えられた団体へ成長
- ・公益法人が、法人の目的と公益目的を増進するために、資源を活用できる基盤の整備
- ・多様なステークホルダーの期待に応える：

受益者、ボランティア、職員、寄付者（小口・大口・遺贈）、助成財団、補助金支出主体（政府各省庁・地方自治体）、金融機関、契約相手方、メディア、政策担当者・・・

- ・公益目的と公益事業の多様性、法人運営の自律性の尊重、「成長」しない団体は軽装備
- ・公益法人だけ考えても限界あり——厳しければ NPO 法人や一般法人へ抜ける。

一般法人 7 万 6823、特定非営利活動法人 5 万 0586、公益法人 9681（2022 年）

2. ガバナンスと成長ビジョン

(1) ガバナンスのメカニズム

- ・ 理事会と社員総会／評議員会、監事、監査
- ・ 善管注意義務、利益相反禁止、忠実義務
- ・ 主務官庁の許可と監督、公益認定等委員会の認可と監督
- ・ 財務三基準：収支相償・公益目的事業比率・遊休財産額保有制度
- ・ ガバナンス・コード

(2) 収支相償の問題点

- ・ 成長の可能性を阻む（収益の蓄積の可能性を奪う）
- ・ 無駄な支出（収支相償の要件を満たすための）を増やす
- ・ 収益減に対する対応力を奪う（収支が黒字の年は支出、赤字の年はマイナス）
- ・ 理事会による長期的な成長計画の幅を狭める（公益への支出か財政基盤の充実か）
- ・ 収入源の多様化を阻む（年ごとの変動の大きな寄付や公益事業に二の足）
- ・ 寄付や貸し付けの意欲を奪う（継続可能性への疑念）
- ・ 予算編成の官僚化（定期的な収入への依存、民間の感覚からの乖離）
- ・ 公益法人によるリスクテイク、イノベーション、多様化を阻む
- ・ 会計の意義を損なう（収支相償自体が目的となり、事業収益を含む収入がどこまで公益に回されたが分からない）
- ・ 複雑で誤解を招く
- ・ 法の支配の形骸化、ガイドラインの支配へ
- ・ 手間：特定費用準備資金の積み立て・区分管理・取り崩し、会計・機関決定（理事会・評議員会）

(3) ガバナンス論

- ・ 間違っってはいけない（善管注意義務）、しゃべっってはいけない（理事会と評議員会）、育っってはいけない（収支相償）
- ・ 「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」
法令遵守を当然の前提として、自らに相応しい規範を定め、明らかにし、これを守ること——
その形式面、実質面及び不祥事対応
- ・ 守りのガバナンスと攻めのガバナンス？

3. 大きな方向性

(1) 収支相償の代替

- ・収支や資産管理の自律性：説明、開示・公開の重視へ
- ・善管注意義務、理事の選任、社員総会・評議員の権限行使
- ・収支相償等の財務三基準：ガバナンス・コードへ（順守か説明か comply or explain）
- ・リザーブ・ポリシーと遊休資産の活用計画の開示、事後評価。

<https://www.gov.uk/guidance/charity-financial-reserves>

- ・要注意法人（非開示、ネガティブな事後評価）は立入・報酬開示——資産の流出・私的流用は阻止
- ・会計監査——ステークホルダー（寄付者、助成元、契約先、貸し手）のチェック
- ・ステークホルダーはどんな情報が欲しいのか——事業内容、効果・効率、財務の安定性
- ・インターネットの活用：HP 開示で法的義務（書類の備置き・閲覧・謄写）の軽減、立入の簡素化・回数減などインセンティブ。
- ・IT 技術や統計処理のしやすい開示・情報公開・コード化（メディアや調査研究、ランキング・格付け、クラウドファンด์・サイト）

(2) 公益法人の規律のありかた

- ・公益法人法制の簡素化——公益法人の不祥事と行政庁の監督の恣意性が問題となった時代から、公益法人の自律性が重視されるべき時代へ
- ・通常の公益法人はガバナンス・コード——完全な任意では実効性に限界。知恵を。
- ・信認義務違反は生ずる：理事の責任追及、公益法人の存否に関わらせるべきではない
- ・幅広いステークホルダーへ情報開示・活用：政府（補助金）、寄付者、貸し手、受益者
- ・オンライン化：認可申請、年次報告書、情報開示、ガバナンス・コード、データ処理、寄付を考える人・団体の情報収集、クラウド・ファンディング、格付け・ランキング、調査研究
- ・税制優遇：「補助金」のイメージから「投資」のイメージへ——リターンが公益の増進
- ・税制：どこから寄付を集めるか、遺贈寄付、受益者連続型信託とのリンク
- ・ファンドレイジング規制、遺贈寄付の規律。
- ・公益法人だけ考えても限界あり。厳しければ NPO 法人や一般法人へ抜ける。公益認定等委員会の規律が抜け、公益活動の透明性が低下。
- ・NPO 法人との平仄（最大公約数の規律？）、一般法人の非営利性の徹底
- ・国際的な側面：ガバナンス・コード、テロリズムと NGO 悪用（FATF 勧告と国際 NGO）

(3) 公益法人セクターの課題

- ・ガバナンス・コードの実効性：スポーツ団体、学校法人、公益法人協会の検証
- ・実効性とインパクト——政府との関係・世界的な趨勢
- ・収益・資産の有効活用、中長期的計画の開示のありかた
- ・開示のありかた——広いステークホルダー、必要な情報の洗い出し
- ・情報の利用・活用——情報技術（IT）の利用・活用
- ・資金の獲得源の多様化、ファンドレイジングの規律のありかた

4 公益法人制度の環境と課題—10 年を振り返る—

(報告・進行役) 太田達男 (公財)公益法人協会会長
勝又英子 (公財)日本国際交流センター専務理事
堀田 力 (公財)さわやか福祉財団会長
山岡義典 (公財)助成財団センター会長

<司会>

お待たせいたしました。それでは、舞台が整いましたので、始めたいと思います。セッション2でございます。タイトルは、「公益法人制度の環境と課題—10 年を振り返る—」でございます。

このセッションでは、当協会会長の太田達男より基調報告させていただき、その後で、3 人の方を交えてご議論をいただきます。

では、登壇者のご紹介をさせていただきます。お一人ずつ、お名前を呼び上げますので、指定の席にお座りいただければと思います。

公益財団法人日本国際交流センター・専務理事・勝又英子様でございます。

続きまして、公益財団法人さわやか福祉財団会長・堀田力様でございます。

続きまして、公益財団法人助成財団センター会長の山岡義典様でございます。

そして、このセッションの進行も務めます、公益法人協会会長・太田達男でございます。



セッション2の様子

本来であれば、ここでお一人、お一人、ご略歴をご紹介しますところですが、ご登壇いただいている皆さまは、もうご存じの方々ばかりでございます、公益法人、それから民間公益セクターで広くご活躍されている重鎮の方々ばかりでございますので、ご略歴のほうは、時間の都合もございますので、プログラムのほうをご参照いただければと存じます。

では、ここからは太田会長にマイクのほうをバトンタッチいたしますので、会長の基調報告からお願いをいたします。

では、太田会長、よろしくお願いいたします。

(太田) 公益法人協会の会長の太田でございます
(資料：54～59 頁参照)。

コロナが始まりました一昨年の2月以来、私はこういう公の会場で、実際に姿を現すのは初めてでございます。もう後期高齢者どころか、今年90歳を迎えまして、もう何て言いましょうかね、超後期高齢者。それから基礎疾患持ちということで、なるべく外には出歩かないようにしているのでございますが、今日は公益法人協会50周年ということで、勇んで参った次第でございます。



太田会長

一番初めに、雨宮理事長が歴代の理事長の写真、そしてお世話になったお二人の方の写真と、お世話になった理由とかそういったことを、述べられました。

その写真を見ておまして、その中に私が入っておったのですが、ただ一人の生き残りじゃないかなと思ひまして、うたた今昔の感に堪えないと言ひましようか、のこのこと今日こんなところに出てきたのも、何か亡くなった方に申し訳ないような気もしたわけでございます。90歳になりますと、あと余命年数は、簡易生命表で勘定しますと、4.8年ぐらいでございますから、60周年では過去の人ということで、文字どおり写真で登場させていただきたいと思ひます。今日は、最後の力を振り絞りまして、いろんなお話をさせていただきたいというふうに思ひます。それでは、スライドをお願いします。

私は今、公益法人協会50周年史を執筆せよという命令に従ひまして、執筆をしております。この10年間、ビッグイベントと言ひましようか、公益法人協会が含まれる非営利セクター全体として、どんなことがあったのかということで、ここで5つ選んでおります。

1つが、やはり東日本大震災ですね。実際に起こったのは2011年ですから11年前になりますけれども、残りの9年間を利用してというか、非営利セクターがそれにいかに活動してきたか。大変大きな経験だったと思ひます。このことをまず忘れてはいけません。

それから2番目には、「公益法人制度改革13年を終えて—その評価と課題—」ということで、これは私たちににとっては大きな課題でございますので、本日、このことについてディス

カッションさせていただきたいと思います。

3 番目は、やっぱり休眠預金じゃないかなというふうに思います。これは、もう 3 年ですかね、実施をしております、既に百数十件の助成案件を出しております。そして、金額的にも、151 億円ですか、3 年間で出している。非常に大きな日本の助成財団であります。

このいわゆる、JANPIA という指定活動団体の助成金に対する考え方というものは、嫌でも応でも、一種のデファクトスタンダードとして、日本の助成金の一何て言いましょうか、支給基準、選考基準みたいなものにだんだんなってくるのではないかなと思います。非常に厳しいガバナンスを含む、いろんな規定の整備も要求しておりますので、果たしてこれが民間の柔軟な、それこそ溜箭先生じゃありませんけれども、民間法人の、民間セクターの柔軟な成長というものに、果たしてどのようにプラスになるのかマイナスになるのか、これは十分、私どもはこれから監視をしていかなければならないというふうに思っております。これも私、50 周年史でぜひ書きたいと思っております。

それから、4 番目に、「見直しの検討進む市民社会組織の法制」ということです。この 10 年間で、いろんな非営利セクターの法制が変わってまいりました。2012 年に特定非営利活動促進法が大幅に改正となりまして、認定のところの考え方とか、あるいは、その監督とか、これは公益認定法と極めて似ております。2016 年でしたか、社会福祉法人法の大改正、これも念願の大改正でしたね。

それから、まだ改正されておられませんけれども、学校法人、これはつい最近、某大学のことに端緒をなしまして、厳しくそのガバナンスが問われているという。これも恐らく通常国会では、改正案が出てくるのではないのでしょうか。

それから、私は非営利セクターの一種だと思っておりますが、労働者協同組合、いわゆる、ワーカーズコレクティブというものの法制が、ちょうどこの 10 月ですね、確か、10 月から始まりました。法律の制定は 2 年前だったと思いますけれども、施行は今年の 10 月からということで、こういう労働者協同組合法という、新しいセクターの法律もできております。

それから、これは、今日の第 3 セッションで深く検討されると思いますけれども、「新しい資本主義の実現会議」の中で、ヒョウタンから駒のように出てきました、いわゆる公益法人、社団法人、財団法人の改革の方向性といったもの。こういったものが、この 10 年間で、ずっと、もういろんなことが出てきている。

その中で、私たち公益法人というものは、決して独立した一つのセクターではなくて、非営利セクターという大きなセクターのサブセクターですね、例えば、社会福祉法人なら社会福祉法人、学校法人なら学校法人、NPO 法人なら NPO 法人という、サブセクターの枠の中にとどまらず、非営利セクター全体の中で、この問題に対して対応をしっかりと考えていかなきゃいけない。非常に重要な時期をこの 10 年の間に迎えているというふうに、私は思っています。

最後に「コロナ災害と非営利組織」。これも、この 10 年間の歴史の中で、忘れることはできないというふうに私は思っております。いろいろな大きな影響も受けましたし、またそれ

に対して、いろんな形で立ち向かっていっているという形でございます。いろいろな被害を受けました。今日も、そこにおられます日本フィルハーモニーさんなんかも、大変な財政危機を迎えられた。その中でどのようにして立ち向かっていくか、存続をしていくかという、大きな問題を投げかけられてきたのが、このコロナ問題であります。

ということで、この10年間、私たちは非常にいろんなことで経験をさせていただいた。そういう中で、私たち、公益法人協会も、決して公益法人という一つのサブセクターの中にとどまっていなくて、非営利セクター、あるいは、市民社会セクターと言っているのでしょうか、そういう中で目を開くことはできたし、そういう中で活動することもできたし、そういう中でいろんな人たちと知り合うことができた。この10年間であったというふうに思っております。ということで、次のスライドをお願いいたします。

今述べた5つは、それぞれ大変大きな問題でありますけれども、今日の本題は、「公益法人制度改革13年を終えて—その評価と課題—」ということでもあります。

これは、ひとえに私の視点が非常に混じっていると思います。私は、先ほど雨宮理事長のご紹介にもありましたように、2000年から2017年までの17年間、ちょうど公益法人制度改革の助走期間から一段落するまでの17年間、理事長を務めさせていただいた中で、いろいろ経験をしてきたことを踏まえて、今日お話をいたしますので、その17年間の私の私見ということで、必ずしも、それが今の執行部と全く同じ見解かどうかということについては、これは若干そうじゃないこともあるのかも分かりません。これは分かりません。

まず最初に、制度としての全体的な評価ということでもあります。私は、これは制度として全体的に見ましたが、この改革は大変よかったというふうに思っております。なぜか・。改正前の民法34条による公益法人制度と比較すると、主務官庁制度の撤廃、第三者委員会によるいろいろな判断、公益認定・遵守基準の明確化等によって、新制度は明らかに旧制度に比べまして、近代民主主義国家における公益法人の制度として、「制度上は」という、—これは非常に大きく口では言わなきゃいけないところですね、資料では太字にしておりますけれども—、制度上は優れたものとなったことは、私も大いに評価したいというふうに考えております。

また、税法上も、それまではわずか862法人しか、そこに対する寄附金の寄附金控除というものが認められていなかったんですね。わずか862ですよ。それが今は、公益法人になれば、全部が所得控除を認められる。税額控除は、別にまたPST基準をクリアしなければなりませんから、1,000ちょっとでありますけれども、少なくとも寄附金控除、所得控除は9,000以上の公益法人全部がもらえる。10倍以上に増えたという点、これも私は大いに評価できるというふうに思うわけであります。

ここまで言いますと、何か私が新制度を大変評価していると、現状を評価しているというふうに思われますので、ここでわざわざ、「しかし、しかし！」というふうに大きな字で書かせていただきました。次、お願いします。

まず、これから「しかし、しかし！」の部分に移ってまいりますが、その前に、この公益法

人制度改革の結果、その着地点はどうなったかというものを見て、これをまず評価してみたいと思います。

2008 年の 12 月 1 日現在で、旧民法法人、特例民法法人といいますが、24,317 ございました。これが今回の公益法人制度改革で、認定申請、あるいは認可申請を経て、どうなったかという、その最終的な着地点を見ていきますと、公益法人としての認定取得、一番左でございますが、9,050 が公益認定を取りました。

そして、申請はしたけれども、不認定になった。あるいは、もうあんた駄目だから申請を取り下げなさいといわれたものを含めまして、1,085 ございます。それから、はじめから公益法人じゃなくて、一般法人を申請しましょうというところが 12,060 ありました。そのうち 11,679 が無事に認可を取った。しかし、残りの 381 は不認可・取り下げだったと。

それ以外に、一番右側のところで、申請見送りというのが 2,122 ございます。はじめから、もう諦めます、とても、この試験を受けても合格しないや、ということで、もうはじめから申請をしなかったと、試験にチャレンジしなかったというのが 2,122 あります。その理由は勉強ができなかったということもあるかも知れませんよ。勉強できなかったというか、その基準に合致していないということもあったからかも知れませんが、他と合併するとか、もうちょうどいい機会だから、これで解散してしまおうというふうに思った人もいるかも知れません。そういうものも合わせまして、結局、解散とか、合併とかになってしまったものが、3,588 ございます。

この結果をどう見るのかということでございますけれども、これはいろいろな見方があると思います。私の視点は、妥当な結果であったんじゃないかな、というふうに思います。24,317 あった公益法人の中には、大変にいかがわしい公益法人もたくさんございました。そういうものが、いわゆるリシャッフルされて、姿を消す。あるいは、公益法人にはならないで、もう少し自由に何でもできる一般法人になるとかというのを選択されたということで、これは、私は結果的には、このリシャッフル効果というのは、評価したいというふうに思っております。

そして、しかもこれが非常によかったのは、この 24,317 というこれまでの公益法人が、それぞれ自分のやってきた仕事、あるいは自分の仕事、あるいはこれから自分はどうのように生きていくべきなのか、どういう仕事をしていくべきなのか、というのを真剣に考えられたんですね。自分たちの運命に関わりますから。公益法人になるのか、一般法人になるのか、それとも何もしないで解散するのか、大変な問題を突きつけられて、非常に真剣に来し方、行く末を考えられた。その機会を与えたことは、私は非常によかったんじゃないかなというふうに思っておりますので、この結果は、私はよかったというふうに思っております。それでは、次お願いします。

今まで申し上げたのは、それまでにあった公益法人がどうなったかということでございます。今度は、この新しい制度によって新規にどれだけの法人が出てきたのか。これを見ますと、公益法人として新しく登場していただいた方が 1,058 件ございます。それから、一般法

人として登場している方が約8万ですね。7万8,000ぐらいございます。この7万8,000の中には、旧民法法人から移行されたのが1万ぐらいございますから、実際には6万8,000ぐらいが、全く新しい、2008年12月1日以降にできた法人であります。この数字をどう見るかというのを、やはり今回の公益法人制度改革を評価するときに考えなきゃいけないと思います。

私は、この新規公益法人数が、年間80件程度、13年たっておりますので13年で1,058件でございますから、ちょっと少なすぎるんじゃないか、もっと多くてしかるべきじゃないかと思います。世の中には、いっぱい、いい公益活動をなさっている組織がたくさんあります。それが、公益法人制度の認定が難し過ぎて、試験が難し過ぎて、躊躇していらっしゃるところが、どうも相当多いような気がいたしますし、実際にそういう声も聞きます。

公益法人になると、試験が難しいので、まず受からない。仮に受かっても、後々、いろんな厳しい戒律を、規律を要求されて、経営の自由度が非常に減殺される。こんなことだったら、一般法人のほうが自由に経営できる。寄附金の控除というのはありませんけれども、寄附金に頼らないところは、別にそんなに痛くもかゆくもないみたいな感じです。私は、新規公益法人の数が、かなり抑制されてしまっているというのは、大変残念であります。

じゃあ、一般法人のほうはどうなんだといいますと、一般法人は、特定非営利法人の伸びを上回ります。この13年間で特定非営利法人は、約4万8,000ですから、約5万ですね。その間にこちらは6万8,000ぐらいできていますから、非常に一般法人が、今実際に活用されているということが分かります。

それでは、この一般法人が7万も新しくできた、古いものも入れれば8万あるというのを、どういうふうに評価するのかというのが、実は大変難しいのですね。というのは、全く統計がないからです。この数字も国税庁の法人番号検索サイトというところで検索して、数字だけを押さえたわけで、実際にそれがどんな事業をやっているのか、どんな財務内容なのか、どんな組織内容なのかというのは、さっぱり分かりません。従いまして、私は、これをまだよかったのか、悪かったのか、どういう問題があるのか、もう少し、時間を待たないと評価できないというふうに思っております。

ただ一点言えることは、監督のない一般法人を、官庁と大手企業の癒着関係に利用する実例というものが、実は、私は当初から想定しておりました。某省は、はじめから傘下の公益法人に対して、公益認定をなるべく取らないように、一般法人のほうがいいということを宣伝しているのですね。これはなぜなのかということは、その時も分かっていました。つまり、自分たちが介入できること、範囲が広いということ。公益法人になると、監督官庁は内閣府に一元化されて、なかなかそれが難しいというようなこともあるんじゃないかということで、最初からこのことを私は一番警戒しておりました。ところが、それだけは現実に起こってしまっているというのが、大変残念であります。次のページお願いいたします。

これは、立憲民主党の大串さんという衆議院議員が、衆議院の予算委員会で使ったスライドをお願いしてここに転載させていただきました。これを見ますと、委託費を国が、持続化

給付金ですね、コロナの持続化給付金 769 億円を、サービスデザイン推進協議会という一般財団法人に 769 億円で委託をいたします。

サービスデザイン推進協議会という一般法人は、自分のところの人件費 1.2 億円とか、送金手数料ですね、送金手数料は結構かかりますね、みずほ銀行に対して 15 億円とか、そういう経費が合計で 18 億円ございますが、その 18 億円を自分のところで使って、そして消費税を引くと、余りが 680 億円なのですね。この 680 億円を株式会社電通に再委託をしているわけであります。

で、この株式会社電通さんは、そこに電通何やら、何やらというところに、もう本当に電通一家でこのお金を全部使っているわけであります。これ、正しく必要なお金が使われたなら、それは全然問題なんかないわけでありますけれども、本当に、持続化給付金を支給するというプロジェクトに合計で 769 億円も必要だったのか。あるいは、それが電通というところに流れていく構図。今度のオリンピックなんかでも、組織委員会の構図でも、本当にもうあきれるばかり。今回、某氏は 4 回目の逮捕ですよ。4 回目の逮捕。オリンピック組織委員会は公益法人ですから、これも公益認定等委員会の監督はいったいどうなっていたんだということもありますが、これは別の問題。ここでは一般法人の問題です。

そういうことがありますから、一般法人については、私はもう少し様子を見なければならぬというふうに思っております。ただ、一般法人の中には、公益的な事業をたくさん行っているところもたくさんございます。今、ちょっと前のページに戻っていただけますか。

ここに、「現在大規模アンケート集計中の一般財団法人非営利組織評価センターの分析結果に期待」というふうに書いてあります。一般財団法人非営利組織評価センターというのは、非営利組織の評価をする、レーティングをする。レーティングをするというと、企業の格付け機関みたいと思われるかも知れませんが、そういう形じゃなくて、もっと前向きな評価をしていく団体でございます。私はその理事長を 6 月までやっております、7 月から交代をしておりますが。

ここが今、「3 つの 10% アンケート」を集計中でございます。3 つの 10% というのは何か。8 万の一般法人がございますから、その 8,000 に全部郵送いたしました。8,000、大変な郵送代もかかりました。それから 8,000 の中から 10% の回答をいただくということで、800 の回答を目指してやってまいりました。結果的にほぼ 800、770～780 の回答をいただきました。

ということで、恐らく、この制度始まって以来、一番初めの大規模アンケートじゃないかと思えます。これの分析結果なんかも見て、この一般法人制度というのをどういうふうに考えていくのかといったことを、これから考えていきたいというふうに思っております。ということで、では、その次をお願いします。

さて、現状の公益法人制度の課題と問題点でございます。これは、大きく分けまして、私は 2 つあると思うんですね。1 つは、制度上に包含されている問題点、それから運用上出てきている問題点と、この 2 つがあると思えます。

まず 1 つ、制度上内包する問題点は何かということ、これはたくさん、いろいろとあるので

すが、ここでは、大きなものを3つだけ挙げさせていただきました。

1つは、何と言っても収支相償基準であります。これは、もう皆さん方も、先刻ご承知だし、先ほどの溜箭先生のお話にも出てまいりました。私から言わせますと、一般正味財産比率の改善が困難です。いわゆる、企業で言えば自己資本比率ですね。自己資本比率が非常に低いところが、それを改善して、30%にしよう、40%にしようということが困難で、ほとんどできません、というのは、利益が出ないとそれは自己資本に算入できませんから。

それから、適正な運転資金の量的確保が困難です。最近、これネットバランスとかいうふうにも言われておりますけれども、いわゆる現預金と、売買可能な有価証券から、流動負債を引いた金額ですね。これをどれだけ持っているのかという、経常費用に比べてどれだけ持っているのかというのが、健全性を測定する一つのメルクマールになっている。

それから3番目に、借入れによる先行投資が困難なのですね。例えば、私が経験したのでは、がん研究会有明病院というのがあります。私は、ここに十数年間、患者として通っております。今も通っております。私は、がんを2つ持っております、今も通っておりますけれど、なんとか元気しておりますが。

このがん研究会が一番困ったのは、先行投資ができないということなのですね。MRIの大きな新型のものを買うのに、やっぱり2億、3億かかるわけです。そんな手持ち資金はない。やっぱり、全部借入れで先行投資をして、そして、後からそれを使って出た利益でもって借入金を返済していくというのが普通なのです。そういう設備投資型の公益法人、他にも、例えば社会福祉事業をやっているところとか、いくつかやっぱりあると思うのです。そういう、機械とか設備とかを先行投資して、そして利益で返していく、そういうことが困難なんです。

それから4番目に、収支の中長期的な変動への対応が困難なのですね。これも非常に大きな問題で、いつも安定した収益があるなんていうことは、ないわけでありまして。将来の減収に備えて、厚みを増していかなきゃいけないというようなことであります。

こういうことが全部あって、しかも、そういうことがありますから、モラルハザードを惹起するということになります。私の経験でも、ある公益法人から相談をされました。今まで海外出張は一人で行かせておりましたけれども、お金が余ったのでこれから2人にしたいと思えます、というような、経費の無駄遣いみたいなことが起こるのです。これは現実にあるわけでありまして。

そういったことはやはり、会計士さんから見ると、あるいは財務関係から見ると、存続可能性に疑義がある、すなわちGoing Concernなのです。このようなGoing Concernも会計士さんがむしろ指摘すべきなのに、指摘するどころか、こういう基準をよしとする。どうも私としては、理解ができない。(10分超過しているということなので、どうしましょうか。すみません。もうちょっとしゃべらせていただきます。)

それ以外に次のページでは、事業変更の申請の届け出基準、これが非常に公益法人の本来の役割である迅速に社会のニーズに対応する非営利組織としての利点を損なっております。

とにかく、認定を取らないと新しい事業ができないということですから、これほどバカなことはありません。

それから3番目には、特に定期提出書類における小規模法人向けの対応策が全くないということ。大法人でも、小法人でも同じ。これも、米国と英国の事例を書いてありますけれども、それはちょっと飛ばしまして、次の運用上の問題点に行きます。

先ほど申し上げたのは、法律自体が制度的に内包する問題点でありますけれども、運用上の問題というの也有ります。実際に、よく内閣府のお役人さんは、運用で解決しますとか、例えば収支相償の問題なんかは、そういうことをおっしゃるのだけれど、その運用がくせ者でございまして、私は、最近の3つのことを指摘したいと思っております。

1つが、先祖返りを思わせる行政の指導・監督。これは公益認定制度の理念とか、目的が正しく継承されているのかどうなのか、たいへん私は疑わしく思っています。それから、担当官レベルの裁量的判断が横行しているということで、これは昔と全く同じであります。それから、お上意識が今なおチラチラするということ。PIC(公益認定等委員会)無謬説。絶対、自分たちは間違いがないといって、お上が下々に押し付けるような傾向。それから大変これは残念なことに、知識的レベルが非常に低下してきております。とんでもない間違いを言うことがあります。

先ほど、一般財団法人非営利組織評価センターが公益認定を受けるということが、答申上ははっきりしたということを申し上げましたけれども、そこに至るまで、ほぼ1年間、これは壮絶な闘いを私はしてまいりました、認定等委員会と。もう本当に、ここに書いてあることを全部、一つ、一つ具体的に言えるのですけれども。これはまだ行政処分としての認定を受けておりませんので、ちょっとリベンジ、報復をやや警戒いたしまして、具体的なことは申し上げません。しかし、いずれこれは申し上げなきゃいけないと私は思っております。

それから透明性の欠如。問題がありそうな公益法人に対する報告要請の中身が藪の中なのですね。内閣府は要旨のみ公表しておりますが、地方行政庁は公表しておりません。この6年間で586件、年間約100件の要請というのがあります。これは今回の宗教法人統一教会の問題でも、いわゆる、今回質問する、報告要請をするということで、きのうもNHKの国会討論でも放送しておりました。

報告養成の仕組みは、公益認定等委員会のほうが進んでいるのだけれども、内容は発表されないのが藪の中なのですね。大変、私たちにとっては、組織運営の在り方を考えるいい材料なのですが。

それから、私が大変遺憾に思っているのは、申請を取り下げなさいという件です。新しい公益法人を設立しようとして、認定申請をしても、あんたのところは駄目だよと言われる。その駄目だよということで不認定にすると、不認定の理由を委員会で公表しなきゃいけない。その一番いい例が、日本尊厳死協会さんですね。あれは、公益認定を不認定にしたからこそ、私たちは、これはおかしいということが分かったわけです。そして、日本尊厳死協会さんに、私はその数日後に行きまして、これは戦いましょうということで、戦って、結局国が負けた

わけですね。そして、今は、認定が取れているわけです。これは、やっぱり公表したからわれわれは分かったわけで、公表しないと分からないわけです。取り下げちゃうとね。

だけど、やっぱり公益法人申請をした方は、外聞を恥じるのかな、不認定にされたということを恥じて、それではなかったことにしようということで取り下げる。これはやっぱりこの6年間で234件あるんですね。ですから、これなんかは非常におかしいわけであります。そういうのが透明性の欠如。

それから、これも申し上げたいのだけれども、会計委員会がおかしなことを言う。これが私は非常におかしいと思うのです。財務三基準とか、公益目的取得財産残額とか、公益事業財産などに関する公益認定法の考え方は全部、法律で規定しているわけですね。法律の解釈は、法律家で僕はやってもらいたいと思うのです。会計の人たちが、勝手にこれを会計委員会かどこかで解釈をするという問題では、決してないと思います。そこから出てきているいろんな弊害が、私はあるというふうに思っております。

最後に、一つの期待ということで。私は今度の新しい資本主義の実現会議の中で、経団連の会長の方が提案されたことによって、初めて公益法人制度の改善、いい面につながる、悪いところを直していこうというような委員会が発足したということは、大変画期的だと思うのです。

今までの歴史は、必ず公益法人に何か問題がある、不祥事件がある。これをなくするためにはどうしたらいいか、という規制強化、不祥事件防止の観点からの制度改革のための委員会とか、研究会みたいなものばかりです。2008年の公益法人制度改革も、最初は、行政委託型公益法人をやっつけようというところから始まったわけです。だけど、今回はそうじゃない、前向きの形で始まっていますから、これは、私は大いに期待をしたいと思っております。

少し時間が・・・、もう久しぶりに出てまいりましたものですから、あれもしゃべりたい、これもしゃべりたいということで、時間を超過いたしました。すいません。他のパネリストの方、大変申し訳ございません。

そうか、私は司会もしなければならないのでしたね。

それでは今、私がおしゃべりしましたことも含めて、それぞれが、公益法人制度改革が始まって13年経ちましたけれども、どんな印象、どんな感想をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。アイウエオ順で、勝又さんからお願いをしたいと思います。

(勝又) 日本国際交流センター専務理事の勝又でございます。

本日は、公益法人協会50周年、本当におめでとうございます。同じ頃に発足して、1973年から公法協といろいろな事業をご一緒させていただいてまいりました。そういうご縁もあって、こういった場に私の拙い経験を話させていただく機会をいただき、大変ありがとうございます。

ざいます。

今、太田さんが、大変網羅的にこの10年を振り返っての課題、問題点というものをお話しいただきました。もう、それに付け加えるものというのは、なかなかありませんし、溜箭先生も非常に貴重な講演もいただきましたので、私はちょっと視点を変えまして、このシンポジウムの全体テーマというのが、「多様化する社会と公益法人の可能性」というふうになっておりますので、この多様化する社会に公益法人がいったいどうやって対応



勝又 英子 氏

していったらいいのかという、そういう視点から話させていただきたいと思っています。10年ではなく、できるだけ短くしたいと思いますけれども、50年前からこの公益法人の在り方というのはどうだったかというのを、ちょっと簡単に振り返ってみたいと思います。

まずは、太田さんもおっしゃったように、民法に規定されており、民間の公益活動というのはお上の言うとおりに、お上が決めたとおりにやるものなのだ、民間があまり出しゃばったことをするなというような、そういう雰囲気が充満しているのが1960年代、70年代ではなかったかと思います。

ただ、それにもかかわらず、1970年代のベトナム戦争の後、ボートピープルの人たちが日本に來たりとか、そういうようなことに対応しようとする個人のボランティアのグループがあったり、あるいは、1970年代というのは企業の経済発展とともに、公害というものが非常に、四日市やあるいは、もうさまざまな公害が起きて、そういったものに対する企業活動というものに対しての市民の目というものが非常に厳しくなって、そういうものを糾弾しようとするグループが出てきた時代ではなかったかと思います。

したがって、官の目から見たら、こういう民間のグループというのは、要するに、反体制のグループであるというような認識があって、なかなか社会的な認知がされていなかった時でした。私ども国際交流センターは、政治対話とかそういったことを含めて、国際関係の交流を行っていますけれども、外務省の方からも、本当に明確に外交は政府がやるもので、民間は口出しをすべきではないと何回も言われてきた、そういう時から活動を行っております。同時に、こういうような時もあるので、戦後の民間公益活動の70年代というのは、黎明期であったのではないかと考えております。

先ほども申し上げましたように、日本がこういう民間の公益活動、官と企業とに相対する民としての活動をやっているということで、公益法人協会や何かとご一緒に、米国にミッションに行ったり、太田さんもそのメンバーでいらっしゃいましたし、理事長の雨宮さんにもいろいろ論文を執筆していただくなど、さまざまな調査活動を最初の頃からさせていただきました。

ただ、その中でも、雨宮さんのご報告にもありましたけれども、どういうふうに法人をつ

くっていいのか分からないという中で、最初の頃に手にした『公益法人の理論と実務』ですか、『会計基準の実務』、こういうものがなかったら、本当に毎日、官庁に日参して、この文章がいいのか、あの文章はいいのかとかって聞かなければいけない、そういうような時でしたので、大変これで助けていただいた法人は多いのではないかと思います。そういう意味で、この公法協の功績というのは、本当に強く称えたいと思っております。

この民間公益活動をするにあたって、多くの方々は、いろいろな意味での誇りと自負というものがあったんだと思うんです。政府は、いろんなレギュレーションとか、そういうものによって縛られているところがあるんですけども、民間は政党思考的な活動ができるんだ、順応性があるんだと。それと、これは人が関わる事業なので、人のぬくもりがあるんだという、そういう思いで事業を行ってきたのではないかと思います。

こういうような時代から 1990 年代・2000 年代にけるまでは、ある意味では、この民間の活動というのは、一匹狼的に、それぞれがばらばらに、自分たちがやりたいことを自分たちの信念に向かってやっているという、そういう時だったんですけども、90 年代ぐらいから、いろいろと連携していこうという動きが入ってまいりました。

日本ネットワークーズ会議とかそういうのもありましたし、リオの環境サミットで国際的な連帯がある中に、ここで初めて日本の環境 NGO の方が参加されたりとか・・・それから、皆さまもご存じの 95 年の阪神淡路大震災がボランティア元年といわれたように、初めて民間の活動というものが認知されてきたという、そういう時代で、そういう動きを受けて、NPO 法というのが 1998 年に施行されたわけですけども。

それまでは、分類がなかったのですが、NPO 法では 20 分類というふうな感じになりました。ですけども、なかなかそういう分類に入らない、それぞれみんな個別の思いで活動していたので、どの分類に入るんだというようなことで、最後の条項で、これに準ずるようなところ、読み込むような形になっていったわけですけども、この頃から初めて、民間の公益活動というのが、どういう事業を展開するのかということについて、社会的にも認められてきたんだろうと思います。

それまでは、こういう分類が、NPO 法がなかった時は、例えば、私ども国際交流というのが税法上の 33 分類の中のどこにもなくて、実は接客業請負業という、いわば、水商売と同じ分類で税務署に分類されていたというようなことで、そういう意味で、NPO 法の施行というのは、この民間の活動について一つの市民活動の在り方というものを明確にしたのではないかなと思います。

ただ、それでも十分な優遇措置もないし、やはり、何がなんでもこの民法、100 年前以上の民法を変えていかないと、本当に自由闊達な民間の活動ができないというようなことで、新しい公益法人制度というものが起こって、それについての利点とその欠点というのは、太田さんのほうから十分にお話しいただきましたし、ここにお集まりの皆さま、十分に実感として感じられていることではないかなと思っております。

こういう中で、国際社会がもう 90 年代、2000 年代になるとグローバル化、もの凄い勢いで

変動してまいりましたし、それから相互依存というものがすごく高まってきた中で、国内、海外だという、そういう仕分けもなかなかできない、お互いに影響し合うような時代になってきたのだと思うんですね。

そういう中で、2011 年の東日本大震災というのも、また、これは大変大きな衝撃的なことであったと思います。日本のこの災害に対して、世界各国から、もう最貧国といわれるような国からも大変な寄附が集まりました。500 億円とか凄い額でしたし。

そこで、この大震災の復興に向けて、民間の人たちがやっている手作りでなんとかしようとしているのがうまくいくと、政府が制度化するみたいなことが始まっていったわけです。こういうような活動を、ある意味では取り上げられてしまったというようなこともあったわけですね。政府がやるから、お前たちはもういい、というようなこともあったということがありますので、そういう中で、いよいよ民の力というのを、民間の力というのを強くしていかなければいけないと、そういうふうに私は強く思っています。

この多様な社会というものに、公益法人はどういうふうに対応していけるのだろうか。もうさまざまな問題が入って来ています。この多様な社会というのは、人種、国籍、性別、あるいは年齢等の属性とか、価値観やライフスタイルなどの嗜好などと一切関係なく、全ての人が自分の価値観の下に能力を生かしていけるような、インクルーシブな社会なんだという、そういうふうに言われています。

そうすると、その多様な価値観の下に、どういうふうに折り合いをつけていくのかなと。例えば、現在、在住外国人というのは、2020 年の数字で 285 万人、196 カ国と地域からで、その順位というのが、アジアの国が非常に多いわけですがけれども、そういう人たちがおりまして、もう国際結婚というのも非常に増えてきております。婚姻数の 3～4 %、16.4 組に 1 人が国際結婚をされている。そういう社会になって、本当に価値観が、外国の方たちの持っているらっしゃる価値観と、ずっと日本が古くから持っている価値観というもののぶつかり合いというものもありますし、融合しているものもあるんですけれども、それを十分に見ながら、何をしていたらいいのかというのを、これからの公益法人は考えていかなければいけないのではないかなと思うんですね。

子どもの貧困率も 13.5%、それからシングルマザーの貧困率が 48%と、非常に大きくなっています。これに対して、1 億円以上の金融資産がある日本の富裕層というのが、365 万人あると 2021 年の調査ではっきりしております。1 位はダントツの米国、2 位が日本、それからドイツ、中国となっています。

じゃあ、このダントツの富裕層の方たちがどれだけ公益的なものに貢献しているだろうかと。というと、この富裕層からもたらされる民間の活動への支援、寄附活動というのは、世界の 10 位の中にも入っていないんですね。2 位でありながら、世界の 10 位にも入っていない。寄附という資金源が、公益法人の活動には非常に重要なんですけれども、これはなんとかしていかないと、やはり富裕層の方たちがご自分のやりたいことにお金は注いでいらっしゃるけれども、より多くの人たちに裨益するという、そういう考えがちょっと日本には少ないなと。

日本には寄附文化がないと言われているわけですが、それは数字の上でも如実に表されているということがあるかと思います。

ですから、ここの中で、政府は、自助、共助、公助ということを言われていますが、第一に公益法人の自助、自立性というものを保つのは非常に重要だと思いますけれども、ある意味で、1990年代に始まったさまざまな公益活動をやっている組織の連携が行われてきたように、このコロナ後の世界では、やはりそういった連携というものをもう一度見直して、声を大きくして、変えるべきものは変えていく。そういう活動というのを本当にぜひ、公益法人協会や、NPOではNPOセンターとか、いろいろなグループがありますので、そういうところにイニシアチブを発揮していただければというふうに思います。

それから最後に、私も非常に拙いながら、この公益法人制度の改革に係る有識者の一員に加えさせていただいたことが何度かありますけれども、やはりそこで非常に忸怩たる思いは、メンバーとなる中に、現場を知っている方が非常に少ないというのを実態として感じました。

最初の新しい公益法人制度改革の時も、法律家の方がたくさんいらっしゃいましたが、法律家の方にとっては、美しい法律でなければいけないということを考えておられるようです。ですので、この新しい公益法人制度の、今度座長になられる雨宮理事長とか、溜箭先生には、ぜひ頑張ってくださいと思います。

今日は、どうも本当にありがとうございました。

(太田) ありがとうございました。勝又さんには、制度的なところというよりも、一勝又さんのところは創立されて53年ですかねー、この53年間で、日本の社会はどのように変わってきたのか、ベトナム戦争の頃から始まって、そして、何て言うのでしょうか、国際NGOという分類はなくて、接客業という形で申請されたとかという、いろんなお話を聞いた上で、やはりこれからもっと寄附文化が進めていく、日本の1億円以上の富裕層が、アメリカに次いで2位ですか。そういった中でもっと寄附が増えていかなくちゃいけないんじゃないかということとか。あるいは、今回の制度改革においても、実務家の方にぜひ頑張ってもらいたいというようなお話があったと思います。どうもありがとうございました。

それでは、堀田先生、よろしくお願いいたします。

(堀田) はい、堀田でございます(資料: 60~64頁参照)。

時間が足りなくなっているようですので、言いたいことをずっと飛ばしてポイントだけ申します。ガバナンス、収支相償ですね。この新しい制度ができてから13年、公益法人協会はいろいろと提言していただきましたけれども、実現していない。

それが、有識者会議が結成されて、雨宮先生が座長さんで、願ってもいない構成で見直すチャンスが来た。ずっと問題であったいくつかの問題、特に、一番大きな問題はやっぱり収支相償だと思いますから、これぜひ、ぜひ、この機会に改正を実現してほしいと願っております。

収支相償については、溜箭先生がお詳しいところをずっとおっしゃいました。太田さんもさっと触れられました。私の意見を簡単に言えば、収支相償も、遊休財産の規制も、どちらも合理的な根拠はない。合理的な根拠がない制度というのは廃止するしかないので、とりあえずは、この2つを廃止して、もう一度新しい仕組みに、この際組み換えてほしいと、簡単に言えばそういうことです。

その中身を申しますと、どういうふうに改正するかということは、資料に要点をまとめました。

収支相償のどこがおかしいのか。まず、直す第一点として、寄附金ですが、これには賛助金、補助金、助成金とかを含みますが、それから対価性がない会費。これも寄附みたいなのですから、営利法人の場合の会費とは全然質が違う。だから、ここの賛助金、補助金、助成金、会費を含めて、これらは対価性のない収益ですので、こういう対価性のない収益というのは、収支相償の収入から除外する。そして、遊休財産からも除外する。この2つを強力に主張したい。なぜ除外するかは、それはいずれも合理的な理由がないからです。

収支相償の根拠、一番基本の根拠については、溜箭先生が、公益法人は収入を公益事業に使うべきだとおっしゃった。それは、もうそのとおりです。そのルールから何が出るかというと、これは分配しちゃいけない、公益法人の収入を私（わたくし）に分配してはいけないし、共益事業に使ってもいけないというのもありますけれども、一番大事なのは分配です。

だから、公益法人の収入を公益事業に使えるというのは、分配しちゃいけないというこのルール、これはもうしっかり生きておりますので、これでカバーされているわけで、それにプラスオンして、分配の恐れがある、使い込みの恐れがあるというので、収支相償の規定を設けたり、遊休財産の規定を設けたりするのは、明らかに行き過ぎである。それは根拠にならない。

なぜ、収支相償が根拠にならないか。収支相償についての根拠は、今まで行政が2つ主張しております。

最初の頃には、営利事業と競合する恐れがあると……。収入を得て営利事業と競合するような事業をやっているときに、公益事業について税制優遇措置を取るということは、これは競争相手の営利事業の公平な地位を阻害するから、儲かるようになって収入があるようになれば、それはもう税制上、公益法人と認めないという、そういうことを言うておりました。

それはそれで、公益と営利事業とが競合するのに、一方だけ税制上の優遇措置をやったらおかしいというのは、そのとおりですけれども、その際の収入というのは事業収入。

営利事業は、その事業によって得た収入でやっているわけですから、これと競合が生じるのは、公益法人の事業による収入。それが公益事業であろうと、公益事業が営む収益事業であろうと、いずれにしても事業収入であって、対価性のない寄附金とか助成金とか、それら



堀田 力 氏

は競合には関係がない。従って、営利事業には、そういう収入はないわけですから、その営利事業と公益事業が競合するかどうかは、公益事業の事業収入だけで判断すればいいと、まずそこが一つ論理的に出てくる。それを公益事業との競合関係が全くないような寄附金とか、こういうものを入れるのは、まずおかしい。これははっきり言える。

それからもう一つ、そのことから言えるのは、事業収入については、収支相償があり得るということで、それはあり得るんだけど、現在の規制で、何も事前規制する必要はない。いつ、その営利事業の競合が生じるか、つまり対価がある収入が、それだけでも利益が上ってくるような状態になるのかというのは、何年かそれをやってみて初めてその状況が分かるので、これを最初の設立要件で絞るのは、おかしい。そんなこと、そこまで見通せない。

3 年なら 3 年、5 年なら 5 年やってみて、これなら得られる収益で運営できると、何も優遇措置を受けなくてもいいよと、そのことが確認されたらその際に、ガイドラインで、例えば評議員会がそのことを認定して、それじゃあもう税制上の優遇措置を返上して、公益法人から営利法人に変わらしましょうと。それだけで十分なので、そこを、規制し過ぎのところを戻すべきである。

それから、遊休財産のほうですが、これも、もちろん論理は違いますが、収支相償と実質は同じです。収支相償も、寄附金とか会費とか、なるべく集めて、これをたくさん使ったほうがいい。それを集め過ぎだからといって、遊休財産で削るというはおかしい。集めているのであれば、なるべくたくさん集める。あとそれを私に使うなんていうのはとんでもないので、そこはしっかりガバナンスで、一これ非営利法人のガバナンスで一番大事なところはそこなんです。一、しっかり寄附収入とか、対価性のない収入については、事業収入以上にしっかり管理して、その趣旨に沿って使うようにしながらすればいいのです。

それがたまたま、すぐに使うだけの額以上に集まったとして、例えば、遺贈の場合には、しょっちゅうあるということです。遺贈は大変まとまったお金を頂きますから、そのときに 1 億円遺贈しますという際に、いや、もう 5,000 万円しか当分使えないから 5,000 万円くださいと、遺贈では言えない。相手は死んじゃっていますから。

だから、そもそも遊休財産を事前に規制する、寄附金等について規制するというのは無理がある。これも、遊休財産をためておくに変なことに使うということがないように、ガバナンスと法令で、しっかりそこは見る。

そして、たまり過ぎた場合も、それで取り消すとか通すとか、そうじゃなくて、これだけたまったけども、もう少しいい事業は考えられませんかとか、評議員会や理事会からのアドバイスでそれを適切に使うように手を打てばいいので、事業収入についての遊休財産が仮にあっても、今のような事後のガバナンスによるチェックで十分だろうというのが、私の考えであります。(拍手)

(太田) どうもありがとうございました。収支相償について、やっぱり対価性のない収入を収支相償の基準に加えるのはおかしいじゃないかということ。それから、事業収入であって

も、創業時でも利益を出してはいかんということではなくて、やっぱり当初何年か、ある程度の期間までは温かく見守るというんでしょうかね、事業の成長を……。そういった、非常に、極めて納得性のあるご説明だったと思います。

すいません。時間があまりなくなりましたけれども、それでは山岡さんお願いいたします。

(山岡) ご紹介いただきました山岡でございます(資料：65 頁参照)。

限られた時間ですけれども、最初に一つだけ、最近の助成財団センターで発行しましたニュースレターで公開しまして、今日も皆さんの資料の中に入っておりますお話です。

資産規模上位 100、それから助成額の上位 100、それらの財団についてちらちらと見ながら、ああ、こうなっているのだということで、ちょっと気が付いたことを整理してみました。まず、そのエビデンスについてパワーポイントで示しながらお話しして、皆さんで、そのことをどう考えるかというふうに議論していただければと思います。



一番左側が総資産額で、百万円単位です。順位が上からずっと書いてあって、これらはみな一般法人、ほとんど一般財団法人ですね。

100 位のうちの資産総額で言うと、11 法人で 1 割以上になります。その右側が助成総額になります、100 位に入っているのは 4 法人に過ぎません。

順位が付いているのが 100 位以内ということです。ですから、資産総額で 100 位以内に入っているのは結構あるけれども、その中で助成額では 100 位に入っていない法人が結構多いのですが、これはいろんな事業をやっていて、一部で助成事業をやっていてという法人だというふうに考えていいでしょう。

右側の助成額を見ると、資産総額ではそんなに大きくないけれども、かなり多くの助成を行っているという財団が結構ございます。

ちょっと色が見にくいかもしれませんが、右端に設立年を示し、新公益法人制度が施行された 2008 年以降に設立した財団名を赤で示しています。半分以上は新設の一般財団法人ですね。資産総額のほうは、旧制度からの移行型が半分以上とちょっと多いですが、助成総額で見ると、100 位以内の一般財団はすべて新設法人になっております。

金額を括弧書きにしてあるのが、100 位に入っていないもの。例えば、資産総額で一番下の 2 つは、助成総額では 100 位に入っていない数字を示しています。右側の助成総額の括弧が付いているのも、資産総額については、100 位に入っていないところです。

金額を括弧書きにしてあるのが、100 位に入っていないもの。例えば、資産総額で一番下の 2 つは、助成総額では 100 位に入っていない数字を示しています。右側の助成総額の括弧が付いているのも、資産総額については、100 位に入っていないところです。

こういう形で、一般財団法人の新しくできたところが、かなり 100 位以内で頑張っている。それらをホームページで、全部確認したのですが、対応はいろいろのようですね。目的も、

助成金とか、奨学金とか、いろいろなものがございます。いろんなところでお話しをお聞きすることもあり、ここはこういう助成をしているよ、と伺うこともあります。よくよく見ると、どうしてこれが公益法人にならないのかな、なろうと思えばいつでもなれるのではないかな、と思ったりするのもございます。

金額にしますと、この表の中に入っている財団の助成規模は 30 億円ぐらいになるのではないかと思います。助成財団センターの立場から言えば、法人格は何であれ、公益法人であろうとなかろうと、いい助成金がたくさん世の中に出ることがいいわけです。そういう意味で言うと、一般財団法人の助成財団がこれから増えてくることは別に問題ではなく、いいことなのではないかと考えています。

もちろん新しい公益法人で、公益法人財団として 100 位以内に入っているのもいくつかありますけれども、一般財団法人で助成を行っている財団が次第に増えてきているのも歓迎したいわけです。

また、地方において、たくさんの一般財団法人が、奨学金とか、いろんな事業をやっています。もちろん公益財団法人もありますけれども、新しい地方の助成財団は、半分ぐらいは一般法人じゃないかと思います。

その理由はいろいろあると思うのですが、例えば、企業が企業財団をつくる場合、最初の財産はあまり積まなくても、毎年毎年、損金算入限度額の中で寄附をするのであれば、何も公益にする必要ないのですね。

のびのびとやりましょうという気分と、ちょっと面倒くさいとか、あるいは、場合によっては却下されちゃったとか、いろいろ理由はあると思うのです。三菱みらい育成財団は、10 年間という時限の予定なものですから、公益法人にはしないという理由は分かります。

他も理由はいろいろあるとは思いますが、こういうことをどう考えるか。このことは、公益法人と言う制度を空洞化する可能性だってあるわけですね。そういうことも議論していただくといいと思います。

今度、有識者会議をやるわけですが、公益法人だけではなくて、こういう一般財団法人で、公益認定を受けていないところなんかをヒアリングされると、いろいろ制度的な課題が見えてくるのではないかなと思います。

(太田) どうもありがとうございました。山岡さんのお話は、一般財団法人で、立派な助成活動をやっているものが、どうして公益認定を取らないのか。何かこれは、やはりいろいろと、それぞれの事情があるんじゃないかな。そういったことも、一般法人制度にまつわる一つの研究課題として、今度の有識者会議でも議論してもらったらいんじゃないかというようなご提言だったと思います。大変、必要な視点だと私も思います。

今、総合司会の長沼さんから、大変ジェネラスなお話を頂戴しました。あと 3 分間どうぞ使ってくださいということでございますので、お三方で、ちょっとしゃべり残したことがあれば、3 分間で何かお話しただけませんか。

堀田先生、如何ですか。3分間でっていうのもおかしいのだけれど。Additional comment please ですね。

（山岡）堀田さんがご提案された、あの趣旨は僕もそのとおりだと思うのですよ。条文から見ても、あれは事業費だけの話だろうと思っていたのですね。そういうふうに解説した専門書もあったのですよ。事業収入に対する収支相償ということで、支援性の財源までその枠に入っているとは、当初思っていなかった。ですから、私は堀田さんの解釈がいいと思いますね。

（堀田）はい。じゃあ、3分頂きます。収支相償の理由は、営利事業との競合で、競合する場合には税制優遇するのはおかしいという、そういう理屈なのですが、もう一つあります。

最初の頃は、政府もそういう説明をしていたのですが、その後になって、もう一つ最近の説明の仕方がありまして、それは何を言っているかという、要するに、もうかった分は、対価を安くするか、無償で物を提供する、そちらに回すように、そのことを進めるために、もうからないように収支相償を設けているんだという、こういう説明を最近はずっとしております。

これもおかしい、論理的におかしい。もうかったお金を、もうかる場合にはもっと安くしろと、あるいはただにしろと。もうかった分を回すというやり方を公益法人がやっているわけではない。

公益法人が安く物を提供する。これはいいものですから安く提供したりする。あるいは、それが買えない人たちには、安く、あるいはただで提供したい。震災に遭った子どもたちや、困った子どもたちには無償で食事を提供したりする等々、対価を取らないでやっていけるのは、なぜか。

それはもうけちゃいけないというルールで、そういうことをやるわけじゃなくて、それができるのは、もう皆さん、ご苦労しておられるとおり、寄附金があり、あるいは補助金、助成金、あるいは会費など、対価を伴わない別途収入があるから、この収入を経費に回せるから、だから安くできる、あるいは、困っている人たちに無償で提供することが可能なのです。

安くしたり、無償にしたりするという公益目的に達するのは、もういっぺん言いますが、収支相償のルールではない。寄附金等々、対価を伴わない収入があるから安くできる、あるいは、無償でできるわけです。

じゃあ、安くするために自由なのは、寄附金や対価を伴わない収入があるのに、収支相償の中にその分も入れて、場合によっては、寄附額はたくさん頂けないようにする。これは逆じゃないですか。

すなわち、もうけちゃいけないから、それを安くするためにという、そういうルールなのだというのが、そこが間違っているというか、矛盾している。そういうことだと思うんです。これを一点付け加えさせてください。

(太田) どうもありがとうございました。ちょうど 45 分になりましたので、このセッションを終わりたいと思います。

次のセッションで、われわれの言い残したこと、あるいは課題として取り上げたことが、さらにまた、議論されると思います。新しい有識者会議の中で、どのようにこれから議論されていくのか、大いに期待をしたいと思います。

今日は、私の時間調節がまずくて、皆さま方に十分ご発言いただける余裕を持たないような形になってしまいして、大変申し訳ありませんでした。

どうも、今日はありがとうございました。

(司会) パネリストの皆さま、モデレーターをいただきました太田会長、どうもありがとうございました。ちょっとお時間が足りなかったようでございますが、会場の皆さま、もう一度大きな拍手をお願いいたします。どうもありがとうございます。壇上の皆さま、どうぞ気を付けてお席のほうにお戻りください。

2022年10月18日

公益財団法人公益法人協会
創立50周年記念シンポジウム

セッション2
公益法人制度の環境と課題
－10年を振り返る－

1

 公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Charitable Organizations (JACO)
－民間公益活動推進センター－

理事・会長 太田達男

公益財団法人公益法人協会 2022/10/18

スライド1

公益法人協会50年史執筆者としての立場から

2

**この10年間
非営利セクターに大きな影響を与えた5つの事象**

1. 東日本大震災と続く自然災害
2. 公益法人制度改革13年を終えて－その評価と課題－
3. 休眠預金活用制度の誕生
4. 見直しの検討進む市民社会組織の法制
5. コロナ災害と非営利組織

公益財団法人公益法人協会 2022/10/18

スライド2

3

公益法人制度改革13年を終えて —その評価と課題—

1. 制度としての全体的評価

改革前の民法第34条による公益法人制度と比較すると、主務官庁制度の撤廃、第三者委員会による判断、公益認定・遵守基準の明確化等により、新制度は明らかに旧制度に比べ近代民主主義国家における公益法人制度として、**制度上は優れたもの**となったことは大いに評価できる。

また、税法上の優遇措置の内容及び数の上においても、改革直前の特定公益増進法人の認定数862法人は、公益法人のすべてが自動的に公益増進法人とみなされる結果、10倍以上にも増えた点も大きな成果であった。

しかし、しかし！

公益財団法人公益法人協会

2022/10/18

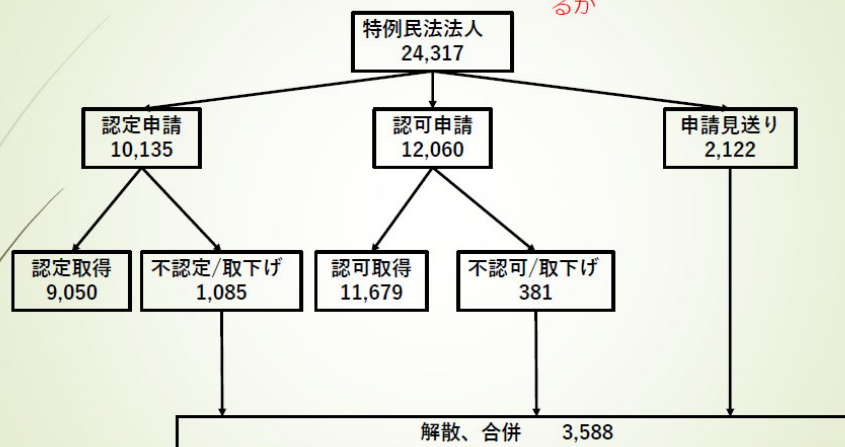
スライド3

〔移行の着地点〕

4

この結果をどう評価するか

リシャッフリングの結果は肯定できるか



令和2年及び平成27年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」並びに平成26年「公益法人に関する概況」により作成

公益財団法人公益法人協会

2022/10/18

スライド4

2) 新規設立法人

5

	社団法人	財団法人	合計
公益法人＊1	357	701	1,058
一般法人＊2	70,414	7,582	77,996

この数字をどう見るか

- ①新規公益法人が年間80件程度というのは少なすぎる
- ②一般法人は特定非営利法人の伸びを上回るが、所轄庁がないため目的、事業内容、機関設計、財務などの実態は不明。監督のない一般法人を官庁と大手企業の癒着構造に利用の実例も（次ページ）

現在大規模アンケート集計中の一般財団法人非営利組織評価センターの分析結果に期待

- *1 内閣府H/P「答申・勧告・その他決定等情報」検索結果の件数（1,058）と令和2年及び平成27年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」並びに平成26年「公益法人に関する概況」により件数をトレースした合計件数（989件）では、合計件数が一致しないが、後者の情報には社団・財団の内訳がないため、本表では前者の数字を掲載する
- *2 2022年9月23日、国税庁法人番号検索サイトより集計。清算法人は除く

2022/10/18

公益財団法人公益法人協会

スライド5

参考資料

6

持続化給付金事業の全体像（事業開始時の想定）

委託費：769億円 = 委託先実施経費 + 再委託費 + 消費税

パネルの写し ①
※数値は原則消費税抜き
※四捨五入により合計が一致しない場合がある
凡例 委託 外注

委託先実施経費（18.1億円）

事業全体の工程管理、振込関連業務を実施

サービスデザイン 推進協議会（1.7億円）

人件費：1.2億円
旅費や事務補助要員の人件費、
事務機器のリース料等：0.5億円

株式会社みずほ銀行（15.6億円）

給付金振込手数料等

株式会社電通ワークス（0.7億円）

給付金振込に係る専門人材の確保

公益財団法人日本生産性本部（0.1億円）

中小企業者等に関するヒアリング調査

再委託（680億円）

株式会社電通

申請受付から審査までの
統合的な管理・運営、サ
ポート業務の管理、広報
の実施等

株式会社電通ライブ

- ・給付金支給業務（受付・審査、コールセンター等）
- ・申請サポート会場業務（会場調整、現地対応等）

株式会社電通テック

- ・広告制作業務
- ・申請サポート会場支援業務（資材供給等）

株式会社電通国際情報サービス

- ・システム構築、運営業務

株式会社電通デジタル

- ・Webページ制作・運営業務

株式会社電通東日本

- ・業種別申請サポート業務

株式会社パソナ

大日本印刷株式会社
トランスコスモス株式会社 等

令和2年6月9日 衆議院予算委員会
立憲・国民・社保・無引当フォーラム 大串博志
公益財団法人公益法人協会

出典：経済産業省作成資料

2022/10/18

スライド6

7

3. 現状の問題点と課題

1) 制度上内包する問題点

(1) 財務3基準（特に収支相償基準）

- ①一般正味財産比率（≒自己資本比率）改善が困難
- ②適正な運転資金の量的確保が困難
- ③借入れによる先行投資が困難
- ④収支の中長期的変動への対応が困難
- ⑤モラルハザードを惹起するおそれ

存続可能性に疑義
(Going Concern)

公益財団法人公益法人協会

2022/10/18

スライド 7

8

(2) 事業変更申請・届け出基準

- ①変更申請を要する基準が曖昧で、法人がにわかに判断できない。
- ②申請には、新規の公益認定同様膨大な資料提出が必要
- ③時間的にも数ヶ月以上の期間を要し、事業計画の作成と執行に難を来す
- ④迅速に社会のニーズに対応する非営利組織の利点を損なう

公益認定等委員会 変更認定・変更届出ガイドより

事例1：A財団は、●県の国際化を推進するため、国際交流・国際理解のための作文コンクール等の事業を実施してきた。今般、A財団が10周年を迎えることを記念して講演会を実施するため、周年記念事業を新たな事業として公1に追加することとしたい。→**申請必要**
 事例2：B財団は、スポーツの振興を通じてスポーツ精神を高揚し、豊かな人間性を涵養することを目的として、各種スポーツ大会等を実施してきた。今般、スポーツ指導者を対象とした、指導者としての心構えや技術向上の効率的な指導方法等についての講習会を新たな事業として公1に追加することとしたい。→**申請必要**
 事例3：C社は、事業場等の技術者を対象にした水質講習会と環境大気講習会を実施してきた。今般、これまで実施中の講習会に加え、排水管理講習会を新たに実施することとしたい。（チェックポイント（「講座、セミナー、育成」）の記載に変更はない）→**届出必要**
 事例4：D財団は、これまで、大学生・大学院生を対象に奨学金を支給してきた。今般、奨学生の対象に、D財団が指定する大学への進学を希望する公立高校在学生又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者を加えることとしたい。（チェックポイント（「助成（応募型）」）の記載に変更はない）→**届出必要**

(3) 特に、定期提出書類における小規模法人向け対応策の欠如

公益財団法人公益法人協会

2022/10/18

スライド 8

税法上の区分	定期提出書類提出要件*1	書類の区分	2015年の提出件数*3
Public Charity	年間収入原則5万ドル以下	Form990N*2	? (70万—80万)
同	年間収入20万ドル未満でかつ、 総資産50万ドル未満	Form990EZ (又は990)	89,495
同	年間収入20万ドル以上又は、 総資産50万以上	Form990	208,945
Private Foundation	収入・資産の額にかかわらず	Form990PF	99,683*4

公法協内報告書「統計に見る米国チャリティ」2019年6月13日付け 報告者太田達男より抜粋

*1住所: IRS" Annual Filing and Forms" の "Filing thresholds"

*2【Form990N】

e Postcardと呼ばれ、下記の簡単な質問に対する回答をインターネットで送信、郵送は認められていない。初心者スタッフでも20分もあれば応えられるもの。① 従業員雇用ナンバー② 事業年度③ 組織名及び住所④他の名称を使用している場合はその名称⑤主たる事務所の名称及び住所⑥ウェブサイト開設の場合はそのアドレス⑦年間収入が5万ドル以下かどうか⑧組織がすでに消滅したか消滅手続き中の場合はその発表文書

*3 出所: SOI Tax Stats - Charitable & Exempt Organizations Statistics「Table 1. Form 990 Returns of 501(c)(3) Organizations: Balance Sheet and Income Statement Items, by Asset Size, Tax Year 2015」及び「Table 4. Form 990 EZ Returns of 501(c)(3)-(9) Organizations: Selected Items, by Code Section, Tax Year 2015」

*4 出所: SOI Tax Stats - Domestic Private Foundation and Charitable Trust Statistics,「Historical Table 16 (expanded version) Nonprofit Charitable Organization and Domestic Private Foundation Information Returns, and Exempt Organization Business Income Tax Returns: Selected Financial Data, 1985-2015」

スライド 9

組織類型及び収入規模別適用会計基準及び監査等の内容

10	年間収入規模	適用会計基準	年間収入等規模	監査等の方法
会社型チャリティ	£25千以下	選択可 資金収支ベース*2 FRS102チャリティ 版	£25千以下 £25千超£1百万以下	精査、監査義務なし 独立会計精査人による会計の精査*3
	£25千超	発生主義 FRS102チャリ ティ版	£1百万超 資産3.26百万超 かつ£250千超	独立会計監査人による会計監査 独立会計監査人による会計監査*4
非会社型チャリ ティ	£25万以下	選択可 資金収支ベース*2 FRS102チャリティ 版	£25千以下 £25千超£1百万以下	精査、監査義務なし 独立会計精査人による会計の精査*3
	£25万超	発生主義 FRS102チャリ ティ版	£1百万超 資産3.26百万超 かつ£250千超	独立会計監査人による会計監査 独立会計監査人による会計監査*4

公法協内報告書「英国チャリティSORPと会計・提出書類等」2019年7月16日付け 報告者太田達男より抜粋、白石調査部員 UPDATE

*1 Accruals accounts contain a balance sheet, a statement of financial activities and explanatory notes. These accounts are required in accountancy terms to show a 'true and fair view'.

*2 Receipts and payments accounts Receipts : payments accounts contain a statement summarising all money received and paid out by the charity in the financial year, and a statement giving details of its assets and liabilities at the end of the year.

*3 Independent examination: this is a less onerous form of scrutiny than an audit.

*4 audit

スライド 10

11

2) 運用上の問題点

(1) 先祖返り(主務官庁制)を思わせる行政の指導・監督

- ①公益認定制度の理念・目的が正しく継承されているか
- ②担当官レベルの裁量的判断の横行
- ③お上意識が今なおチラチラ、PIC無謬感覚
- ④知識レベルの低下

(2) 透明性の欠如

- ①報告要請の中身が藪の中(内閣府は要旨のみ公表)
- ②申請取り下げの恣意
- ③使い勝手の悪い法人検索サイト

(3) 会計委員会の法解釈

財務3基準、公益目的取得財産残額、公益事業財産などに関する公益認定法の根拠規定を会計委員会で解釈する弊害

公益財団法人公益法人協会

2022/10/18

スライド 11

12

一つの期待

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議の発足!!

- ・歴史を振り返ると、今まではすべて公益法人の不祥事に端を発した規制強化を方向とする問題提起の繰り返し。
- ・公法協など民間公益セクターの多年の要望・宿願が、財界人からの発言が再検討の直接のきっかけとなったことは内心忸怩たる思いもあるが、公法協はじめ民間公益セクターがこの機会を最大限に活用し、公益法人制度の改善につながることを期待したい。

「新しい資本主義実現会議(第6回)」

十倉 雅和 日本経済団体連合会会長発言要旨

単年度で公益事業収支をゼロからマイナスにしなければならないことを求める収支相償原則の見直しや、具体的な用途の定まらない財産の保有額を制限する遊休財産規制の緩和、公益事業の認定及び変更の柔軟化・迅速化が必要。また、複数の財団の統合に数年を要した事例も報告されている。企業財団の合併や統合が柔軟かつ迅速にできるようになれば、財団の規模も拡大し、運営が安定することにつながる。公益認定法の趣旨に立ち返り、公益の増進及び活力ある社会の実現に資する制度改革になることを望む。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 ～人・技術・スタートアップへの投資の実現～

新たな官民連携の形として、このよう*な新たな法制度の必要性の有無について検討することとし、新しい資本主義実現会議に検討の場を設ける。あわせて、民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する。

経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

こうした観点から、新たな官民連携の形として、民間で公的役割を担う新たな法人形態の必要性の有無について検討することとし、新しい資本主義実現会議に検討の場を設ける。あわせて、民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する

* (太田注) 米国のベネフィットコーポレーションのような社会的企業形態の法人類型

公益財団法人公益法人協会

2022/10/18

スライド 12



スライド1

I 新制度全体の振り返り

振り返りの視点

公益活動の拡大目標は達せられたか

結論

公益法人が公益活動の中核を担うべきという視点からすれば
目的は全く達成されておらず、達成される見通しもない

理由

公益活動に対するニーズは高く、公益活動もトータルで相当
拡大してきており、まだまだ拡大する見通しであるのに、公
益法人による公益活動は、ニーズに応える拡大はしておらず、
その見込みも立たない

1

スライド2

I 新制度全体の振り返り（続き）

公益法人以外の団体による公益活動の拡大

人格なき社團	NPO法人	一般非営利法人	特別法による公益法人	営利法人による公益活動
地域における小さな団体による助け合い、いきがい（趣味を含む）、環境、子育て支援等の活動は顕著に増えている（注）	柔軟にニーズに対応している	純然たる公益活動を行う官製一般非営利法人がなぜ公益法人にならないのか	なぜ全くの別建てで、乱立したままなのか	公益活動として整合性のある奨励策をとらなくてよいのか

（注）さわやか福祉財団の「地域助け合い基金」から助成した件数は、3年度分の合計で798件となる。そのうち、法人成りしていない助成先は580件で全体の73%に上る。法人218件の内訳をみると、NPO法人が164件、一般社団法人が41件、社会福祉法人が13件、公益法人は0件である。

2

スライド3

I 新制度全体の振り返り（続き）

公益法人活動拡大の見通しが立たない理由

- ・ 公益活動を統合できる官庁は、内閣府であるが、各省庁の抵抗を排して統合できる能力はない
- ・ 制度が複雑化し、利益関係も複雑すぎて、これを調整し、体系的に統合することはきわめて困難

では、どうするか

- ・ ある程度以上の資力を有する団体を事実上の対象とする（つまり、原則現状のまま）
- ・ ただし、公益法人のみが不当に活動を制約されないよう、他の公益活動を行う法人に対する規制と比較して不当なもの（収支相償原則など）は改める
- ・ 公益法人が事実上対象としている団体と類型を同じくするもの（例えば官製一般非営利法人など）は、公益法人とするよう強力に行政指導する

3

スライド4

Ⅱ ガバナンス——公益法人協会の課題

振り返りの視点

公益法人のガバナンスを振り返って、公益法人協会としてできていないことは何か

できたことは何か

- ・ ガバナンスコードの制定と活用（広報、指導等）
- ・ 公益法人のガバナンスのあり方の視点からする各種提言、政府の政策動向に対する批判的提言その他のアドヴォカシー
- ・ それらの活動の前提となる調査研究

4

スライド 5

Ⅱ ガバナンス——公益法人協会の課題（続き）

公益法人のガバナンス体制は万全か——公益法人と公益法人協会の課題

1 会計ルールの基本の遵守

法人資産の横領、私的用途使用等の基本的不祥事の発生防止対策は、法人の業務執行における資産の管理、支出、負債の発生等の各過程において、すべて実質的にダブルチェックする体制にすることがもっとも実効性のある体制であると判断されるが、その指導がしっかり行われているか

2 不当なルールへの対応

公益法人に関する法令（ガバナンスによって守らせるべきルール）の場合、収支相償のごとく、これを遵守することがかえってガバナンスを不当にするものがある。公益法人協会が法令の是正を働きかけ続けていることは評価するが、改められない現段階において、個々の法人がこのルールにどう対応するかについて、指導は行っていないのか

——現状は関係する別のルールを適当に運用して収支相償に見せかけている運用が一般化しており、それが巧みな団体はコンプライアンスがOKで、正直な団体は受領できる寄付収入を削る等の不当な運用をしているのではないのか

5

スライド 6

Ⅱ ガバナンス——公益法人協会の課題（続き）

公益法人のガバナンス体制は万全か——公益法人と公益法人協会の課題

③ 評議員会の体制と役割

公益法人は制度として自律的に活動できる範囲が広いほど好ましいところ、評議員会は、その選出方法等が自律に委ねられている。公益法人協会としては、せっかくの自律性を放棄して法令による規制を求めるのではなく、各公益法人がそれぞれの特性に応じてもっとも有効に評議員会が機能を果たせる選出方法等を自律的に考案するよう、多様なアイデアを解説付きで提供し、リードすべきではないか

④ 公益法人はトータルとしてやるべき公益活動をやっているか

もし公益法人が公益活動の中核を担うべきだという考えに立つならば、現在の公益法人がその社会的任務を適切に果たしているかという視点からのガバナンスだけでなく、公益法人が柔軟に新しいニーズ（国民の公益活動に対するニーズが日々拡大している）に応えているかの全体的視点に立った情報発信も求められるのではないか

6

スライド7

Ⅲ 収支相償・遊休財産規制の改善

改善の視点

合理性のない規制の撤廃

改善項目

寄付金（賛助金・補助金・助成金を含む）及び会費を、収支相償規制における「収入」及び「遊休財産」から除外する

7

スライド8

Ⅲ

収支相償・遊休財産規制の改善（続き）

「収入」から除外する理由

- 収支相償規制の根拠は、競合する民間営利事業との競争条件の公平性確保（当該公益事業が、寄付金等対価性のない収入がなく、事業収入のみで運営できる時は、事業対象者が不特定多数の人であっても、税制上の優遇措置なしに運営すべきである。）
- したがって、収支相償の「収入」は、寄付金等対価性のない収入は除外したもので競合性を判断すべきである
- なお、公益法人の「会費」は、議決権や情報提供の対価という解釈があるが、議決権も情報提供も公益活動推進のためであって経済的利益を伴うものでないから、「会費」には対価性がない

8

スライド 9

Ⅲ

収支相償・遊休財産規制の改善（続き）

「遊休財産」から除外する理由

- 寄付金等対価性のない資金は、公益活動推進のため提供されるものであり、それ自体が公益活動
- それら資金は、寄付の趣旨に従って支出し、また、特別な指定がない時は当該公益活動を行うのに最適の時期・内容・額を選んで支出するのが適切
- 上記の視点から、一時寄付金等収入を「遊休」状態にする事態が生じてても、これに対し、社会的に奨励すべき寄付金等提供のインセンティブを阻害するおそれのある遊休財産保持規制を行う合理性は認められない
- なお、事業収入の「遊休」については、収益事業を認める趣旨から、ゆるやかに規制する（例えば評議員会でチェック）ことは考えられる

9

スライド 10

資料 (山岡義典氏)

2020年度実態調査における助成財団の資産総額・助成額上位100財団のうち一般財団

資産総額 単位:百万円	助成総額 単位:百万円	助成財団名	設立年月
8 131,377	[84]	上月財団	1982
15 75,910	[136]	化学及血清療法研究所	1945
37 34,712	[97]	篠原欣子記念財団	2010
47 29,465	[23]	パロマ環境技術開発財団	2010
55 25,135	19 755	トヨタ・モビリティ基金	2014
59 24,293	[34]	住総研	1948
73 15,580	[5]	医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構	1964
74 15,580	[13]	日本建設情報総合センター	1985
81 13,904	[17]	神山財団	2013
95 13,317	[60]	旗影会	1973
91 13,209	48 380	上田記念財団	2009
[1,144]	66 290	キャノン財団	2008
[401]	95 183	三菱みらい育成財団	2019

助成財団センター調査より山岡作成 (2022.10.18)

※赤字は制度改革後の新設法人を示す

※助成総額の [] は100以下の数値を示す

5 多様化する社会と公益法人—展望と提言—

パネルディスカッション

片山正夫 (公財)セゾン文化財団理事長
清水肇子 (公財)さわやか福祉財団理事長
鈴木幸夫 (公財)知床自然大学院大学設立財団理事
平井俊邦 (公財)日本フィルハーモニー交響楽団理事長
雨宮孝子 (公財)公益法人協会理事長
(進行役) 鈴木勝治 (公財)公益法人協会副理事長

<司会>

それでは、セッション3、パネルディスカッションに入らせていただきたいと思います。
タイトルは、「多様化する社会と公益法人—展望と提言—」です。

パネリストの皆さまのご紹介をさせていただきます。公益財団法人セゾン文化財団理事長・片山正夫様。公益財団法人さわやか福祉財団理事長・清水肇子様。公益財団法人知床自然大学院大学設立財団理事・鈴木幸夫様。公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団理事長・平井俊邦様。公益法人協会理事長・雨宮孝子。そして、進行を務めますのは、公益法人協会副理事長・鈴木勝治でございます。

皆さまのご略歴はプログラムに記載しておりますので、一覧を参照ください。

それでは、鈴木副理事長、どうぞよろしくお願いいたします。



パネルディスカッションの様子

(鈴木勝)ただいま紹介にあずかりました鈴木でございます。

第3セッションということで、表題にございますように、テーマは「多様化する社会と公益法人―展望と提言―」でございます。第1セッション、それから第2セッションはそれぞれ、内容の濃いお話がございましたが、本セッションにおきましては、14年前の制度改正以降、大きな変化がございました。具体的には、東日本大震災であるとか、直近の新型コロナウイルスのパンデミックであるとか。それから、行政の観点から言うと、公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議も行われたところでございます。



鈴木副理事長

それに今回は、先ほど来、期待されるということでお話もございましたが、新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議ができましたので、少し局面が変わってきたなということございまして、14年前に改正された公益法人制度について、いろいろな問題点、そういうものを今まで指摘していたところですが、この有識者会議ができたことで、ようやく制度改善の兆しが見えてまいりまして、これについてはそれぞれの分野、つまり新しい資本主義では、自然の擁護であるとか、文化芸術面でも力を入れるということでございますので、第3セッションのパネルディスカッションでは、そちらのほうにも言及させていただくということで、これにふさわしいパネリストの方、私を除いて、お若い方にお集まりいただいていますので、その方々からの新しい視点からの話をお聞きしたいと考えています。

時間が予定より押してしまっているものですから、勝手ながら、パネリストの方々の紹介を、皆様とは長年のお付き合いなものですから、日頃感じていることも含めてご紹介させていただいた方が、これからの話も聞きやすいのではないかなというようにことで申し上げたいと思います。

まず、左からセゾン文化財団理事長の片山様でございます。片山様は、私ども公益法人協会の理事として長くお勤めいただいている方でございまして、私みたいに教科書的な理解しできない人間から見ますと、世の中の新しい動きとか、普通の人気付かないようなポイントから発言があつたりして、私なんかは非常に啓発されているところでございます。

それから、その左側は、さわやか福祉財団理事長の清水様でございます。清水様のように、オペレーティングファンデーションと言うのでしょうか、財団でありながら実際に行動をするということで、現場で地道な活動を行っておりまして、それも非常に精力的にやっておられるということで、私みたいな怠け者は非常に感嘆しているところですが。第2セッションで出られた堀田会長さんと一緒になって、本当に献身的な仕事をやっておられて、日頃尊敬している方でございます。

それから、向こう側に移りまして、知床自然大学院大学設立財団理事の鈴木様でございます。鈴木様は、もともとジャーナリストで、現在もジャーナリストと聞いておりますけれども、そして、現在の財団もボランティアで仕事をされていると聞いていますが、自然が大好きということで、北海道に拠点を置かれて、自然環境の保護活動を行っている方でございます。

それから、さらに左隣が日本フィルハーモニー交響楽団理事長の平井様でございます。平井様は、これからも話が出るかもしれませんが、日フィルさんが新制度発足の時に、認定を受けるかどうかについて検討していた時期に大活躍をされ、認定を取られたということです。そして、今回のパンデミックでも、非常にいいアイデアを出されてそれをクリアしたということで、非常に、先輩に対して申し訳ない言い方ですが、はりきりボーイという感じの方でございまして、今日の夕方のミニコンサートも日フィルさんの厚意で実現できておりまして、この場を借りて御礼申し上げたいと思います。

それから、最後に私ども公益法人協会の雨宮理事長でございます。何度かお話に出ていますように、新制度の改善に向けた検討を行っている最中で、新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議の座長を務めておられますので、その検討状況であるとか、その結果、どういうものが得られそうだとか、あるいは、得られないとか、その辺のところを座長という立場から、許される範囲内でお聞きできればと思っていますところでございます。

それでは、時間もございませんので、早速順番にお話をお聞きしたいと思います。それでは、片山様からよろしくお願いいたします。

(片山) セゾン文化財団の片山です(資料: 88 頁参照)。簡単なレジュメがこの冊子に入っておりますので、併せてご覧ください。

まず、我々はどこを目指しているのかということと語りたと思うのですが、これは私なりの表現をすれば、個性的で質の高い民間公益活動が活発に行われる社会ということだと思えます。このうち、活発なというのは、数多くの参入があるということですけれども、先ほど、太田さんがおっしゃっていましたように、年間の設立件数は 80 ですか。この新規参入の数はあまり少なくて、

これだけを取っても 13 年前にスタートした新制度というのは、期待どおりには機能していないというのが、私の危機感でございます。

新制度の目標に近づけていくためには、いろんなことが必要だと思うのですが、組織の機能とか、発展段階に合わせたきめ細かい制度設計が必要だと思いますし、制度だけではなく、啓発活動とか、支援活動を総動員しないと、これはなかなか目標に届かないという



片山 正夫 氏

か、近づかないと思っておりまして、その辺りについて今日お話ししたいと思います。

まず、1点目ですけれども、公益法人への「参入障壁」が今のところ高すぎるということが、非常に問題で、例えば、さっきから出ています収支相償ですけれども、私の周りの文化団体の方に聞くと、公益目的事業は常に赤字でない駄目らしいねという話になるのですね。字句的にはそういう意味だからしょうがないのですけれども。行政の方々は、いや、必ずしもそういうことでなくて、1年ぐらい黒字になっても問題ない、あるいは、運用の仕方ではないかなのです、みたいなことをおっしゃるのですが、しかし彼らには、そここのところは全く伝わっていないのです。ですから、公益法人はやめておこうという話になるのです。

あるいは、財団の評議員制度というのが、これまた実は分かりにくいのですね。評議員制度は、どちらかというと理屈からできた制度です。理事を選ぶ人が誰かいけないのではないか。あるいは、しっかりと理事会をけん制する人がいなければいけないのではないかと、というところからつくられているわけなのです。

ただ、出資もしておらず会費も払っていない評議員は、株式会社の株主や社団法人の社員とはかなり違う。これは非常にユニークな存在だと思います。実際、現場で運営している人たちは、どうして評議員の人たちが、これだけの強い権能を持っているのか、腑に落ちないままやっているのですよ。ですから恐らく、ボードを二つも運営する煩わしさだけを内心感じながらやっているというのが本当のところでしょう。この部分も外部から見れば、参入の障壁ですよね。

それから公益活動のスタートアップに対する支援というのが、なかなかないのですよね。一般企業、一般の営利事業のスタートアップへの支援は、今、官民挙げてやっております。例えば、補助金があり、ピッチイベントがあり、財政援助があり、事務所をただで貸しますというのもあり、様々な支援メニューが用意されています。

それに比べると、非営利のベンチャーに対しての支援というのは、一部民間団体によって行われてはいますが、まだまだ細いなという感じでして、ここは太くしていかなきゃいけないと思っています。

あと、これは営利企業に関するアメリカの研究なのですけれども、スタートアップの「出口」のところですね。つまり、「やめやすい」かどうか。ここが実は大事だという研究があります。解散や清算の手続きがあまり煩雑で負担が重いと、参入がしづらくなるということですね。一度やめて再チャレンジしたいと思っても、撤退したらもう二度と設立できない、活動できないとすれば、これは非常にまずいことですね。これは恐らく、公益法人にも当てはまることだと思いますので、こういう視点も持ったほうがいいのではないかなと思います。

2番目は、「成長できる」「安定した」公益法人にということで、小さく生まれた法人を一定規模まで大きくするのを助ける環境づくり、これがやはり重要で、この視点というのは今までかなり欠けていたのではないかなと。「大きくなるな」という呪文のような形で財務三基準があり、それに従っているとやはり大きくなれない。

詳しくは、後でお話しする機会があると思うのですが、例えば、スタートアップから一定

期間は、事務負担を軽減してあげるとか、あるいはいくつかの規制を外すやり方もいいと思います。それが先ほど言った、「参入障壁」を下げることにもつながるのではないかと考えております。

それから、ガバナンスとか財産に関する規制というのは、いろいろあるわけですが、これはもともと税制を優遇する「対価」と捉えられている側面があると思います。

しかしながら、よくよく考えてみると、例えば、ある法人を寄附税制の対象にするということは、その法人に補助金を出すということと意味がだいぶ違います。寄附税制というのは、そもそも最初に誰かが寄附をしないと発動しませんから、そこからしてかなり大きく違います。

もし、寄附者がいい加減な団体に寄附してしまったといったときに、誰が「損」をするのかということを考えると、もちろんそれで寄附税制の対象だったら、成果が出ないわ、税金も取りはぐれるわということで、国も損しますけれど、しかし一番損して悔しい思いをするのは、寄附者ですよ。

一度そういうことがあると、「しまった、変なところに寄附しちゃった」という悔しさがありますから、今度は失敗しまいといろいろチェックするようになります。そうすると、公益団体のほうも、寄附してもらうためには、ちゃんとした団体であるということをアピールしようと努力をします。これが望ましいサイクルだと私は思いますね。

恐らく全体の社会的コストも、これが一番抑えられる方法だと思います。だから、規制ばかり強化していくより、情報開示を進めて、同時に寄附者のリテラシーの向上というのを支援していくというのが結局一番の得策だと思いますね。

それから3番目、「健全に持続できる公益法人に」ということで、法人組織とその公益活動を維持していくには、当然ながら資金が必要です。ファンドレイジングのスキルも磨かなければならないし、ファンドレイジングのスキルアップに対する支援も欠かせないと思います。もちろん、せっかく寄附収入があっても、先ほど堀田先生がおっしゃっていたように、収支相償の収入に入れられたのでは、寄附を集めようという意欲がすごく萎えますよね。ですから、これは改めていくべきだと思います。

それと、私は助成財団の人間なので、助成財団として言いたいのは、個性的で質の高い民間公益活動を実現していくためには、助成財団の力が絶対に必要だということです。その理由を述べると長くなるので、この場で説明はいたしません。要するに、同じ民間支援でも、個人寄附と財団の助成金というのは、性格が異なるお金なのです。

性格が異なる二つの民間資金がバランスよく存在することによって健全な公益セクターが育っていくわけですね。ところが日本の場合、いかんせん助成財団の数が極めて少ないですね。アメリカの場合、助成財団は7万から8万あるそうですが、日本は2,000ほどしかありません。この差は凄まじいものがあります。恐らく、事業型の非営利団体よりもギャップが大きいのではないのでしょうか。

アメリカの多くの助成財団は、民間公益活動の非常に大事なところを支えているのです。

ですから、これは少し考えていただいて、個人的には、助成財団というのは制度的に別枠にすべきだと思っています。

先ほど山岡先生が一般法人で助成活動をしている財団が結構多いというお話をされていましたが、けれども、そもそも財務三基準というのは、事業を行っている財団を念頭につくられているのですね。だから、助成財団に適合した基準とは思えないのですが、それで運営が面倒になり参入を阻んでいるとしたら、もっとシンプルな形にして、助成財団にお金を呼び込むような制度を作っても損はしないと思います。ですから、これはぜひ考えていただきたいと思っていますところなんです。

あとは、これも特に助成財団に関わることもかもしれませんが、財産をどう運用するかという問題ですね。日本の財団の財産の運営は、非常にコンサバティブな運用をしているのですね。これは旧制度でそういう指導を受けてきたからなのですから。

いろいろ窮屈な指導を受けてきたわけですが、ずっとデフレだったので結果オーライだったのです。しかし今、恐らく多くの助成財団の担当者は初めてインフレを経験しているわけです。インフレこそ、助成財団にとって最も怖い存在なのですね。

ですから、ここは考えどころで、保守的な運用ばかりを行なっているということは、果たすべき社会的責任を果たしていないということでもあるのです。財産運用に関しては、すでに制度的な制約はほとんどないですから、法人に対するスキルアップの支援とか、そういうものがもう少し行われていくべきかと思います。

それから、4番目です。今後に向けてというところですが、今、世の中は激変しています。新しい資本主義では、副業や兼業の促進が提唱されていますが、これからは同じ会社だけで長く勤めあげるということではなくて、一人の人が同時にいろんな仕事や活動にコミットするという生き方になっていくでしょう。

非営利の分野でも当然そうなりますね。民間公益活動も、その都度いろんなバックグラウンドの専門性を持った人が集まって、プロジェクトベースで活動するということがどんどん行われるようになってくる。そういった活動をしようとする人は、恐らく今の公益法人制度は選ばないですね。

では、どういうものを選ぶかという、例えばインターネット上の組織が受け皿になっていくことが考えられます。DAOのようなものですね。これらは文字どおり、中央集権的ではないフラットな組織で、参加者も平等だし、意思決定のガバナンスも一人一票だから、非常に民主的なのですね。

これはブロックチェーンで管理されているので、公益法人で問題になっているガバナンス、あるいは透明性などの問題は最初からないのです。既にそのような時代が目の前に来ているので、「我々は公益法人のことを検討しているので関係ない」とおっしゃらずに、あるいは「遠い未来の話だから関係ない」とおっしゃらずに、実際、アメリカのワイオミング州では、DAOを法人として認めることになりましたが、そういう時代ですので、こうしたことも視野に入れた検討が必要だと思います。

最後に一言ですが、公益法人の社会的使命を考えると、実施する活動においてもっとリスクを取るべきだと思います。今の公益法人は、総じてリスクを取っていない。その根元には、恐らく日本というのは、失敗にとっても不寛容な国、そういう風土があると思うのです。これが先ほどの財産の運用を邪魔してきた理由の一つでもあるのです。失敗すると「それ見たことか」になるから、誰もやらない。

一般企業でもそうですが、公益法人においてはなおのこと、失敗に不寛容な文化というのは、乗り越えていかなければなりません。これは制度の問題というより、各法人の理事会の問題かもしれませんので、各法人の理事会への呼びかけということで最後に申し上げたいと思います。ありがとうございました。

（鈴木勝）片山様、どうもありがとうございました。非常に多くのアイテムが、しかも現代的なものも含めて、ご指摘いただきました。特に参入障壁のところは、新しい資本主義でもスタートアップということを盛んに言っていて、公益法人の数が9,800前後を推移しなかなか増えないのは、新制度の欠陥によるものだと思っていますから、この辺のところを、事務手続きの簡素化で解決できる部分が多いと思いますので、その辺をぜひ提言していきたいと思っていますところでございます。

あと、成長のところにつきましては、規模のところと、それから財産運用も若干関係するかと思います。これにつきましては溜箭先生からお話でしたが、後ほどのディスカッションで詰めさせていただければと思います。

それから、情報公開につきましては、これは誰がやるのかというお話ですが、当然のことながら私どもは、公益法人がやるべきだと考えておりまして、これは政策提言でお願いする話ではなく、公益法人が自らこうやりますよ、という形でお示ししたいと考えております。

あと、デジタルについては、私はスマホも使えない人間ですから、大きな声では言えませんが、デジタル化の波に乗り遅れないことが重要なのかなと思っていますところです。

それでは、続きまして、さわやか福祉財団理事長の清水様、お願いいたします。

（清水）ご紹介いただきました、さわやか福祉財団の清水でございます（資料：89～92頁参照）。どうぞよろしくお願いいたします。

実際に、いろいろと今お話が出てまいりました。なぜ、このような制度改革が必要なのか。これにつきましては、当財団の立場から、先ほど会長の堀田から最も基本的なところのお話をさせていただきました。

私からは、この時間で、なぜそのような制度改革が必要なのか、不可欠なのかというところを、私どもは福祉系、地域づくりを進める活動を行う財団でございますので、現場で活動を行う立場から少しお話をさせていただきます。

もう皆さまご承知のことと思いますけれども、このスライドは超高齢社会の暮らしの現状です。超高齢社会は高齢者が多いということで、このスライドにも書きましたが、一

人暮らしの高齢者の方が増加していきまして、認知症高齢者の方は軽度も含めると4人に1人ということが、ある意味当たり前の社会になってきています。

また、老老介護とよくいわれますけれど、高齢者の数が多いということだけが、超高齢社会の問題というわけではございません。平均寿命が60代の時と、余命が90を超えている時とでは、それぞれの心身の状況、そして、年金その他稼ぎを含めまして、収入の構造も歳を重ねるほど違ってきます。

そして、私どもが何よりも強く地域づくりの中で考えて、取り組んでおりますのは、求めるいきがい

という点です。これまでは、高齢になれば誰かのお世話を得なければならない。だから、何でも自分の思ったとおりににはなりません。年齢、環境や状況がさまざまで、そのような中でも、一人ひとりが求めるいきがいというのは、当然あるわけです。

超高齢社会は、一言で言えば、これは多様性の社会ではないかと思っています。現役世代の数が減ることだけではなく、これも皆さまご承知のことと思いますが、若年層のほうで、非正規雇用の拡大、困窮者の増加など、いろいろな困り事が出てきております。あるいは、8050問題。80代の親御さんが、50代のひきこもりの子どもさんを、男性に多いのですが、家の中で面倒見てきたけれども、なかなか大変な状況になってきている。

ただ、それが地域では把握がなかなかできないし、本人にとっても相談窓口に行くのは難しい。これからは気軽に相談できる環境を整えていくことが、とても大事なことだと思っています。

経済的なリスク、孤立化のリスク、これはまさに世代を越えた問題でして、コロナ禍で一気にそれが表面化してきたといわれています。ただ、これはもともとあった問題で、今になって顕在化してきたのだと思うわけです。

国民基礎調査が発表されておりますけれども、高齢者の方は生活が非常に苦しいというお話があるわけですが、その調査を見ますと、高齢世帯の5割が苦しいという状況で、実は、お子さんのいる世帯は、それを超えて60%が、生活が苦しいという状況があるわけです。

そういった中で、私ども公益法人はどんな取り組みをこれからしていけばいいのか。目指す社会と公益法人の役割、特に地域づくりを私どもが進めている中では、地域の活力をどう高めていくのか。公助にも限界があり、自助もぎりぎり頑張っていらっしゃる。その中で私どもは、地域力、まさに共助、互助の仕組みづくりを全国の皆さんと一緒に取り組んでいます。

そういった状況の中で一人ひとりの多様性を支えていくわけですから、柔軟な対応をしていかななくてはいけない。

今回のコロナ禍の中では、本当に現場のいろんな活動団体さんは頑張っていらっしゃるの



清水 肇子 氏

ですが、公益法人セクターということで、私どもが地域に入らせていただいても、なかなか広く認知されていないという実態があるように感じております。なぜなのでしょう。

やはり、実際に柔軟に活動を行える状態をつくっていかないと、多様性を支えていくことはできないわけです。個別性、即応性、柔軟性、革新性をキーワードとして書かせていただきました。

どのような支援ニーズがあるのだろうか。当然、コロナ禍の状況、東日本大震災のような緊急事態の状況には、すぐに対応していく必要があります。となると事業計画の内容と変わってくるわけで、資金使途も大きく変わります。それを即応的に、柔軟性を持って取り組んでいくことが必要になってきます。

そして、この革新性。先ほどリスクを取る、取らないというお話がありましたが、どんどん新しい状況が生まれている中で、どのように事業活動を進めていけばいいのか。もちろん、考えながら試行錯誤で支援活動を進め、実行していく必要があるのに、それ自体が現行の制度の枠組みと非常に乖離している。多様性、柔軟性から大きく離れているというのが、私どもの実感でございます。

財務三基準、つまり収支相償、遊休財産、公益目的事業費率は、それぞれの公益法人がより力を、それぞれの社会に生かせるようにということではきたはずのところ、さまざまな課題があります。

先ほど少し申しましたが、例えば特定費用準備資金等があります。でも、使い勝手が悪い。あるいは、遊休財産についても、指定正味に持っていけばいいというような制度になっていますけれども、ここにもいろいろな制限があります。しかし、FAQ ではこのようなことが書いてあります。

「公益が増進すると見込まれるからこそ、国民は寄附をする」。当然ですね。私ども公益法人がしっかりと活動をしていれば、支援者は増える。公益法人に寄附をするのは、その団体の活動に期待をしているということです。細かい使途が仮に指定されていなかったとしても、一般寄附金であったとしても、自分が関心を持っている団体に寄附をされるわけですので、その活動を応援し、活用してほしいという具体的な思いを踏まえた行為であるわけです。そうした寄附の性格、寄附者の思いを考えれば、寄附金を遊休財産から除外するのは当然であり、寄附文化を育むためにもぜひ遊休財産の考え方を根本的に変えていっていただきたいと思っているわけです。

公益法人の自治の再確認、これもお話が出ておりましたので詳細は省きますけれども、やはり私ども公益法人がしっかりと情報公開をしていくということが大前提になるわけですが、公益事業そのものの考え方も改めて社会に問いながら活動をしていく必要があるのだと思います。

また例えば、よく公益活動を行う際に、専門性ということを言われます。地域づくりに関していいですよと、資格もあります、その地域の一人ひとりは何ら資格も持っていない住民ですが、まさに地域の専門家といえると思います。そのような方々が、どのように活動を

しているのかをよく知ること。つまり、公益法人の私どもが考えます使命というのは、今日の前の課題をしっかり見て活動することがまず大事ですが、地域住民の皆さんがどのようなニーズを持っているのか、その将来を見据えながら事業を展開していく必要があると考えます。だからこそ柔軟な取り組みが必要だということを、私どもは常に心に銘じています。

最後に、私どもの活動を写真でご紹介します(スライド8以降の写真入りスライドは、報告者のご意向により未掲載)。

これは、地域の居場所ですね。右上の写真は、空き家を活用した地域の居場所です。かわいいお子さんたちが来て、高齢者の方々が集まっていっぱいいますが、先ほど少し申しましたが、ここは空き家を活用しているのです。実は、ここはいろいろな情報拠点にもなっています。そして、地域の保育園などのお子さんが来ています。また、地域の小学校のお子さんが社会体験学習ということで来られてもいます。企業の方も地域のニーズを求めて、やはりここに来られるのです。そして、この写真は自治体の方との取り組みを一緒に進めているところです。

ハードの部分は自治体が費用を出して、運営は、実は任意団体がやっているのです。こういった協働の取り組みがどんどん地域で進んでいます。

例えば、こちらは私どもが企画したワークショップなのですが、住民の皆さんが、自分たちでどのようなことができるかということを考えてもらっているところです。ここで何を申したいかという、例えば、奥の時計で8時半過ぎを示していますが、働いている男性の方も、夜集まってこれだけの皆さんが何かできるのではないかと考えて集まってきているわけです。

右側の写真は、東日本大震災の被災地の皆さんです。感謝するだけでなく、自分たちも何かしたい、できるのではないかと、そう思っている人たちです。これも本当に及ばずながらですけれども、私どもと一緒に入ることで、そういった思いを引き出させていただく、ほんの一助ですけれども、役割を担わせていただいております。

その次の写真、こちらは自治体の職員の方です。自治体の皆さんも地域づくり、共助を広めようといわれても、なかなか分かりませんので、団体を紹介するなどいろいろな情報を提供してさせていただいています。

そして、最後になりますけれども、青いカードを出されています。実はこれ、「皆さん地域活動をしてみたいと思いますか？」とお声掛けすると、ほとんど手が挙がらないのです。女性の方が、「ほらね、やっぱりうちは駄目でしょ」というような目でこちらを見ているのです。ところが、お話したり、お考えを伺ったりしていったら、その後で同じ質問をすると多くの方が青いカード出してくださって、これ参加してみたいという意味なのです。

どういうことかといいますと、本当は地域住民の皆さんは、なんとかしなければならない。あるいは、できればやれることはやってみたいという思いはあるのだと思うのです。それを公益法人という役割の中で、一つの信頼性を持って、いろいろな情報を提供しながら働きかけていく、これもやはり公益法人としての大きな役割なのではないかなと思っています。

常に、社会のために何ができるのか。今のニーズを見極めながらチャレンジしていく、その姿勢、プロセス自体が、やはり公益法人として必要なことなのかなと自戒を込めて考えている次第です。どうもご清聴ありがとうございました。

(鈴木勝) どうもありがとうございました。

現場からの声で非常に参考になるのですが、私は、さわやか福祉財団さんの理事も一応務めていまして、いつも堀田会長はじめ、皆さまから、地域包括ケアについてお聞きするのですが、なかなか実感として分からないといいいましょくか、私が住んでいる地域は郊外の新興住宅地なものですから、コミュニティというものがないもので、そこで地域包括ケアといっても実感が湧かないのですが、ただ、多様性や高齢者の生きがい創出などお話を聞きまして、その場合に、公益法人がそこに入り込んで対応できるのだという話もありまして、老人としては楽しみにしているところなのです。その辺のところは後でご議論願えたらと思います。

それでは、知床自然大学院大学設立財団の鈴木様、よろしくどうぞお願いします。

(鈴木幸) 皆さんこんにちは。私は知床自然大学院大学設立財団で、ボランティアで理事をしております鈴木と申します(資料: 93~99 頁参照)。今日は、実は知床から来たわけではなくて、札幌から参りました。

知床というのは、アイヌ語でシリエトクという言葉から来ています。地の果てという意味なのですけれども、文字どおり日本の地の果ての小さな小さな財団で、今年で9年目の活動に入りました。

今回、この非常に重要な公益法人協会さまの50周年の会に呼ばれた理由は、先ほど鈴木さんからお話がありましたけれども、私どもは自然環境に関する活動をしているということもありますが、堀田先生の資料



鈴木 幸夫 氏

にもありました、701の新設財団法人の一つでもあるということもその要因のひとつだと思っています。そういった設立の経緯も含めて、現状の活動がこの10年ほどの間にどう変化してきたか、特に社会環境の変化にどうやって対応していこうとしてきたか。その経験を通じて、公益法人の今の制度の在り方で見えてきた問題点等のお話をさせていただけるのでは、ということなのだと思います。しばらくお付き合いください。

私どもの財団活動というのは、斜里町の総合計画の「自然大学構想」から上がったものです。ただ、この構想そのものは町の財政問題等もありまして、2003年に実質的に棚上げになりました。

それを2006年に行政や地元の商工会議所、観光、教育に関わる方々を含めた各界の有志が

集まって再検討グループを立ち上げて、あらためて何回も（構想の）検討作業を繰り返して、2008年に「自然大学院構想」という形で斜里町に提出したものです。

それまでの間、2004年に大学、特に大学院の大きな改革がありました。専門職大学院大学の制度がスタートし、それから構造改革特区における設立主体の多様化、例えば、株式会社も大学をつくれるようになるなど、そういった教育制度改革の動きがありました。

そして2008年には公益法人の制度改革があつて、一般財団法人を新設しその活動が公益目的事業として認定されれば公益法人として活動ができるようになりました。「これは千載一遇のチャンスじゃないか」ということで、検討会議のメンバーを中心として、運動体をつくることになりまして、斜里町の元町長の午来昌さん、彼は自然保護の勇士として一世を風靡した方で、世界自然遺産である知床半島の象徴的な方でもあるのですが、その午来さんらをファウンダーとして、2012年に一般財団法人を設立し、翌年、公益認定を受けました。その翌年には税額控除証明も受けることができました。

設立目的は「ワイルドライフマネジメント」・・・あまり耳慣れない言葉だと思いますけれども、野生動物、主に大型の哺乳類を指すことが多いですが、この野生動物をどうコントロールするか、この問題を解決することを言います。この解決には非常に専門的な知識が必要であるとともに、野生動物もものすごい勢いでこの数十年間に増加し、生態的にも変化し、行動も変化してきて人間の活動領域のどんどん侵入してきた。そして様々な軋轢を生んでいる。そういったことに対応する人材が必要なのです。

そしてこの問題に対処するには、実は大学レベルの生態学を少しやったとか、卒論程度で勉強したというレベルでは追いつかないので、大学院の修士課程レベルの知識や経験が必要になっています。

それから、野生生物のマネジメントには、実は人間の行動のコントロールも入っていて、そこもコントロールしていかないと、野生動物とは共存できないということが最近よく分かってきています。実際に、大都会東京で住まわれている方は、あまり実感はないと思いますが、人間というのは、野生動物とのせめぎ合いの中で、その活動領域を確保してきたという歴史の繰り返しでした。

ところが、それがいろんな社会情勢の変化—過疎化、高齢化、それから耕作放棄であったりとか、林業の衰退であったりとか・・・そういった変化が非常に激しくなってきた、野生動物に攻め込まれることで発生する問題が顕在化してきました。それがだいたい1990年代ぐらいから顕著になってきたわけです。それに対応する専門家を育成するというのを目的として、その関係の専門の先生方に集まっていただいて、専門委員会という場で、どのような教育をするか、実際のカリキュラムをどうするかなどを協議いただきながら、具体的な大学院の教育案を作っていく活動や関連した広報活動をしてきました。

収入は、ほぼ寄附金のみです。助成金等も若干は頂いていますが、財政的に厳しい状況にあります。全国からご寄附を頂いておりますけれども、支えていただいている主なところは、やはり地元の観光業界の方々ですので、この3年間はコロナで大変苦戦をしております。さ

らにこの春に起きた不幸な遊覧船の事故で、知床の観光業界は、とても厳しい状況に追い込まれました。私どもも非常に苦しい状況にあります。

財団の役員は、実は、地元だけでありません。知床半島というのは、斜里町と羅臼町、山を挟んで北側と南側に分かれていますけれども、両方の町の地元の有志。それから札幌、私は少し前まで東京におりましたけれども、今札幌に住んでいます、首都圏在住の人を含め、役員評議員が散在して、活動を続けています。

そして、財団活動を始める前後から、急激な大きな社会的な変化が2つの面で起こったと感じています。

1つは、先ほど申し上げた野生動物とのあつれきというのが、われわれが想像した以上にハイスピードで深刻化してきているということです。統計的なデータでみると、こういう形（農林漁業被害額の増加など）で数字が出ているのですけれども。特に、2010年代に入ってから、ものすごいスピードで、特にクマは都市部に出現しています。昨年（2021年）は札幌市東区の住宅や商店、会社などが密集した市街地にヒグマが突然現れて、人を傷付けて、町がパニック状態となりました。解決するのにほぼ1日、とても時間がかかりましたが、最終的には射殺されて終息したということがありましたが、こういったことが、実は全国でも年中行事になりつつあります。今年も実際に札幌の市街地にヒグマが出現していますし、北海道だけではなくて、全国各地の地方都市でも非常に深刻な問題として、毎年のように報道されるようになりました。

このような状況になると、専門家の配置が必要になってきます。例えば、実際に札幌市では、野生動物専門官が2人配置されるようになり、問題の重要性は認識されるようになったのですが、どうしてもニュースが流れても一過性で終わってしまう。それから都市と地方、被害が出るところと出ないところでは、相当な温度差があり、なかなか社会に問題の深刻さへの認知が進まないのが現状です。

2つ目は、社会全体の状況としては、自然保護や環境関連の啓発に関する法制などいろいろな制度が進行し、生態系や生物多様性の保全に関する重要性の認識というのは、非常に進みました。ご存じのとおり、SDGsの中にも14番目、15番目の目標が、陸域と海域の多様性の保全ということで独立した項目として挙げられるまでに至りました。

けれども、まだまだ対策にあたる専門家の配置の必要性の認識、というところまで行き着いていないということです。

このような中で、いつ大学ができるの？とよく質問を受けるのですが、なかなか「設立資金」というお金が集まりません。活動資金も厳しい状況が続いています。このため、資金調達を目的とした広報活動をもう少し進化（深化）させようということになりまして、従来の一般的な講演会から、実際の人材育成に関わる広報事業に変えていこうと、「知床ネイチャーキャンパス」という事業を2016年から始めました。皆さんにお配りした資料の中に2つの冊子が入っています。詳しいことは、その冊子に書いてありますが、そういった事業を展開するようになり、今年も続けています。

このような事業ができる前提として、私ども専門委員会の先生方のほとんどがメンバーに入っているのですが、知床世界自然遺産には「科学委員会」という組織が日本で初めて設置されました。その科学委員会を中心に、地元の観光や第1次産業に携わる方々と役所など行政が協働して、この自然遺産をどう守って行くか検討し実行していくという体制を整えたのです。この試みは、日本での先駆けとなる事例となり、2番目の事例としては屋久島でも動き始めています。そういった人的環境に恵まれた中で、「知床ネイチャーキャンパス」を開催させていただいています。さらに、今年は対象を学生ではなく実務家・・・環境省、林野庁、都道府県や自然関係のNGOで実際に働いている方々を対象としたリカレントバージョンを2月にオンラインで、6月に現地で開催しております。

このような事業を通じて、私どもの財団としては、野生生物管理教育というものを世の中に根付かせていこうと、いろいろ努力をしてきました。2018年に日本学術会議から「人口縮小社会における野生動物管理のあり方」という回答書が環境省に提出されました。実は、この回答書作成に関わった学術会議の委員会メンバーの大半は、私ども専門委員会の先生方が占めております。人材育成活動の重要性やモデルを「知床ネイチャーキャンパス」でお示しすることで、この問題の重要性や解決策を社会に示す牽引役としての役割を果たしたのですが、なかなか実際の大学院の設立までは至っていないというのが現在の状況です。

私どもがこのような公益活動を行ってきた過程で、公益法人制度に関して感じたことをお話しすると、やはりこれまで皆さまがご指摘されてきた財務三基準の問題、それから定款自治の重要性が非常に大きく、その時々で乗り越えなければならない壁になっていました。

財務三基準の是正に関しては、早急に撤回や改善を求めたい。ただ、時間がかかるようであれば、例えば、経過措置として単年度にさかのぼって、数年度で平準化する仕組みを考えるなど、そういった形で早期に抜本的な解決に繋げていてもらいたいです。

それから公益法人の会計基準も結構な頻度で変わっておりまして、事務局の人員が少ない中小団体にとっては、非常な負担になります。会計処理の変更は、実は、会計ソフトの変更も必要になってきます。我々のような小規模法人には、習熟やコスト面で大きな負担・課題となりますので、ぜひとも軽々にはやらないでいただきたい。できれば、経過措置や中小法人に対する特例措置のようなものを考えていただきたいです。

それから、この10年の間にも大規模災害やコロナによるパンデミックといった大きな社会変化がありました。実際、清水さんがおっしゃっていたように、世の中はいろいろなところで、凄まじいスピードで変化しています。その中には、先ほどお話したような「生物と人間」の関係性の変化もあります。

そのような社会的変化に対応・適応した活動を行っていくためには、「この事業を行います」といって公益認定時に提出した内容を一字一句を厳守していくのではなくて、あくまでも財団の定款自治、定款に基づいた自治の裁量の中で、変化に対応していくことを原則としていく、ということをお認めいただきたいと思っております。

最後に、2つ言いたいのですが、寄附文化の醸成というのは、本当に喫緊の課題だと思います。

ます。どうすれば醸成できるのかというのは、やはり制度の改正だけではなくて、そういう文化をつくっていかうというような呼びかけをもっとやっていかなければいけない。もちろん、公益法人側の情報開示やPRが重要なのは当たり前のことと思うのですが、世の中全体がそういうふうに変わっていただかないと、先ほどの勝又さんの話のように状況の改善は難しいと思います。

もう一つは、働き手の確保です。有償、無償ボランティアにかかわらず、公益活動や市民社会活動に携わる方がもっと増えていただいて、担い手になっていただくことで、公益法人の活動はさらに活性できるのではないかと思います。現に今、担っている方々が高齢化していった、担い手不足が深刻です。ですので、現役のサラリーマンがこういった活動に参加できるような社会をつくっていく必要があると考えています。以上です。

(鈴木勝) 鈴木様、どうもありがとうございました。

今のお話は、公益法人の問題点が集約されたような部分がございます、スタートアップされている中小法人さんの問題、それから収入が寄附だけといったところで、ある意味、公益法人制度を改革するにはどうしたらいいのだということで、提言される事柄が全部切実性を帯びているという言い方は失礼ですけれども、いろんな提言の中でも、私どもも特に参考にさせていただいているところでございます。どうもありがとうございます。

それでは、日本フィルハーモニー交響楽団の平井様、お願いいたします。

(平井) 日本フィルハーモニー交響楽団の平井でございます(資料:100~102頁参照)。今日は、皆さんと少し違った角度からお話しさせていただきます。

まず、公益財団法人に移行する時に本当に苦しんで、そしてなんとか立ち直ったと思っていたら、またコロナで大変な痛手を被りました。このような状況を少しご説明して、公益法人問題、制度上の問題、経営上の問題に触れてみたいと思っています。

債務超過はピーク時で3億5,000万円を抱えていました。10年間苦闘した挙げ句、2013年4月、オーケストラ団体としてはブービーで公益財団法人に移行しました。移行期間ぎりぎりでした。財務体質は現在も強くはありませんけれども、大きな誇りを持って公益性のある活動にまい進しております。公益財団法人へ移行するに当たり、本当に多くの方々の励ましとご支援、それから公益法人協会の親身なご指導もいただきました。この場をお借りしまして、あらためて感謝とお礼を申し上げたいと思います。

日本フィルは、「音楽を通した文化の発信」「感動の共有」ということを目標に掲げ、4本の活動の柱を立てています。まず、質の高い音楽を届ける「オーケストラ・コンサート」、こ



平井 俊邦 氏

れは芸術性を高め、音楽を普及させる効果があります。そして、次世代を担う子どもたちを育む「エデュケーション・プログラム」、地域の発展を支える「リージョナル・アクティビティ」の3本を当初は掲げていました。しかし、東日本大震災の後に復興支援を行おうということで、「被災地に音楽を」という活動を追加しました。被災地に音楽を届け、「心の復興」を支援する。この活動は、現在までに322回開催しました。

この7月、後藤新平賞の栄誉を頂きました。大変素晴らしい賞で感謝しておりますが、これを糧に、「温かさ・人に寄り添う」を楽団のカラーとして、そして「芸術性と社会性」を兼ね備えたトップのオーケストラを目指して頑張っていこうと考えています。

我々日本フィルは、コロナ禍で大変な状況に陥りました。楽団存続の危機まで追い詰められました。その結果、経営面、そして現行の法制度面に大きな問題点があったのではないかと。これが浮き彫りになったのではないかと思っています。

2020年2月以降、政府の公演自粛要請を受けまして、4カ月間、全ての活動をストップしました。その時点で既に固定費が月々5,000万ですから、2億円の赤字が確定してしまったのです。

年間を通してみますと、70公演が中止になりました。大きな助成先がなく、公演による演奏収入を収入源としている日本フィルにとりましては、演奏ができないということは致命的でした。その結果、とりわけ甚大な打撃を受けたのです。

通常の年と比べますと、3億5,000万円の損失が上乗せになったと考えています。その時の正味財産は5,000万円でしたので、既に3億円の債務超過が予想されたわけです。財政基盤が弱い財団にとりまして、まさに悪夢でした。

その上、次の年、これがどうなるか全く分からないという中で、「純資産300万を2年連続下回ると強制解散」という規定がくつきりと浮かび上がりました。恐怖心すら覚えました。

私の中では、何年か先の評議員会の日程を考えました。不測の事態に耐え得る正味財産の蓄積がないこと、これは潰れるということを意味していたのです。事業の持続性遂行のために正味財産を積み上げることの重要性、これを今さらながら痛感しました。

自力回復が厳しい状況の中で、どのように経営し、事態を改善するか、本当に悩みました。公益性のある事業の長期的持続と演奏家の雇用継続は使命であると、覚悟を持って楽団を運営することを決意しました。

経営的には、短期の決断と長期の対策、これが必要です。まず、やらなければいけないことは、この時に発生する最大のリスク額の推定。この時は4億円と推定しました。同時に、同額のキャッシュフロー、4億円を確保しなければ、経営が成り立たなくなってしまうので、銀行への融資のお願いに奔走しなければなりませんでした。トップダウンの意思決定、朝令暮改、これがこういう緊急時には必要であったと思っております。

キャッシュフローの確保の次には、長期対策として、この構造的な赤字の縮小策、これは演奏収入で地道に稼いでいるのでなかなか戻りません。傷んだバランスシートの回復計画、これを策定しなければならない。このような大きな不測の事態からの回復には、長期的な経

営視点というのは、どうしても必要になってきます。

今回は、財政面だけではなくて、芸術面でも、コミュニケーション面でも大きな毀損を受けました。特に、コミュニケーション面では、人と人との接触や地域間移動の制限が長期に渡ったために、日本フィルの特徴である「温かさ・人に寄り添う」といった活動は十分にできませんでした。

46年目を迎えていた夏休みのファミリーコンサート、これは一夏で2万5,000人以上の家族に楽しんでいただいて、長年やってきているものです。これができなくなりました。46年続いている地元市民と一緒につくっている九州全県オーケストラ公演、これもできなくなりました。「被災地に音楽を」の活動、これも300回を境に足踏みをしてしまいました。3つの毀損の短期的な回復というのは、本当に難しい。長期スパンで対策を立てて、実行していく事が必要であると今でも考えております。

これだけ大きな不測の事態に対する方策に長期的視点が欠かせないことは自明です。経営上の弱点もありました。しかし、併せて制度上の問題点もはっきりと浮かび上がったように思います。同じことが繰り返されないためにも、早急な制度改善を求めたいと考えています。

この事例で分かったように、収支相償の原則、余裕のない内部留保、純資産規制が現実にはフィットしていたかといわれれば、否としか答えられません。現実と乖離しているわけです。

一方で、グローバルな展開、DXの推進、活動基盤の強化が文化庁の予算の柱にあります。この点も大きく変わってきました。収益力の基盤強化をはじめ長期的視点に立って実施しなければならないものがめじろ押しです。反面、制度面からみると、短期的視点での制度設計のものもあり、今こそ、転換しなければならない時期を迎えているように思います。

長期的視点に立った制度の一つに「資本性劣後ローン」があります。不測の事態で巨額の赤字、債務超過に陥った企業の再生に活躍する優れものです。既に、大企業の航空会社、その他、これを使って再生していると聞いております。長期一括返済に加え、ローンを資本とみなす制度で、中小企業のみならず大企業の再生にも大いに役立っています。

公益法人としては初めて日本フィルに適用されたと聞いていますが、企業と異なり、残念ながら資本金とはみなしてくれません。すなわち、われわれでいう正味財産とはみなされず、負債のままです。これは一般会社では既に資本とみなしているのですから、正味財産とみなせるように、同等となるように改正を望んでいます。

近未来に予想される直下型大地震、また新しいパンデミックなど、これらを視野に入れた場合に今の制度で本当にいいのかどうか。長期的視点、持続可能性の視点が欠けているのではないかと。長期的な視点に立った公益事業の推進、そして安定した持続可能性を追求した制度に改めるタイミングは、今ではないのでしょうか。我々は、長期的視点に立ってもう一度考えを新たに作る時ではないかと思っています。

簡単ではございますが、以上でございます。

(鈴木勝) 平井理事長、どうもありがとうございました。日本フィルハーモニー交響楽団の

非常に波のある動きについて、非常に分かりやすくご報告いただきました。ありがとうございました。

私も若干、お手伝いというほどのことではありませんが、関係省庁や関連機関をいろいろと回らせていただいているのですが、この辺の日本の壁の厚さを実感しているところでして、非常にむなしい思いをしたところなのですが、それでも諦めずに、制度改善の実現に向け引き続き現場の実態を訴えていこうとか、政策提言をやっていこうかと思っているところでございます。

(平井) よろしく願いいたします。本当にありがとうございます。

(鈴木勝) それでは続いて、雨宮理事長にお願いしたいと思いますが、当初からお話がございます、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の座長をお務めいただいておりますので、まだ立ち上がったばかりですが、その辺について座長として言えることと、言えないことはあるのだと思いますが、適宜判断いただき、有識者会議の検討状況についてご報告いただけたらと思います。

(雨宮) ありがとうございます。平井理事長の重苦しい気持ちが伝わりました。

さて、内閣府に新しく設置されました「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の位置付けとしては、経済再生担当の山際大臣の私的懇談会という位置付けでございます。設立趣旨は、民間による社会課題解決に向けた公益活動を一層活性化し、新しい資本主義の実現に資する観点から公益認定の基準をはじめ、現行の公益法人制度の在り方を見直して、制度改正を、運用改正の方向性について検討するというところでございます。



雨宮理事長

そして、メンバーとしては、先ほど日本国際交流センターの勝又様がおっしゃったような学者ばかりではなくて、実務を理解している方々が入っておりますので、私も一応、民事法専門の学者なのですが、公益法人の実務についても理解しています。一般財団法人社会変革推進財団インパクト・エコノミー・ラボの菅野所長、それから法学者としては東京大学教授の溜箭先生、公益法人の実務を理解しておられる法律家の濱口弁護士、その他にも信託法の専門の先生、商法の専門の先生、公認会計士、経済界、そして公益社団法人の方が2名いらっしゃいます。男性が5名、女性が6名、オブザーバーが2名という構成になっています。

この有識者会議は10月から始まって、11月30日にある程度中間的なまとめを行うということで、ハイペースで検討が進められました。その山際大臣から2点言われていまして、公

益法人の活動を活性化する観点から収支相償原則と、公益性の認定基準がいかにあるべきかを検討してください、ということでした。それから2番目は、認定の基準を見直し、法人の活動の自由度を拡大するとした場合に、国民からの信頼性の確保のために、法人の自律的ガバナンスや説明責任はいかにあるべきか。年末までに中間報告として、制度の見直しを行ってくださいということで、山際大臣から具体的の方針をお話しいただけましたので、大変よかったですと思っています。

時間が限られておりますので、私からは公益法人の問題点、皆さんがおっしゃったように、財務三基準、あるいは変更認定のこと、それに定期提出書類の複雑さ、情報公開の必要性といった話もありますけれども、収支相償については、やはり撤廃が望ましい。せめて名称変更、そして事業収入でない寄附金は除外すべきだと考えております。その時に、私の隣にいらっしゃる公認会計士の方が、「指定正味財産なら除外できる。指定をしなければならない」という意見なのです。寄附者は、「これを公益のために使ってください」と言って寄附いただける。しかし、「指定されていないなら駄目。寄附金は事業収入に入れる。」というのです。とてもおかしい話です。

それから遊休財産規定については、例えば今回のようなパンデミックや自然災害といった緊急時に、私どもは存続できる期間について、2018年の時は3年という数字を挙げましたが、3年でなければいけないということではないのですが、公益サービスの持続可能性という観点から少なくとも3年は必要と申し上げました。

これは、説明ができる期間でないといけないのですが、この件に関して2回目の事務局長のお話によりますと、公益事業に充てるというラベリングができていれば、例えば特定費用準備資金に積むということをおっしゃっていたのですが、それでは特定費用準備資金の範囲をどの程度に自由度を広げるのか。それから、先ほど堀田先生がおっしゃったのですけれども、行政庁は「資産を死蔵されるといけない」と言いますが、死蔵するのではなく、最終的には公益事業に使用することになるのですから、そこを問題視することはないと思うのですね。ラベリングをするにしても、どういう基準でラベリングをするのかも重要なのですけれども、存続できる期間の範囲を決めることが必要なのかなと思っています。

それから成長を伴う活動の変更認定を迅速にしてもらわないと、せっかく素晴らしい公益活動をしたくてもできないというのは、日本社会にとってはマイナスです。公益法人の自由活発な活動を実現させる傍ら、自ら規律を決めて、ガバナンス・コードを作成し、それを順守したり、あるいは自ら情報公開を徹底するということも大事かと思います。

それから、寄附金を集めようとしても、なかなか集めるのは難しいのですよね。集まらないのです。だから、私たちの活動を支えてくれる、一種のサポーターのような人たちを増やしていくことが重要になってくるのかなと思います。

それから、先ほど富裕層の遺贈を狙うという話がありましたけれども、富裕層はどのくらいいるのか分かりませんが、日本人は本当におとなしいので、私はこの団体に寄附したいとはっきりおっしゃる方はほとんどいないのですよね。しかし、ある活動がテレビで報道され

ると、なんとなくその活動に寄附をするということがあります。それが問題というわけではないし、ふるさと納税は寄附とは性格が異なるのですけれども、やはり遺贈の場合は内容が様々で大変です。現金のみを遺贈していただければいいのですが、絵画の遺贈があった場合は専門家を雇って絵画を評価させる必要がありますし、株式も手間がかかります。そのことも含めた教育、寄附の教育を小学校から中学校でやっていく必要があるのではないかと思います。

私は家計簿をつけていないのですけれども、家計簿には寄附の欄はないのです。では、寄附した場合はどうするかというと、交際費に入れてくださいと。交際費じゃないのです。やはり寄附者の意思を持った寄附というのは重要だなというふうに思います。

長くなりましたが、私の言いたいことは全てお話しさせていただきました。

(鈴木勝) ありがとうございます。なかなか踏み込んだ話でございました。ありがとうございます。

それで、楽屋落ちの話になってしまい恐縮ですが、ずいぶん時間が押しておりまして、総司会のほうから、5時半までに終了という話でございます。その前に、大会声明をやらせていただきたいと思いますっておりまして、そうしますと、残り10分足らずとなります。今日、皆さんお聞きになるばかりで、恐らく質問とか意見があつて、フラストレーションがたまっているのではないかと思いますので、フロアの皆さんから、どうしてもお聞きしたいということがあれば、お一人一問で、かつ30秒以内で要点だけをまとめていただいて、ご質問いただければと存じます。その場合、ご所属と、質問する相手の方をご指名くださいませ。

第1セッション、第2セッションの登壇者の方々も、前の席におられますので、第1セッション、第2セッションの方にどうしても聞きたいということがあれば、ご指名いただければと思います。

それでは、挙手をお願いしたいと思います。

(谷井) 一般財団法人電力中央研究所の谷井と申します。

まず、雨宮先生に質問というか、一種の意見なのですけれども、先ほどの山岡先生からのご報告で、「一般財団法人はなかなか公益法人に行かない」とお話され、片山先生は、「なかなか失敗を許さないのではないか」とおっしゃっていたのでお聞きしたいのですけれども…。今は公益認定を取ってしまうと、一般法人に戻れないのですよね。もちろん、公益目的取得財産残額を類似の公益法人や公共団体等に寄附すれば一般法人に戻れますけれども、その時点で公益目的取得財産残額は尽きているので、これでは潰れてしまいます。

ですので、一つの考えですけれども、一般法人に移行した特例民法法人に課せられている公益目的支出計画を再実装していただいて、そうすると気軽に公益認定を取得でき、うまくいきそうもなかったら一般法人に戻れるという、そういった制度をぜひ検討していただきたいというお願いなのですけれども。以上です。

（鈴木勝）それでは、何かコメントがあれば。

（雨宮）よく分かりました。一般法人の実態はあまり分かっていないので、ある程度調査して実態をつかまないといけないのですけれども、谷井さんのご意見はとてもよく分かりました。ありがとうございます。

（鈴木勝）それでは、その他にどうでしょうか。

（出口）助成財団センターの出口と申します。この度は50周年誠にありがとうございます。大変勉強になりました。

まず、一つは、溜箭先生の話にありましたように、子育てに例えられましたけれど、われわれ公益法人側の萎縮の問題が一つあると思うのです。それから法制度上の問題があると思うのですが、より重要なのは、太田さんをご指摘になった会計研究会の話と、今の雨宮先生の話になりますけれども、会計士の方は必ず政府の委員会に入ってきているのですが、自分のことを堂々と知識がないとおっしゃったり、これは複数の方が言っていますね。ニワトリが先か、卵が先かということがありますので、この会計士の果たしている役割について、私は制度上のがん細胞だとはっきり思っておりますけれども、この点についてどう思われているか、雨宮先生のご意見を伺いたいと思います。

（雨宮）一応、公認会計士の方は専門家ですから、公益法人のことを分かっているしやる会計士の方はよいと思いますけれど。

先ほど申しましたように、「指定正味に指定させたらいいじゃないか」と言うこと自体がおかしいと私は思うのです。したがって、公益法人の実情、現場や実務のことを理解している方に関わっていただくことは必要ですね。

（鈴木勝）よろしいでしょうか。では、もうひとかた最後にどうしてもということがあれば、挙手願えればと思いますが。

（青野）質問というよりも、一つ提案なのですけれども。

私、43年ほど日本の大学の制度に関わってきて、文部科学省と大学との関係でいろんな仕事をやってきたのですけれども、その中で、今日のお話と関わる部分としまして、今の私立学校法の改正ということで、この間いろいろありましたけれども、私立学校法、学校法人法を作った時からその法律についてよく知っていたのですが。いわゆる、基本金という概念が学校法人法、私立学校法の中にありまして、この基本金という概念の中に、これから事業展開をしていくために、先取りしてお金を積み上げていくと。2号基本金という言い方をしているのですけれども、この基本金の考え方をぜひ、公益法人全体の中で、いわゆる黒字とい

った余剰が出た場合、きちんとした計画性の下に理事会等で、単に準備金というよりも、もっと具体的な計画を立てて、そのためのプールするお金だという形で、一種の基本金という概念を使ったらいかがかなと思いました。

これは、実は、基本金の概念に関して、それこそ公認会計士を含めてかなり議論し、その他にも寄附行為という概念を定款にせよとか、いろいろな意味で厳しくなっているのですけれども、私はやはりこの基本金という概念をぜひ、今回、公益法人の中の収支相償に関して、何か使えるのではないかと考えております。

（鈴木勝）ありがとうございました。特に、どなたということではなく、ご意見ということでよろしゅうございましょうか。はい、ありがとうございました。

資料（片山正夫氏）

「個性的で質の高い民間公益活動が活発に行われる社会」をゴールとして

（公財）セゾン文化財団

片山正夫

組織の機能、成長段階に合わせた制度設計、啓発・支援政策を

①「参入障壁」の低い公益法人に

- ・ 「制度のわかりにくさ」の改善（e. g. 収支相償）
- ・ 事務の簡素化（e. g. 評議員制度）
- ・ スタートアップ支援の拡充

②「成長できる」「安定した」公益法人に

- ・ 財務規制の緩和
- ・ 法人規模の拡大を後押し
- ・ 税制優遇の「対価」は規制強化ではなく情報開示で

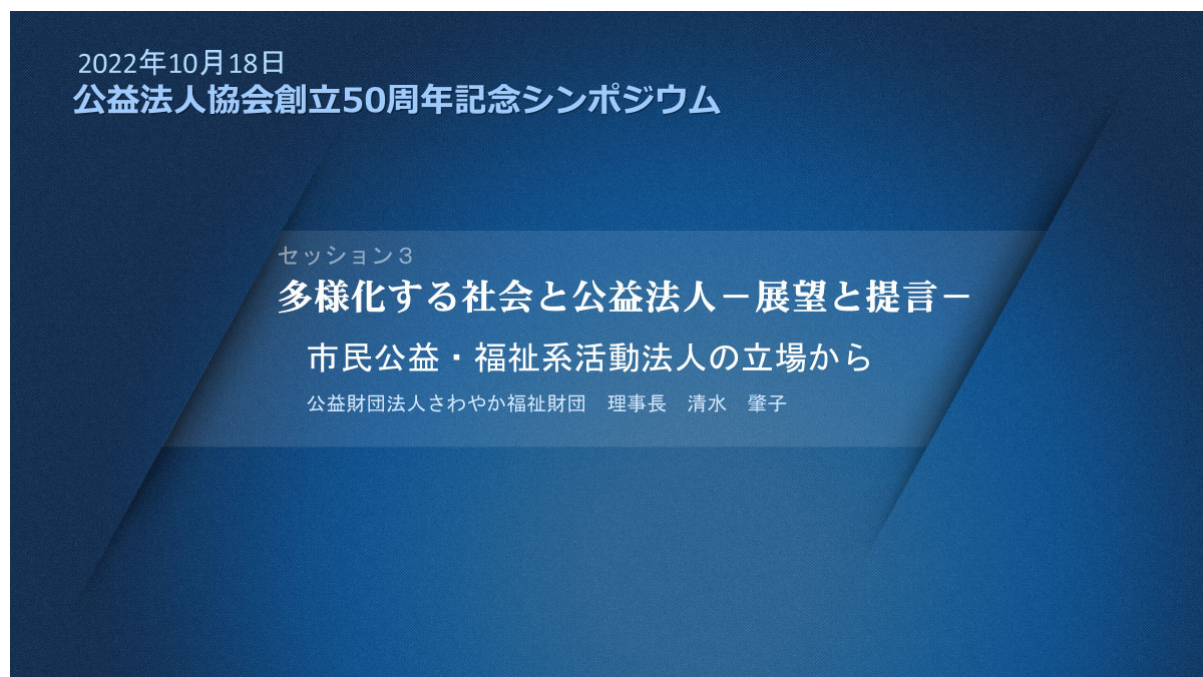
③「健全に持続できる」公益法人に

- ・ 助成財団の設立促進（「情」の個人寄附、「理」の助成財団）
- ・ 財産運用への取り組み強化
- ・ 経営力スキルのブラッシュアップ支援

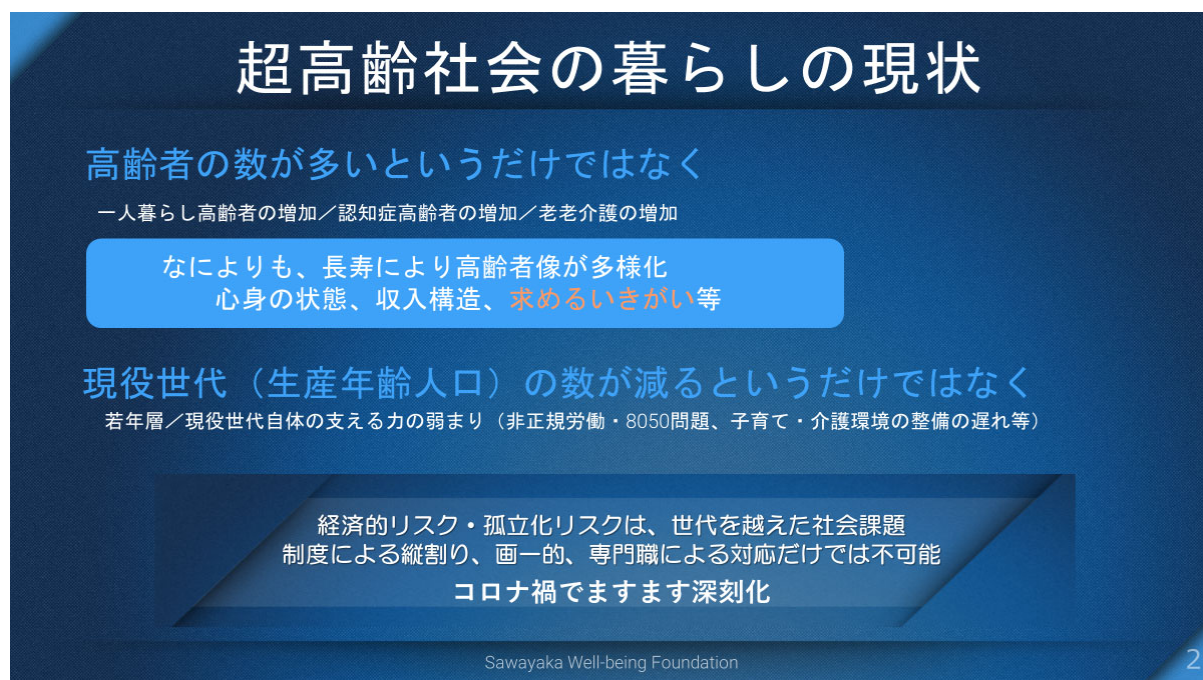
④「社会の変化」「技術の進展」に対応できる公益法人に

- ・ 「選んでもらえる」制度へ
（e. g. プロジェクトベースの活動者、デジタルネイティブ）
- ・ リスクテイク、「失敗」に対するポジティブな評価を

資料(清水肇子氏)



スライド1



スライド2

目指す社会と公益法人の役割とは

違いを認め合い、どのような状態であってもいきがいをもち、尊厳ある暮らしができる社会

地域の活力をどう高めるか

市民組織に求められる推進役としての力

国は公益法人に何を期待してきたのか？

公益法人は何をなすべきか？

Sawayaka Well-being Foundation

3

スライド 3

（公益認定法第1条）
民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施により公益の増進及び活力ある社会の実現を目指す

現況

未だ公益法人セクターは民間公益実現の旗手として社会から広く認知されているとはいえず、また、ますます多様化・複雑化する現代社会の課題やニーズに率先して対応できていない。

目指す社会の
役割を
このままで
果たせるのか

（骨太方針2022）
民間の力を活用した社会課題解決に向けた取組や多様性に富んだ包摂社会の実現、一極集中から多極化した社会をつくり地域を活性化する改革の方向性を示す

【社会的インパクト投資、共助社会づくり】
寄附文化やベンチャー・フィランソロフィーの促進
民間で公的役割を担う新たな法人形態の検討
財団・社団等の既存の法人形態の改革の検討

Sawayaka Well-being Foundation

4

スライド 4

複雑化・多様化する
社会ニーズと、コロ
ナ禍等予測し得ない
社会情勢への対応で
強く求められるもの

個別性 即応性 柔軟性 革新性

現行制度の枠組みと乖離

Sawayaka Well-being Foundation

5

スライド 5

財務三基準の抜本的見直し

収支相償	遊休財産	公益目的 事業費率
撤廃	保有制限見直し	公益事業概念の再検討
収支相償自体の撤廃。 寄付金及び配当・運用収 入は公益目的事業の収入 には不算入とする	保有制限の抜本的見直し及 び有事での緊急対応措置の 仕組みづくり	収益事業費の公益目的 事業費への算入 営利法人の事業との 競合概念の見直し

Sawayaka Well-being Foundation

6

スライド 6

公益法人の自治の再確認

自立・自律の法人自治、社会に向けた情報公開・発信の重要さの再確認
法人自治を基盤とした認定・変更手続きの簡素化・年度提出書類の削減 V S 補助金等が多額に投入されている一般非営利法人とのアンバランスの解消

公益事業の考え方の再検討

単に営利法人の事業と外形的に類似かどうかではなく、営利法人では行えない（行わない）取り組みかどうか。使命に基づき、得意分野・専門性（資格ではない）で細かなノウハウを開拓し、継続して蓄積していく役割

公益法人の評価

社会の課題に率先して目を向け、解決に向けたチャレンジをしているか

公益法人の使命

公的な制度ではまかなえない社会課題に率先して向き合うことで、結果だけでなく、その取り組むプロセス・姿勢で社会の新しい価値への時流をつくる

7

スライド7

資料（鈴木幸夫氏）

日本の片隅の小さな公益財団からみた法人改革14年

（公財）知床自然大学院大学設立財団理事 鈴木幸夫

（1）当財団の設立・活動履歴から見る公益法人改革と周辺環境の変化

- ① 【設立の経緯】野生生物の保護管理と人間社会との軋轢を解消するための高度専門人材の育成機関を知床に作ろう！→新設財団が認定を受けることで公益法人として堂々と活動ができることにメリットを感じ→2009年から地元有志が議論を重ね準備を行い→12年に午来昌元斜里町長などが中心となり一般財団法人を設立→13年公益認定→14年税額控除認定→事業は順調に進めているが、肝心の大学院設立資金はまだまだ目標には遠い。
- ② 【生物社会状況の変化】シカやイノシシなどの中山間地での勢力拡張と都市部への進出は、財団設立以降想像以上に速く進んでいる。当財団の目的とするワイルドライフマネジメントを担う専門的人材育成は、このような状況により喫緊の課題と認識されるようになった（日本学術会議から環境省に対する回答書『人口縮小社会における野生動物管理のありかた』2019年）。しかしながら、首都圏などの大都市圏、地方都市、中山間地などの情報格差や事態の深刻さに対する認識・温度差が激しく、当財団への理解がこの変化のスピードほど進んでいない状態も続いている。
- ③ 【環境関連法制の進展】環境関連法制は今世紀に入って進展著しく、2008年の生物多様性基本法やエコツアーリズム推進法、10年の改正自然公園法、12年の改正環境教育推進法、13年の改正種の保存法の施行に代表されるように、自然環境や生態系保全とその価値を高めるための条件が整備されてきた。環境関連団体は、従来の日本自然保護協会やWWF、日本野鳥の会などの自然保護型から、温暖化対策型、地域密着型、共同参画型、個別テーマ型など多様な活動形態と幾分乱立気味の様相を呈している。15年には②の野生動物と人間との軋轢激化を解決するため鳥獣保護法の大改正もあった。対症療法的対処方法と地域と野生生物の問題の抜本的解決が図られるまでには至らず、「人材育成」の必要性は認識されているものの抜本的具体策に乏しい状況が続いている。
- ④ 【大学（院）改革】2003年から4年にかけて、専門職大学院大学の制度化や国立大学の独法化、株式会社立大学が可能になるなど、大きな大学（院）改革の動きがあった。この動きも当財団設立の動機につながるものだった。
- ⑤ 【寄附文化は？】醸成機運がもっと高まるという期待もあった。だが、2008年5月に始まったふるさと納税の影響もあってか、「見返り」を求める風潮はいまだに根強いと感じる。2015年から始まった寄附月間（Giving December）の活動も認知度・定着度は低いのではと感じる。また、クラウドファンディングも経験したが、内部では継続的な基盤強化にはつながらないのではという意見も根強い。
- ⑥ 【支援は…】当財団の目的と活動に理解をいただき、根気強く支援して下さる方も少なからずいてくださり、少しずつの遅い歩みではあるが、根気強く目標に向かって活動を進めている。

（2）改革後の公益法人制度について一言い尽くされていることが改善されないもどかしさ

- ① 収支相償

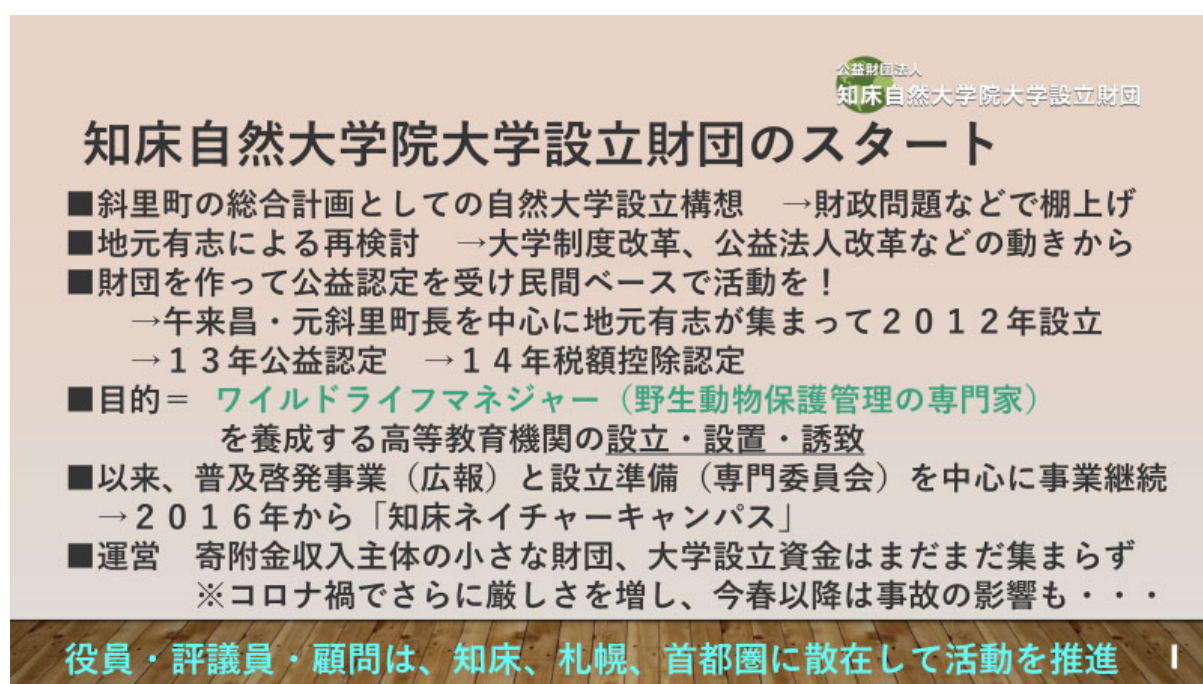
- ・ 趣旨は理解できるが、単年度で判定するのは合理性と納得性に乏しい
 - ・ 黒字が出たら「次年度の事業拡大」「特定費用準備資金」いずれも支出拡大が必須で法人の財政に無用の負担がかかる
 - ・ せめて、黒字を過年度の公益事業の赤字と相殺することを認め、本質的な意味においての「事業の充実」に振り向ける新たな仕組みが必要！
- ② 遊休財産の保有制限
- ・ 控除対象財産の範囲が狭く、またその解釈が狭められる恐れがある
 - ・ 資金に余裕がない財団なので無縁と思っていたら大間違い。実際、事業と本質的に無関係の財産提供（寄附）の相談を受けた際、この規制が主たる要因で受けられなかったこともあった（知恵が足りない、と言われればそれまでだが）
- ③ 会計基準
- ・ 用語を含め猫の目のように変えたり付け加えたりしないでほしい
 - ・ 非営利組織モデル会計基準等の共通基準には有用性や魅力を感じない
 - ・ 大規模法人と小規模法人の違い
 - ・ 会計ソフトの入れ替えは小規模法人にとっては一大事
- ④ 認定以降の様々な変化への対応は、定款自治の原則で対応を！
- ・ 社会の変化、大災害、パンデミック・・・これらへの短期的対応と長期的な適応発展
 - ・ 理論や技術の進歩により、到達目標や手段の変更も必要になる
- ⑤ 事業に関連した相次ぐ法改正の影響
- ・ 当財団についていえば「鳥獣保護（管理）法」や「環境関連法規」の改正は、事業や方針そのものに大きな影響を与え、「大学関連法規」の改正は、関連する法規の自動的な変更を伴う場合もあって非常に頻度が叩く、改正法そのものの把握や理解が追いつかないケースがある。
- （３）公益法人改革とそれに伴う様々な政策は寄附文化醸成に寄与しているか？
- ① 寄附金・税額控除
- ・ 中小企業や個人の寄附文化醸成につながる優遇制度になっていないのでは？
- ② ふるさと納税
- ・ 寄附文化から遠く離れた「寄附すればいいものが貰える」文化が定着
- ③ クラウドファンディング
- ・ 税（行政）が負担すべきものまで CF で集めるべきか？
 - ・ CF は寄附文化を定着させることができるか？（寄附と出資と事業参加）
- （４）公益認定等委員会だけでない、行政からの微かな影響、行政との微妙な関係性
- ① 内閣府と都道府県の違い、温度差
- ② 行政の協力、支援の巨大大さ
- （５）公益事業の活性化には多くの人々が運営や事業に関わる社会の実現が不可欠
- ① 公益法人事業に職業として関わる方々の生活の安定が重要
- ② ボランティアとして運営に携わる人々がもっと増えるように
- ③ シニア層の専門知や経験知を生かす場としての公益法人

以 上

資料(鈴木幸夫氏)



スライド1



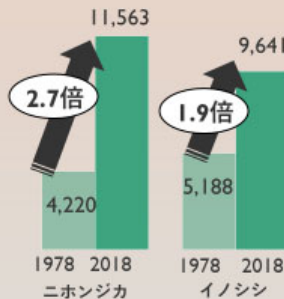
スライド2

財団活動をめぐる状況の推移①

公益財団法人
知床自然大学院大学設立財団

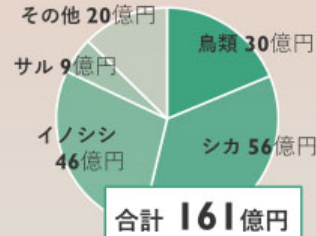
野生動物が引き起こす問題の深刻化加速

ニホンジカ・イノシシの
分布域（メッシュ数）

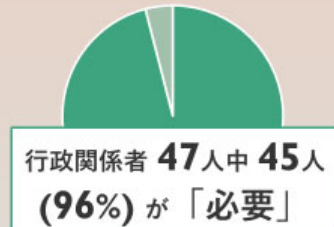


野生鳥獣による
全国の農作物被害金額（2020年度）

対症療法的対策で減少傾向だが・・・



Q. 鳥獣保護専門員の配置は
市町村・都道府県に必要？



日本学術会議(2019)「回答 人口縮小社会における野生動物管理のあり方」より作成

大都市圏、地方都市、中山間地の地域差、事態の深刻さに対する認識・温度差が大きい。抜本的解決のためには「地域資源管理」の視点が必要。

2

スライド 3

財団活動をめぐる状況の推移②

公益財団法人
知床自然大学院大学設立財団

環境関連法規の整備と充実、生物多様性保全への意識高まる

2008年の生物多様性基本法やエコツアー推進法、10年の自然公園法改正、12年の環境教育推進法改正、13年の種の保存法改正。15年には鳥獣保護法の大改正が行われ「鳥獣保護管理法」に！

Sustainable development Goals (SDGs)



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさ
も守ろう

わが国の生物多様性生態系サービス
過去50年間で消失・劣化傾向

次期生物多様性国家戦略の方向性

生存基盤となる多様で健全な
生態系が確保された社会

目指すべき自然共生社会像

自然の恵みの持続可能な
利用がなされる社会

生物多様性の主流化による
変革がなされた社会

環境は整ってきたが「専門的人材育成の重要性」への
理解はあまり進んでいない

次期生物多様性国家戦略研究会(2021)
「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」より作成

3

スライド 4

活動実績

講演会・フォーラムの開催から

知床ネイチャーキャンパスへの発展・人材育成の実践へ

公益財団法人
知床自然大学院大学設立財団

日時	開催場所	テーマ	参加者数	開催日時	テーマ	参加者数	備考
2013.5	斜里町	知床に高等教育機関を作ろう！	50	2016.10	野生動物との共存	20	
2014.3	港区	野生生物の「反乱」を食い止める	90	2017.9	自然再生・自然復元	22	
2014.11	札幌市	野生動物と共生する地域づくりを目指して	124	2018.9	地域産業と野生生物との共存	24	
2015.3	斜里町	地域資源を生かしたまちづくり・人づくり	50	2019.9	ヒグマと人 森林再生・河川生態系復元	24	
2015.10	千代田区	野生生物保護管理の最新潮流	150	2021.3	生物多様性を守るために	27	オンラインのみ
2021.9	オンライン	知床で生きる・働く	42	2022.2 2022.6	科学的保護管理システムの構築と実践	42 23	リカレントプログラム

総計500人以上が参加

総計160人が参加

※野生生物の専門家による専門委員会活動（目指す教育プログラムの策定）も進展。講師陣は委員が中心。

活動にはボランティアの存在が不可欠・講師陣もほぼ手弁当

4

スライド5

知床ネイチャーキャンパス

公益財団法人
知床自然大学院大学設立財団



講義



現地実習



グループワーク



発表



- ・多様性に富む生態系
- ・様々な自然保護地域



- ・蓄積された野生動物管理の経験



- ・行政・研究者・地域が協働する仕組み



- ・野生動物との共存を目指す産業の存在

知床の豊かなフィールドと地域資源を活用

5

スライド6

野生動物管理教育の胎動

公益財団法人
知床自然大学院大学設立財団

- ・専門委員会の活動
- ・ネイチャーキャンパスの蓄積

2020「野生動物管理教育プログラム検討会」開催

▶「モデル・コア・カリキュラム」*検討開始

2019 日本学術会議「人口縮小社会における野生動物管理のあり方」

▶野生動物管理の専門職人材養成を強く要請

2007「鳥獣被害防止特別措置法」制定

▶「専門家の人材育成を国や自治体の
努力義務と位置づけた」(羽山 2019)

*「モデル・コア・カリキュラム」
野生動物管理を学ぶ上での必要最低限の科目群。

一方で...

- ・まだ端緒についたばかり
- ・コアカリは基礎レベルの知識提供
- ・教育対象者は限定的
- ・フィールド教育の相対的不足

▶こうした課題に取り組み、
野生動物管理に資する人材を養成に寄与

上記の動きを当財団の活動がけん引してきたと自負！

6

スライド7

翻って、設立以降に感じた新公益法人制度は？？？

→ 言い尽くされたことが改善されないもどかしさ

- ①収支相償等の財務3基準の是正
 - ・趣旨は理解できるが、単年度で判定するのは合理性と納得性に乏しい
 - ・「黒字」を事業の充実に転じさせる新たな仕組みに！
 - ・遊休財産の保有制限は規模と範囲が狭い、収支相償と共にゴーイングコンサーンを阻害
- ②会計基準
 - ・大規模法人と中小法人の負担感や適用の妥当性に大きな差異。頻繁に変えないでほしい
- ③定款自治の原則の尊重を！
 - ・社会変容、大災害、パンデミックへの短期的対応と長期的発展的受容
 - ・自律的対応と変化が不可欠、発展進化していくため委縮しないで変わっていく姿勢
- ④寄附文化がもっともっと定着するための方策（税制を含め）を！
- ⑤ボランティア含め幅広く多数の人材（人間）が公益法人活動に参画できる仕組みや制度を！

力不足といわれればそれまでだが、
小さな財団にとってはどれも大問題。委縮せず活動できる制度に！

7

スライド8



ご静聴 ありがとうございました

公益財団法人
知床自然大学院大学設立財団



8

スライド9

不測の事態から見えた事

公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団

理事長 平井 俊邦

1. 公益財団法人 誇りを持った活動

債務超過額ピーク 3.5 億円を抱え、10 年間苦闘した日本フィル。2013 年 4 月に公益財団に移行しました。財務体質はまだまだ強くありませんが、大きな誇りを持って公益活動に邁進しています。移行にあたっては、多くの人々の励ましとご支援、公益法人協会の親身なご指導を頂きました。この場をお借りし、改めて感謝とお礼を申し上げます。

日本フィルは「音楽を通し文化の発信」「感動の共有」を目標に掲げ、四本の柱を立てて活動しています。質の高い音楽を届ける「オーケストラ・コンサート」、次世代を担う子供たちを育む「エデュケーション・プログラム」、地域の発展を支える「リージョナル・アクティビティ」。併せて東日本大震災復興支援の「被災地に音楽を」の活動を行っています。被災地へ音楽を届け「心の復興」を支援する活動は現在迄 316 回に及び、この 7 月、後藤新平賞の栄誉を頂きました。「温かさ・人に寄り添う」を楽団のカラーとし「芸術性と社会性」を兼ね添えたトップオーケストラを目指しています。

2. オーケストラが被った「コロナ禍」

“楽団存続の危機”に瀕して“

2020 年 2 月以降、政府の公演自粛要請を受け、4 か月間全ての活動を停止、年間を通して見ると 70 公演が中止に。大きな助成先がなく、公演による演奏収入を主財源としている日本フィルは、とりわけ甚大な打撃を受けました。通常年と比べ 3.5 億円の損失が上乗せされたのです。正味財産が 5 千万円と少ない財政基盤の財団にとって正に悪夢でした。その上、次年度以降の先が全く見通せず、「純資産 3 百万円を 2 年連続下

回ると財団解散」という規定がくっきりと浮かび上がり、恐怖心すら覚えました。不測の事態に堪え得る正味財産の蓄積がない事は、“潰れる”を意味していたのです。事業の持続的遂行のために正味財産を積上げる事の重要性を今更ながら痛感しました。

自力回復が難しい状況の中で、どのように経営し、事態を改善するか本当に悩みました。公益性のある事業の長期的持続と演奏家の雇用継続は使命であると覚悟を持って楽団を経営する決意を致しました。経営的には短期決断と長期対策が必要です。最大リスク額の推定と、同額のキャッシュフロー(4 億円)の確保を直ちに実施しなければなりません。トップダウンの意思決定、朝令暮改が必要でした。併せて長期対策としては構造的な赤字の縮小策、傷んだバランスシートの回復計画策定等に取り組まなければなりません。この様な大きな不測の事態からの回復には、長期的な経営視点と制度が必須です。

財政面だけでなく、芸術面でも、コミュニケーション面でも、大きな毀損を受けました。特にコミュニケーション面では、人と人との接触や地域間移動の制限が長期に渡ったため、日本フィルの特徴である「温かさ・人に寄り添う」活動が十分にできていません。3つの毀損の短期的回復は難しく、長いスパンで対策を立て、実行していく事が必要であると思っています。これだけ大きな不測の事態に対する方策に長期的視点が欠かせない事は自明です。経営上の弱点と併せ制度上の問題点もはっきりと浮き上がったように思います。

3. 長期視点の経営と制度が必要に

日本フィルの事例で見たように「収支相償の原則・余裕のない内部留保・純資産規制」が現実にはフィットしていたかと問われれば、否としか答えられません。現実と乖離しているように思えてならないのです。グローバルな展開・DXの推進・活動基盤の強化が文化庁の予算の柱にあります。事業収益基盤の強化を含め、中長期的視点に立って実施しなければならないものが目白押しです。制度面でも大きな転換点が来ているのではないのでしょうか。

長期的視点に沿った制度の一つに「資本性劣後ローン」があります。不測の事態で巨額の赤字、債務超過に陥った企業の再生に活躍する優れものです。長期一括返済に加え、

ローンを資本とみなす制度で、中小企業のみならず大企業の再生にも大いに役立っています。公益法人としては初めて日本フィルに適用されたのですが、企業と異なり正味財産(資本金)とは見なされず、まだ負債扱いです。一般会社と同等となるよう改正を望んでいます。

近未来に予想される直下型を含めた大地震、また新しいパンデミック等も視野に入れ、今は現行制度をしっかりと見直し、長期的視点に立って公益事業の安定的持続の可能性を追求する時にあるのではないのでしょうか。

6 大会声明

公益財団法人公益法人協会 副理事長 鈴木勝治

それでは、残り 5 分となりましたので大会声明に移らせていただきます。とりあえず第 3 セッションのパネリストの皆さま、どうもありがとうございました。

それでは、大会声明でございますが、今日のプロシヤが入っているケースの中に、A3 の 1 枚紙で「公益財団法人公益法人協会創立 50 周年記念シンポジウム大会声明 2022（案）」と書いてあるものがあるかと思っています。これで提案をさせていただきたいと思います。



鈴木副理事長

1 枚紙の後に 13 ページと若干長いのですが、「大会声明 2022－縮小均衡から成長戦略へー」という詳細版を付けておりまして、大会声明の内容を詳しくお知りになりたい方は、こちらの詳細版をお読みいただくと、この 1 枚紙の大会声明に集約されてきたゆえんが分かる仕組みになっておりますので、そういうことでご理解願いたいと思います。

この 1 枚紙の大会声明でございますが、最初のページを開いていただくと、2 ページ以降に具体的なことが書いてございまして、2 ページのⅠは、「新たな事態に対応するための施策の要望」と書いてございまして、今日議論が盛んに行われましたが、1 ポツが大災害に対する施策の要望、それから 2 ポツが攻めのガバナンスへの転換の要望。そのガバナンスについては、学校法人改革のときには、要するに不祥事対策としてだけではなく、前向きに、攻めのガバナンスと言っていたものですから、その言葉を使わせていただいております。

それから 3 ポツが、「新しい資本主義」による施策の要望」ということで、以上 3 点とも要望ということで掲げてございます。

それから次のⅡが、「現行法令等に対する改正や修正の提言」ということで、これは提言でございます。大きく 2 つに分けておりまして、まず<法令の改正または修正事項>としまして、1 ポツが、いわゆる財務三基準の改正の提言ということで、(1) は収支相償の原則について、(2) は公益目的事業比率について、(3) は遊休財産額の保有制限についてということでございます。

それから 2 ポツは、「変更手続等の簡素化の提言」ということで 3 つ書いてございます。

それから 3 ポツが、情報公開の充実と拡大の提言ということで、これも 3 つ書いてござい

ます。

この3つを、実は4年前に公益法人の新法施行10周年を記念して、私どもでシンポジウムを催させていただいたのですが、その時の提言そのものでございまして、中身は表現の違いが若干ありますが、基本的には変わっておりません。

それから次の4ポツが、「中小規模法人の特例扱いの提言」でございまして、これも先ほど申し上げた4年前のシンポジウムで提言させていただいたもので、ただ大きな項目ではなくて、プラスアルファという扱いで入れてございます。

それから、次が新しく要望させていただく内容でありまして、鈴木幸夫先生からもご発言がありましたけれども、5ポツが「会計基準との不具合」ということでございます。

次に4ページ、6ポツの「寄附文化の醸成」、それから7ポツの「芸術文化・スポーツの振興等の要望」ということで、これにつきましては、新しい資本主義の中で取り上げられていまして、私どももかねてからこれは必要だと思っていたところでございますので、それを要望という形で入れてございます。

それからⅢは、「公益法人のあるべき姿」ということで、従前は要望ばかり申し上げていたんですが、自らが襟を正すという言い方は正確ではないですが、自らもやるべきことがあるだろうということで、1ポツが「自主的な情報公開と情報発信」、2ポツが「セルフガバナンスの徹底と説明責任」、それから3ポツが「他の非営利法人との協働」ということで、以上の3点を入れさせていただきました。

少し盛りだくさんではございますが、以上の要望、提言を声明として、今日付で発信させていただければと思います。

少し読んでみますと、この画面に表示されている内容のとおりなのですが、「大会声明2022(案)」となっているのは、今日この場でご賛同いただければ、(案)を取って、これをマスコミ等を含めて世間に公表したいと思っています。読み上げます。

「私共（公財）公益法人協会とその創立50周年を記念して開催したシンポジウムに参加した公益法人は、公益認定法第1条に規定されている『民間公益団体による公益の増進並びに活力ある社会の実現を目的として』、以下の要望、提言ならびに声明を行います。

I. 新公益法人制度発足後に生じた新たな事態に対応するため、各種の施策を要望するとともに、政府における『新しい資本主義』による有効な施策の実行を希望します。

II. 公益法人に関する現行の法令その他の規制について、公益法人が自由な活動を行い初期の公益目的を達成することができるよう、その改正ないしは修正の提言を行うとともに、その速やかな実現を希望します。

III. 国民のみなさんからの一層のご理解とご支援をいただくため、公益法人自らが現在ならびに将来とるべき姿勢を表明し、その実行に努めます。」

こういうことでございます。先ほど申し上げましたように、もしよろしければ、本日付で私どもの名前と当協会主催シンポジウム参加者有志一同という形で出させていただきたいと思います。

こういうことは、普通の労働団体ですと、手を挙げていただき、シュプレヒコールをもって賛同を求めるのですが、公益法人でございますので、もしよろしければ、皆さんのほうから盛大な拍手で賛同の意を示していただきたいと思います。

どうもありがとうございます。それでは（案）を取りまして、大会声明ということで、マスコミはじめ関係機関に配りたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

（司会）パネリストの皆さま、進行役の副理事長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日のシンポジウムを終了させていただきます。このセッションでは、まさに多様な活動をされている公益法人の皆さまからお話を頂きました。会場の皆さま、もう一度、大きな拍手をお願いいたします。

ありがとうございました。大変お疲れさまでございました。壇上のパネリストの皆さま、席のほうにお戻りください。

引き続き、懇親会にご参加いただきます皆さまには、この後ご案内をさせていただきます。

長時間にわたり、ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。お忘れ物のないよう、お帰りください。ありがとうございました。



大会声明の様子

令和4年10月18日

公益法人協会創立50周年記念シンポジウム

大会声明2022
— 縮小均衡から成長戦略へ —
目次

I はじめに(基本的考え方)

1. 新公益法人制度の改正趣旨とその概要	・・・ 107
2. その後の動向と変動	・・・ 108
(1) 新制度発足後の動向	・・・ 108
(2) 新たな社会的課題の発生とそれらへの対応	・・・ 108
(3) 「新しい資本主義」による変容への期待	・・・ 109
3. 公益法人界の対応—縮小均衡から成長戦略へ—	・・・ 109

II 現行公益法人制度の課題

1. 財務三基準の存在	・・・ 111
2. 変更手続き等の煩雑さと簡素化	・・・ 112
3. 情報公開の充実と拡大	・・・ 112
4. 中小規模法人の特例扱いの不在	・・・ 113
5. 会計基準との不具合	・・・ 113
6. 寄附文化の醸成	・・・ 113
7. 文化芸術・スポーツの振興等	・・・ 114

III 公益法人自らの改革

1. さらなる自主的な情報公開と情報発信	・・・ 115
2. セルフガバナンスの徹底と説明責任	・・・ 115
3. 他の非営利団体との協働	・・・ 116

【別添】 「大会声明2022」	・・・ 117
-----------------	---------

令和4年10月18日

50周年記念シンポジウム大会声明2022

－ 縮小均衡から成長戦略へ －

I はじめに(基本的考え方)

1. 新公益法人制度の改正趣旨とその概要

(1) わが国においては、個人の価値観が多様化し、社会のニーズも多岐にわたってきているなか、行政部門や民間営利部門では満たすことができない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供できる存在として、民間非営利部門の社会経済システムのなかで果たすべき役割が重要性を増してきた。

しかし、改正前の公益法人制度は明治29年の民法制定以来、抜本的な見直しが行われず、①主務官庁の許可制、②法人の設立そのものが簡便ではなく、③公益性の基準が不明確であること、④営利法人的な法人や共益的な法人が公益法人として混在し、税制上の優遇措置を受けるなどの問題が生じていた。

(2) そこで①公益法人の設立の許可ならびに監督を主務官庁が行う制度を改め、②行政庁が民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき、③新たに設けられた一般法人の公益性を認定するとともに、その監督を行う制度を創設することとなった。また、④新制度による公益法人に対する、またそこへの寄附者に対する税の優遇は、世界に冠たるものと言われるものとなった。これにより民間が担う「公益」をわが国の社会・経済システムのなかで積極的に位置付け、その公益活動を促進することにより活力ある社会の実現に資することを目的とする制度を目指した。

(3) このことは、公益認定法第1条に、「この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。」と明記されている。

この条文はいわゆるお題目ではなく、わが国の社会の現状と将来を憂え、その変革を狙いとした真摯な宣言と考えられる。したがって公益法人のみならず、民間非営利部門の行う公益事業については、このように重要な役割があることを認識し、非営利部門の当事者は勿論のこととして、行政部門や民間営利部門においても、その存在の意味や意義を十分意識し、それにふさわしい対応をとる必要があると思われる。

2. その後の動向と変動

(1) 新制度発足後の動向

新制度発足後、その制度については評価に値する点と、課題と思われる点が明確となってきた。それらについては次のⅡで詳細を検討しているが、一言でいえば制度創設の基本的精神や狙いと齟齬をきたす事態や事項が続出しており、これらについては早急に改正ないしは修正を行わないと、制度の根幹を揺るがしかねない事態が生じることになると思われる。

これらの事項については、公益法人界をあげてその改正や修正の要望を宣言していたが、今般公益法人協会創立 50 周年を機に、再度関係する省庁に要望を行うとともに、国民の皆さんや政治家、学識経験者のさらなる理解と協力をお願いしたいと考えている。(具体的要望については別添の大会声明 2022(案) ご参照)

(2) 新たな社会的課題の発生とそれへの対応

ア. 新制度発足直後に発生した東日本大震災にともなう諸問題については、公益法人界に大きな衝撃を与えた。具体的には被災地ならびに被災者に対する救済において、公益法人は定款の目的に合致していないという形式的理由に基づいて、自由かつ自主的な支援活動が制限されたのである(のちにこの取扱いの一部解除)。このような公益法人の自由な運営の阻害は、厳格かつ形式的な法令の存在や、税の恩典を受けている制度としては認められない事項が内在していること、ならびにどんなよい公益目的事業であっても公益法人の自主的な裁量によっては行えないことを、関係者ならびに世間に知らしめることとなった。

イ. 直近においては、2019 年に発生した新型コロナウイルスによるパンデミックにおいては、公益事業そのものからの収益減少にともない、法人運営の困難が増すとともに、財団法人においては純資産 3 百万円の維持を必須とする法制(一般法人法第 202 条 2 項、3 項)により、法人そのものの存続が危ぶまれる事態も発生した。

このことは一定の余裕ある資産を必要とする公益目的事業のみにとどまらず、広く公益活動を行い、さらにそれを拡大するためには一時の経済変動によって揺らぐことのない財務的基盤が必要であることを示すものであり、現在の公益法人法制における、いわゆる財務三基準の存在に根本的な疑問を投げかけるものであった。

ウ. 2019 年のいわゆる骨太の方針 2019 において、「③E B P Mをはじめとする行政改革の推進」のひとつとして、新しい公益法人制度改正がとりあげられた。その趣旨は、「新公益法人制度の発足から 10 年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。」ことが令和元年 6 月 21 日に閣議決定された。これを受けて、令和 2 年 12 月に公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議が、「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために」という報告書を取り纏めた。

その内容については①役員等(理事・監事)や評議員(社員)のあり方について外部性・独立性

を導入する、②外部監査体制を徹底するといった外形的・形式的な提言が主体であり、認定法第1条に明記されている「公益の増進及び活力ある社会の実現に資する」事項については、検討の対象外となっている。ただ、③公益法人の透明性の確保や、④公益法人による自主的なガバナンス強化の取り組みの促進とその支援について言及しており、今後の公益法人の対応の指針の一つとなりうると思われる。

(3) 「新しい資本主義」による変容への期待

ア. 岸田内閣は2022年6月、「新しいグランドデザイン及び実行計画」の閣議決定を行ったが、その狙いは新たな官民連携による社会的課題の解決と、持続的な経済社会システムの再構築であり、最終的には国民の暮らしの改善と、その持続的な幸福の実現にある。

この狙いは、公益認定法第1条の目的である「公益の増進及び活力ある社会の実現」と親和的な目標であり、公益法人の更なる活用への変容を期待させるものである。

イ. 具体的には、市場だけでは進みにくい分野に対する重点的な実行がうたわれており、公益法人に関連する事項としては、①民間で公的役割を担う新たな法人形態、既存の法人形態の改革の検討(財団・社団等既存の法人形態の改革を含む)、②寄附文化やベンチャー・フィランソロピーの促進等、③文化・芸術、スポーツの振興等が含まれている。

ウ. 以上のように「新しい資本主義」においては、公益法人制度の改革に直接触れている他、公益法人に間接的に関連するものとして、ESG投資や寄附文化の促進、ならびに芸術・スポーツの振興等が含まれており、公益法人の制度改革を行う絶好の機会が得られると思われる。

したがって我々はこのチャンスを逃すことなく、今まで改革や改正の主張が実現しなかったことや、新たな視点から実行すべき点について、積極果敢にこれらの事項に取り組む必要があると思われる。これに関して、去る10月4日より内閣府において「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」が開催されているが、これに対しては公益法人の実情や要望等について情報提供や意見表明を行い、積極的に協力したいと考えている。

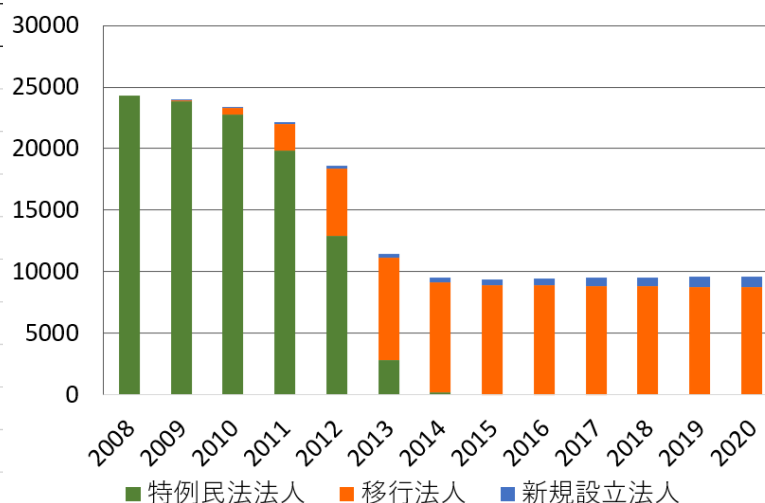
3. 公益法人界の対応—縮小均衡から成長戦略へ—

(1) 新制度の改革の当初においては、公益法人界挙げての運動や当局との折衝により、上記1の(2)記載のとおり評価すべき成果が得られている。しかし同時に上記2の(1)記載のとおり課題が多く残されており、その結果、新制度施行後から現在(2022年7月)までに改正前の民法法人からの移行した約8,900法人、新法による新設法人約800法人と総計9,700法人弱にとどまっており、改正前の民法法人が約23,000法人あったことと比較すると計数的には非常に残念な結果となっている。

公益法人の設立・認定件数の推移

旧制度		新制度	
年	設立件数	年	認定件数
1996	434	2009	24
1997	332	2010	43
1998	265	2011	66
1999	212	2012	74
2000	171	2013	94
2001	202	2014	84
2002	147	2015	85
2003	145	2016	87
2004	97	2017	82
2005	152	2018	97
2006	151	2019	81
2007	115	2020	77
2008	98	-	-

公益法人数の推移



公益法人：第 405 回公益認定等委員会資料「公益法人数の推移」
 新規設立法人：公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告
 特例民法法人：平成 25 年度特例民法法人に関する年次報告

このような縮小均衡から脱却するためには、新たな成長戦略が必要であり、公益法人界としても下記(2)のように一層の努力を要するが、前述の「新しい資本主義」の動向は、公益認定法第 1 条の目的である「公益の増進及び活力ある社会の実現」と親和的であることから、この動きと呼応していきたいと考える。

(2)縮小均衡の結果となった原因については、主として新制度に内在する問題点によるものと考えられることから、制度改正直後から公益法人界をあげてその改正や修正を要望しているが、そのほとんどが実現していないのが現状である。

ただ、この現状については、公益法人側においても自らの存在理由や実績を広く世間に開示し、その理解や支援を求める努力が足りなかったこと等、素直に反省すべき点も残されていると思われる。したがって公益法人自らが情報公開を積極的に行い、その透明化を一層図ることが必要である。

他方、公益法人においては相対的に大きな税制の恩典があることもあり、わずかな不祥事であっても過大にとりあげられ、マスコミ等からネガティブなキャンペーンをはられることも多い。したがって公益法人においては、上記の透明性をはかるとともに、自ら進んで積極的にガバナンスに傾注し、このような事態に対応すべきと考えられる。具体的には、自らガバナンス・コードを作成し、その実行状況を公開する等のことを行うべきであろう。

(3)なお将来の長期的な課題となるが、日本の公益法人界としては次のような事態に取り組み、自らの政策の提言の策定と広報を積極的に行い、その実行をはかれるよう努力するべきであろう。

ア．日本の非営利法人法制は、それぞれの非営利事業毎の縦割りとなっているが、海外の一元化された状況と比べると異例であり、その結果各事業体が一体となった行動が行われにくいこともあってか、その存在価値が相対的に低いと思われる。法制の一本化が日本的な縦割り法制・行政の実情から難しいとしても、例えばそれぞれの事業の中央統括団体が協力をおこない、非営利事業一般のために一緒に行動するといった戦略をとるべき時期にきていると思われる。

イ．上記ア．と関連し、日本においては非営利事業を研究し、それぞれの公益事業や世界の状況とその比較を行い、日本の問題点を拾い上げ、政策提言に結びつける機関ないしはシンクタンクが不在である。非営利法人そのものがそれぞれに分かれていることから事業の規模も小さく、したがって資金的に弱小であることからやむを得ない面もあると思われるが、少なくとも研究においては各非営利団体が大同団結できると思われることから、それらの道も模索すべきであろう。

ウ．上記アおよびイ、ないしはどちらかが実現することにより、世界の非営利団体と情報交換や政策協力等が可能となることと思われ、その結果、日本も世界をリードできることとなることは難しいとしても、少なくとも公益先進国と同列の位置を得られることができるのではないかとと思われる。

Ⅱ 現行公益法人制度の課題

1. 財務三基準の存在

(1) 現行公益法人制度上最大の問題を含んだものであり、①日常の安定的な運営に困難をきたすとともに、②将来の成長政策を策定する場合、財務上ネックとなる。さらに③公益目的事業の多様化や規模の拡大が困難になるとともに、④社会的存在として社会的課題の解決のため、例えばESG投資を行うための原資を保有することや蓄積することすら不可能である。

(2) この原因としては、財務三基準のうち収支相償の原則が根本的に問題であり、①公益目的事業の持続的で安定した運営に困難をきたすとともに、②遊休財産規制とあいまって収益を蓄積することができないことから、成長政策をとることができず、③寄附金等ならびにその運用収入も収入に加算されることから、一般からの寄附活動活発化の阻害要因の一つともなっている。

(3) したがって、この問題の解決にあたっては①事業年度毎に基本的に適用される収支相償原則を撤廃ないしは修正すること、②遊休財産額の保有制限としては、例えば一般的な法人の事業遂行上安定した運営に必要な3年度分の事業費相当額程度とすること、③さらには大災害やパンデミックに備えるための資金や新たな公益目的事業や既存の事業の拡大のための資金を、一定の基準に基づいて認めること等が必要と考えられる。

【参照法令】

公益認定法	第5条第6号・8号・9号、第14条、第15条、第16条
同法施行規則	第13条～第22条
公益認定等ガイドライン	I-5、I-7、I-8

2. 変更手続き等の煩雑さと簡素化

(1) 公益法人制度については、①認定申請時において提出すべき書類も多く、また内容も煩雑であり、②その後の事業変更についても、その申請基準が明確でなく、また当初の認定申請と同じ申請手続きが必要であること、③認定後の当局宛の提出書類が重複している等、簡素化が必要であると思われる。

(2) このこともあって①新規に公益認定を行おうとする一般法人の参入障壁となっており、また②既存の公益法人が公益目的事業を新たな分野に広げることの障害となっている。③さらに中小規模の法人においては、いわゆるヒト・モノ・カネの経営資源の乏しさから事務遂行において運営が困難となっており、公益認定を返上する動きにもつながっていると考えられる。

(3) 以上のことが(前述の財務基準の問題も含め)世間に周知され、新たに公益法人をスタートアップする人々にとって足踏みする要因となっており、公益法人の数的な増加につながらない要因となっていると思われる。

【参照法令】

公益認定法	第7条、第11条、第12条、第13条、第21条、第22条
同法施行規則	第5条、第7条～第11条、第27条、第28条
公益認定等ガイドライン	I-2-(1)

3. 情報公開の充実と拡大

(1) 情報公開の基本的機能は、制度改革や規制強化よりもガバナンスの実効性があることが広く実証されており、行政庁ならびに公益法人ともにその充実と拡大に努めるべきである。

(2) 行政庁においては、①公益認定申請書や変更認定申請書の記録は、公益法人をスタートアップする人や変更をしようとする法人に参考になるもので、個人情報の保護に留意しつつ全てを公開すべきであり、②他方、国民一般や受益者等のステークホルダーにとっては、その法人の情報は公益活動の恩恵を受けるために役立つものである。③当局の情報公開は手続きが簡単で、回数制限のないオープンなものであるべきであるが、現状はそれには程遠い状況となっており、改善が切に望まれる。

(3)他方、公益法人においては①法令や行政庁からの正当な理由のある情報公開要請に応じることは当然のこととし、②さらにステークホルダーのためになる情報を積極的に公開すべきである。③特に現在の公益法人の情報公開は、一般的にはミニマムに近いものであったこともあり、公益法人の意義や活動等のPRに欠け、そのため公益法人の社会的存在として世間の認識が低いことを反省し、積極的に情報発信すべきである。④なお、この③の要因が公益法人への寄附が集まりにくい原因の一つになっていると思われる。(後記6参照)

【参照法令】

公益認定法	第7条、第11条、第21条、第22条、第44条、第48条
同法施行規則	第27条、第28条、第38条、第39条
一般法人法	第128条、第129条
同法施行規則	第51条、第93条

4. 中小規模法人の特例扱いの不在

(1)現行法では、中小規模法人の特例扱いが(その定義の仕方の困難さ等の理由はありつつも、)なされていないため、①スタートアップしようとする人々がこの法人形態を忌避、ないしは回避するひとつの要因となっており、②その結果公益活動の裾野が広がらず、③公益法人の数や公益目的事業の多様化・増大への障害の原因となっていると思われる。

(2)英米においては、中小規模法人に対しては①会計基準や税務において特例扱いがあり、②行政庁への手続きやその監督等も簡便化されていること、③そのためか多数の公益団体が存在している(アメリカ約120万団体、イギリス約16万団体)ことを考えると、このような配慮がわが国でもなされるべきと考える。

(3)なお、公益目的事業のうち事務や手続が相対的に簡単な奨学金や助成金等の支給事業について、改正予定の新しい公益信託法において、特例扱いをすることも検討されるべきと思われる。

5. 会計基準との不具合

現在の公益法人法制と現行の公益法人会計基準は、その結合状態がやや悪く、①その基準と法制が全ての人が納得のいくものとなっておらず、②そのためもあってか基準の変更が容易に行われたり、新しい会計の考え方が持ち込まれたりして、実務家を戸惑わせることが多い。③しっかりした機関によって本格的な検討が行われ、多数の人が信頼できる安定した基準の制定が望まれる。

6. 寄附文化の醸成

(1)公益法人を成長させ、公益目的事業を拡大して国民の幸福を増大するためには、公益目的事

業に使用される財産を増加させる必要があるが、そのためには寄附が一番有効であり、欧米においては寄附文化というものが形成されている。日本においても過去にはその例が少なからず見られたが、現状は年間 6,200 億円程度と国の経済規模と比較すると寂しい状況にある。

- (2) 寄附を増大させるためには、寄附者にとって寄附したくなる事業を行っている公益法人であることが基本であり、その意味から自らの公益目的事業を真摯に遂行することがまず要請される。しかしながら、かつての日本で行われた陰徳を積むということではなく、公益法人が自己の存在理由や社会で役立っていることの情報を積極的に公開することや、その PR をすることも寄附の意欲に繋がると思われる。したがって公益法人側の情報発信の役割の重要性は、この面からも増大していると考えられる。(前記Ⅱの3の(3)参照)

なお、寄附した資金が、寄附者が望む公益活動に確実に使用され、役立っていることを信用できなければ、寄附する気持ちにならないことはいうまでもない。その意味では、寄附財産を事業収入と同列に扱う現行の公益認定法第 14 条は、寄附の意欲、特に遺贈寄附の意欲を大きく阻害することから、少なくとも改正が必要であろう。

- (3) 一方、欧米で盛んに行われているクラウドファンディングは最近日本でも流行しているが、その手法はビジネスでもあるため、取扱いについてしっかり理解することも要請される。この教育にあたっては、関係当局やしかるべき機関が関与することも考えられてよいであろう。また超高齢社会を迎えた日本においては、土地・家屋等の現物資産や遺贈による寄附も盛んとなっていることから、このような資産の公益事業への導入もしっかりした機関による主導が考えられるべきであろう。

7. 文化芸術・スポーツの振興等

- (1) 文化芸術・スポーツの振興は国・地方公共団体の官によるほか、民間の公益法人の活動により支えられている面があるが、今般コロナによるパンデミックにより人の集合が密となった場合の伝染の恐れから、中止や入場制限がなされた。その結果、公益目的事業収入が減少する一方、会場費や人件費は減少させることが難しく、収益的に問題を抱える法人が多数現れた。

- (2) 特に財団法人の場合、収入の減少が純資産の減少となり、純資産 3 百万円を維持することが難しくなり、解散(一般法人法第 202 条 2 項、3 項)に追い込まれる恐れのある法人も生じた。その対策として寄附金の募集により急場をしのいだり、劣後ローンの借入を実施したりした法人もある。

しかしながら、このような解散といった大きな危機を生じさせるのは、①一般法人法制が基本的に妥当であるのか、②公益法人の遊休財産を保有制限していることに問題はないのか等々の公益法人の法制に根本的な疑問が生じている。

(3)文化・芸術やスポーツは、それを長期にかつ安定的に行うことが国民の精神的な学びや安心感に繋がるものであることから、一定の政策的な配慮は必要となると思われる。したがってこのあたりは、まさに官民が一緒となって取り組んでいくべき課題と思われる。

Ⅲ 公益法人自らの改革

1. さらなる自主的な情報公開と情報発信

(1)前述のとおり、従前の公益法人の情報公開は一般的には法令の要請に従った、いわばミニマムに近いものであった。しかしながら、それを超えた情報を自主的に公開することがステークホルダーのためになるとともに、公益法人の社会的地位を高めることになると思われる。

(2)さらには、自らが社会的責任を果たし、公益に寄与していることを各種の手段を使って、積極的に情報発信することにより、公益法人の社会的存在を世間に知らしめることが重要であり、その結果、公益法人への寄附が増大したり、行っている公益目的事業へのボランティア参加が増えることにも繋がると思われる。

(3)したがって、新しい公益法人像としては、世間に対して開かれた存在となるため、DX等の新しい手段を駆使して情報発信や公開を積極的に行うことが必要となると考えられる。なお、DX等の活用は情報公開や発信にとどまらず、内部の事務の効率化(たとえばWEB会議の開催等)や、公益目的事業の拡大(たとえばWEBセミナーの開催等)に繋がるという効果も期待できる。

2. セルフガバナンスの徹底と説明責任

(1)新公益法人制度は、本来定款自治により、公益目的事業を自己責任によって自由に行うことが主眼であったはずであるが、いつのまにか行政庁の指導待ちといった姿勢もみられるようになっていく。これには各種の要因もあったと思われるが、英米の公益法人や日本の事業会社等においては、自らガバナンス・コードを作成し、それに則った行動を行うことが一般的となっている。

(2)日本の公益法人を含む非営利法人の世界では、自ら公益事業を誠実にやっているという矜持もあってか、このような動きは盛んにはなっていない。しかしながら公益法人界においても、多少ではあっても不祥事の発生がみられるし、公益目的事業達成度合いの自己点検も社会的存在として必要と思われる。

(3)したがって、たとえばガバナンス・コードを自ら作成し、法人の目的達成状況や組織の運営状況、コンプライアンス状況やリスク管理状況の点検等を定期的に行い、それを世間に公表し、社会に対する説明責任を果たすといったことが望まれる。

ガバナンス・コードの作成とその実施を行っている法人は、現時点では少ないようであるが、このようなことについては行政庁の指導待ちということではなく、自発的に行うことが新制度の趣旨に合致すると考える。

3. 他の非営利団体との協働

(1) 日本での非営利活動においては、公益法人の他にNPO法人(特定非営利活動法人)、一般法人、特別法による公益法人(社会福祉法人等)が存在し縦割りの法制となっており、その結果それぞれの形態の法人の規模も小さく、協働して公益活動を行うことも少ないことから、その公益の実現度合いは全体としては大きくなっていないと思われる。

(2) このような状況を打破するには、それぞれの制度が複雑であり利害関係も絡むことから、体系的に統合することはなかなか困難である。しかしながら少なくとも情報の共有や調査研究、さらには制度改正(特に税制改正)運動等においては全非営利団体が協働できるはずであり、また一部では行われているところである。

(3) 公益法人制度は近代日本の歴史においては一番古い非営利制度であり、それなりのヒト・モノ・カネを有していることから、他の形態の法人と語らいあって協働していくことのイニシアティブをとるべきであり、このことが国民の多様なニーズに応えることとなり、その持続的な幸福の実現に繋がると思われる。

(4) このような公益法人界の活動は、言うは易く実行することが難しいことも事実であるが、国民の期待やニーズに応えることは公益法人の使命であり、必要に応じて公的機関や事業会社等とも協働し、その実現をはかることにより社会的な存在としてさらに認知されることが望まれる。

以上

公益財団法人公益法人協会創立 50 周年記念シンポジウム

大会声明 2022

私共（公財）公益法人協会とその創立 50 周年を記念して開催したシンポジウムに参加した公益法人は、公益認定法第 1 条に規定されている「民間公益団体による公益の増進並びに活力ある社会の実現を目的として」、以下の要望、提言ならびに声明を行います。

- I 新公益法人制度発足後に生じた新たな事態に対応するため、各種の施策を要望するとともに、政府における「新しい資本主義」による有効な施策の実行を希望します。
- II 公益法人に関する現行の法令その他の規制について、公益法人が自由な活動を行い所期の公益目的を達成することができるよう、その改正ないしは修正の提言を行うとともに、その速やかな実現を希望します。
- III 国民のみなさんからの一層のご理解とご支援をいただくため、公益法人自らが現在ならびに将来とるべき姿勢を表明し、その実行に努めます。

令和 4 年 10 月 18 日

（公財）公益法人協会 理事長 雨宮孝子
同協会主催シンポジウム参加者有志一同

I 新たな事態に対応するための施策の要望

1. 大規模災害等に対する施策の要望

東日本大震災や新型コロナウイルスによるパンデミックのような大規模災害に対し、財務基準等の規制により無防備な財務状況に置かれている公益法人に対して、危機発生時における柔軟な対応の許容や、危機に対応するための資産の保有や積立てを可能とする法制上の施策を要望する。

2. 攻めのガバナンスへの転換の要望

公益法人の不祥事撲滅を目的として、いわゆる守りのガバナンスの強化が当局より提言されているが、ガバナンスの目的はむしろその法人の運営を自主的な努力により有効に遂行するためのものであると考える立場から、いわゆる攻めのガバナンスを重視する考え方への転換を要望する。

3. 「新しい資本主義」による施策の要望

「新しい資本主義」は、官民の連携による社会的課題の解決により、最終的には、国民の暮らしの改善とその持続的な幸福の実現を狙いとしているが、この狙いは公益認定法第1条の「公益の増進および活力ある社会の実現」と親和的である。

この政策の中には、既存の法人形態の活用として、公益法人形態の改革の検討が予定されているが、公益法人制度には、民間の寄附や幸福の実現に直接役立つものないしはその器たりうるものが多く含まれていることから、その前広な検討と積極的活用を要望する。

II 現行の法令等に対する改正や修正の提言

<法令の改正または修正事項>

1. いわゆる財務三基準の改正の提言

(1) 収支相償の原則について

①収支相償の原則は、公益目的事業の持続的・安定的・発展的な運営を否定する発想であり、基本的に撤廃する。

②公益目的事業の対価たる収入ではない寄附金等およびその運用収入は、収入に算入しないこととする。

(2) 公益目的事業比率について

収益事業を原資として公益目的事業を遂行している場合において、収益事業等の費用について、その50%（これを上回る割合で利益を投入した場合は、その割合）を公益目的事業の費用として算入する。

(3) 遊休財産額の保有制限について

①保有制限額としては、最低でも3年度分の事業費相当額程度が安定した法人運営に必要であり、またこの算定基準を見直す。

②将来の公益目的事業の拡大や新しい公益目的事業を行うためには、まとまった財産が必要となることから、一定額の保有や積立てを認める。

2. 変更手続等の簡素化の提言

(1) 公益認定申請または変更認定申請において、提出すべき書類が多く、また煩雑であることから、申請者がスタートアップする意欲を削ぐことに繋がらないように、簡素化する。

(2) 特に変更認定においては、申請を要するか、変更届出で済むかあるいは不要であるか、不明確であることから抜本的な見直しを図る。

(3) 認定取得後の公益法人の行政庁への提出書類は、重複するものも多いことから、真に必要なものに限定するよう簡素化を図る。

3. 情報公開の充実と拡大の提言

(1) 行政庁においては、公益認定申請書や変更認定申請書の記録は公益法人を立ち上げ(スタートアップ)ようとする人や変更しようとする人に参考になるものであることから、個人情報の保護に留意しつつ、全てを公開すべきである。

(2) 行政庁の情報公開は欧米のように請求手続きが簡便で公開回数の制限等のないオープンなものであるべきである。

(3) 公益法人においては、法定の情報公開を完全に行うことは当然のこととして、自己の法人の存在理由や事業活動の詳細を進んで公開するとともに、必要に応じて個別の事業等も積極的に情報発信すべきである。

4. 中小規模法人の特例扱いの提言

公益法人をスタートアップする人々にとって大規模法人と同一の法制とその規律の強制はハードルが高く、そのため公益法人数の増加や公益目的事業の多様化や増大につながっていない。

中小規模法人をいかに定義づけるかといった技術的問題はありつつも、公益法人が活動する裾野を広げるため、中小規模法人を特例扱いとする法改正を提言する。

<関連する改正要望事項>

5. 会計基準との不具合

現行の公益法人会計基準は、法制との結合状態がやや悪く、公益法人関係者が必ずしも納得するものとなっていない。しかるべき機関によって、多くの人が満足できる安定的な基準が制定されることを要望する。

6. 寄附文化の醸成

公益法人の寄附を増大させるためには、寄附者にとって寄附をしたくなる公益事業を行っていることが基本であるが、公益法人サイドから自己の存在理由や社会的に役立っていることを積極的に情報発信することが重要である。

7. 芸術文化・スポーツの振興等の要望

今般の新型コロナウイルスによるパンデミックでは、我国の文化芸術・スポーツの振興等を支える基盤が脆弱であることが露呈した。このような場合、多くの先進国では、国・地方公共団体が全面的に支援するのが通例であり、日本においてもこの分野を支える一翼を担っている公益法人に対し、政策的に助成金等を給付する他に引当金や積立金を認める等の配慮が必要である。

特に財団法人の場合は、一般法人法第 202 条による純資産規制があり、それをクリアできない場合は解散を余儀なくされるといった法制は、その運用や法の改正等を含めて早急に検討することを要望する。

Ⅲ 公益法人のあるべき姿

1. 自主的な情報公開と情報発信

公益法人に関わる多くのステークホルダーのために、法令の要請している情報の公開を越えて、行っている公益目的事業について積極的に情報公開するとともに、国民の理解と支援を一層深化するため、さらなる情報発信をすべきである。

2. セルフガバナンスの徹底と説明責任

当局からの要請によるものではなく、公益法人自らが自主的に内部統制を真剣に行うと同時に、例えばガバナンスコードを策定し、世間に公表するとともに、いわゆる不祥事を含めた全ての状況を公開し、説明責任を果たすべきである。

3. 他の非営利法人との協働

特定非営利活動法人や社会福祉法人等他の非営利団体と協働し、それぞれの法人の特色を踏まえた事業を共同して行うことによって、世の中の各種のニーズにこたえる等非営利団体が一体となって、国民の幸福の実現と暮らしの安定に寄与すべきである。

以上

(公財)公益法人協会創立 50 周年記念シンポジウム
多様化する社会と公益法人の可能性
～サステナブルな公益活動の実現に向けて～
報告書

2023 年 3 月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL: 03-3945-1017 FAX: 03-3945-1267
URL: <https://www.kohokyo.or.jp/>
印刷 三美印刷株式会社

©2023
